

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和6年 9月 5日午前10時00分			議長	岩澤 信	
	散会	令和6年 9月 5日午後 時 分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名  出席 23名 欠席 1名  凡例 ○出席を示す △欠席を示す ⊗公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	△	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	前 野 拓		事 務 局 次 長	澤 部 慶		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	中 村 修
教 育 長	石 塚 康 英
副 市 長	伊 藤 哲
副 市 長	黒 澤 伸 行
総 務 部 長	吉 田 文 彦
政 策 推 進 部 長	齋 藤 嘉 彦
財 政 部 長	田 中 英 樹
福 祉 部 長	鈴 木 文 江
健 康 増 進 部 長	彦 坂 哲
ま ち づ くり 振 興 部 長	野 口 昇
建 設 部 長	渡 来 真 一
都 市 整 備 部 長	浅 野 和 生
教 育 部 長	井 橋 貞 夫
消 防 長	岡 田 直 紀
総 務 部 次 長	立 野 啓 司
福 祉 部 次 長	佐 藤 睦 子
健 康 増 進 部 次 長	助 川 直 美
ま ち づ くり 振 興 部 次 長	海 老 原 輝 夫
都 市 整 備 部 次 長	稲 葉 克 彦
会 計 管 理 者	石 塚 幸 夫
総 務 課 長	松 崎 剛
市 民 協 働 課 長	海 老 原 充
政 策 推 進 課 長	高 中 誠
財 政 課 長	谷 池 公 治
障 害 福 祉 課 長	鈴 木 哲 也
子 育 て 支 援 課 長	三 浦 雄 司
環 境 対 策 課 長	木 村 太 一
中 心 市 街 地 整 備 課 長	中 村 有 幸
子 ども 青 少 年 課 長	長 塚 逸 人
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	大 隅 正 勝

図 書 館 課 長

樋 口 康 代

保 健 セ ン タ ー 副 参 事

柳 和 恵

区 画 整 理 課 副 参 事

中 野 潤 一

速報版 ● 本校正

令和6年第3回取手市議会定例会議事日程（第3号）

令和6年9月5日（木）午前10時開議

日程第1 市政に関する一般質問

- ① 石井めぐみ 議員
- ② 佐藤 隆治 議員
- ③ 根岸裕美子 議員
- ④ 鈴木 三男 議員
- ⑤ 染谷 和博 議員
- ⑥ 加増 充子 議員
- ⑦ 佐野 太一 議員

## 会議に付した事件

- 日程第1 市政に関する一般質問
- ⑧ 石井めぐみ 議員
  - ⑨ 佐藤 隆治 議員
  - ⑩ 根岸裕美子 議員
  - ⑪ 鈴木 三男 議員
  - ⑫ 染谷 和博 議員
  - ⑬ 加増 充子 議員
  - ⑭ 佐野 太一 議員

## 議事の経過

午前 10 時 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 23 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。欠席届、小堤 修君から、忌引のため欠席届が提出されています。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてたずねる場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

まず、石井めぐみさん。

〔15 番 石井めぐみ君登壇〕

○15 番（石井めぐみ君） みらい・維新・国民の会の石井めぐみです。今回の一般質問はウエルビーイングの向上についてということで、一番最初に質問してまいります。この言葉は、ウエル、良いと、ビーイング、状態を掛け合わせた言葉で、WHO が身体的・精神的・社会的にいい状態であることを表す言葉と定義し、短期的な幸福だけではなく、人生の意義など、将来にわたる持続的な幸福を含む概念ともいわれております。ビジネスの世界はもとより、昨年、こども家庭庁の発足で子ども政策を強力に推進し少子化を食い止めるとともに、一人一人の子どものウエルビーイングを高め、社会の持続的発展を確保できるかが分岐点だといわれております。それでは、本市の計画の位置づけについて、お伺いしてきます。幸福度を高める指標として、ウエルビーイングの考え方は既に多くの自治体でも政策決定に取り入れております。取手市では、とりで未来創造プラン 2024、36 ページに盛り込まれております。取手市としてもこの概念については、市の全体的な計画などの中で研究されていると思いますが、市長ご自身のマニフェストとも照らし、どのような位置づけをし各種政策に反映させていこうとしているのか、市長としてのウエルビーイ

ングなふるさとまちづくりに対する思いを伺います。

[15番 石井めぐみ君質問席に着席]

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。市長、中村修君。

[市長 中村 修君登壇]

○市長（中村 修君） おはようございます。石井議員の質問に答弁をさせていただきます。ウエルビーイングとは、今、石井議員のほうからも御紹介ありましたように、単に病気がない状態や不自由がない状態だけではなくて、心も体もそして社会的にも良好な状態であるということを示しております。コロナ禍を空けまして、この夏は市内でも夏祭りが数多く開かれました。また、一大イベントであるとりで利根川大花火、も皆様の協力のもとを成功させることができました。こうした催しは昔から地域コミュニティの中で行われているものですが、地域の一員として参加した思い出は人をそれぞれの胸に、のちのちまで残るものだと思います。このような子どもから大人までが、ふるさと取手を愛する気持ちにつながるような取組を支援し、また、増やしていくといったことが、私が掲げる住み続けるほど好きになる街をつくる。につながる、さらにはウエルビーイングにもつながっていくものだと考えています。こうした考えのもと、市長就任後に策定した市の総合計画であり、今、石井議員からも36ページという御紹介ありましたけども、とりで未来創造プラン2024では、ウエルビーイングの概念も踏まえ、目指すまちの将来実現に向けて取り組む15の重点施策を設定した次第でございます。引き続き、取手未来創造プラン2024で掲げた政策を推進することで、ウエルビーイングの向上、ひいては市民が健康で幸せに暮らせる社会を実現していくことで、住み続けるほど好きになるまちづくりに挑戦し続けたいと考えています。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） 住み続けたいまちづくりということで、それぞれの省庁で今ウエルビーイングがテーマとなっているいろんな政策が上がってきてるんですけども、特にデジタル庁の中では地域幸福度指標の活用ということで、数値化しているということでやっております。これを基に、これからそれぞれの担当課のほうに質問をしていきたいと思っております。まず、健康政策にどのように取り入れていくのか伺っていきます。取手市でも様々な側面からの取組があると思いますが、その中でも健康で生き生きとした社会の実現のための現在の取組について伺います。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

[健康増進部長 彦坂 哲君登壇]

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの石井議員の御質問に答弁いたします。先ほどからも御紹介させていただいておりますが、取手市の総合計画であるとりで未来創造プラン2024におきましては、市民のウエルビーイングの向上のため、政策4におきまして健康で生き生きとした社会の実現を掲げ、重点施策8の健康づくりの推進において、現状と課題、施策の展開方針を位置づけています。生涯を通じ健康で安心して暮らせるまちづくりを目指し、健康に関する意識の向上を図るとともに、保健事業と介護予防を効果的・効率的な事業として一体的に実施していくために、庁内の各課——関連各課との連携を充実

させるよう取り組んでおります。市が推進しております健康施策の具体的な取組事例といたしましては、まず身体的な健康に関しては、子どもから大人まで、誰もが楽しめるゆるスポーツ体験イベントの開催や、健康寿命延伸のため、フレイルの日にイベントを行うなど、健康に関する知識を深めていただく機会を提供しております。また、精神的な健康に関しましては、不安定な時期におけるメンタルヘルスケアの充実と運動による妊産婦とママの精神的な安定と幸福感を高めることを目標として、ママの体と心のケア教室を実施しております。最後に、身体的な健康はもちろんのことですが、社会的な健康にも資する施策といたしましては、シルバーリハビリ体操指導士の会やチューブ体操指導者の育成、また身近な地域で介護予防に取り組む団体への支援など、地域コミュニティの強化や活動を推進し、社会的つながりを深めることで、市民同士の交流を促進しております。このように、様々な施策を通じて、身体的、精神的、社会的な健康バランスの向上、ひいてはウエルビーイングの向上を目指しております。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。中村市長、答弁ありがとうございます。ここから2つのテーマに沿って聞いていきたいんですけども、まず健康増進のプログラムとあとは高齢者の健康について伺っていきます。まず初めに、健康増進プログラムの効果を測定するための具体的な——未来創造プランにも指標なども書いてありますが、この指標はどのように設定されているのでしょうか。伺います。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

○健康増進部長（彦坂 哲君） ウエルビーイングの向上に関する指標ということですが、先ほども御紹介させていただいたように、幾つかの市民参加型のプログラムですとかワークショップ、こういったものを展開しておりますので、こういったものに関しましては、その参加率であったり、実施後の市民の方々へのアンケートなどを行った中での満足度ですとか、そういった部分を指標として取り入れながら、施策のほうを展開しております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。次に、高齢者健康の増進について、ウエルビーイングの向上に向けた取手市の今後の取組などがあれば、伺ってまいります。

○議長（岩澤 信君） 健康づくり推進課長、香取美弥さん。石井議員の御質問に答弁させていただきます。これまで実施している市民方、市民の参加型のイベント、こちらを推進してまいりたいと考えております。これまで実施している市民参加型の事業といたしましては、ウェルネスプラザが自主事業で実施いたします健康まつりがございます。このイベントは、市民が主体的に参加できて、健康に関する知識を深める機会を提供しております。今年度は、来年、来月の10月5日の土曜日を予定しております。心と体の健康をテーマに、体験型イベントということで、リズムトレーニングや、ボイス脳活ボイストレーニング、ティラピスの体験、そして組成系の測定ですとか、血管年齢、肌年齢を測定することができます。できれば皆様にもお越しいただきたいと思っております。今後も市民が積極



的に参加できる健康づくりの機会というものを増やしていく予定ですので、こちらも市民のウェルビーイングというものの向上を目指してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。先ほど彦坂部長のほうから、健康体操とかチューブ体操とか答弁がありました。これは私が議員になってから10年近くやってる事業でもありまして、恐らく地域にも根づいているのかなと思っています。その中でそのウェルビーイングというのは、市民の方が——地域の方がそういった体操など参加をして、さらに心と体が満たされて幸福度に現れていく、取手市の愛着にどういふふうに現れていくのかというふうに考えるんですけども。そういった中で、私の近所でも双葉地区というところでも、もうずっと長く——ちょっとコロナのときにはできなかったと思いますが、そういった部分で、どのように市民の方から御意見とか幸福度など意見を聞いているのか、もしそういう声があったら伺います。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

○健康増進部長（彦坂 哲君） 地域での長く続く活動についても、いろいろと関わっていただきありがとうございます。健康づくり、またひいてはウェルビーイングを目指すという中で、どのように利用者の声ですとかそういったものを取り入れているのかというところの御質問かと思いますが、そちらにつきましては、先ほども申し上げたとおり、イベントなどを開催した際には、それを御利用いただいた方々への感想、そういったものをアンケートですとか、そういった形で取っております。また、長く続いている地域の活動におきましては、指導者のほうを育成のほう手伝わさせていただいておりますので、そういったときに集まった際の会議ですとか、そのほか随時寄せられる声、こういったものを参考にさせていただきながら、よりよい形で事業のほう展開できるように努めているところであります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。ウェルビーイング、健康づくりとか体操クラブとかの部分に特化するのであれば、地域とのつながりがない方だったりとか、やはり社会的な効率をされている高齢者の方とか、そういった部分がない取手市をつくっていこうというのが、ウェルビーイングでもございますので、今後、とりで未来創造プランの中でも書いてありますので、しっかりいろんな方々をいろんな地域で取り込んで、ウェルビーイングを確立できればなと思っています。ありがとうございます。

次の質問に移ります。次にまちづくりの部分で聞いていきます。ウェルビーイングなまちづくりに向けて、取手市の魅力発信やシビックプライド醸成のための取組など、どのように行っているのか伺います。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 魅力の発信ということで御質問いただきました。今、健康づくりについての御質問、そして次には学校教育と続くようでございますけれども。実は今、東京藝大のほうで——アートの分野なんですけれども、このアートというのも今取

手の魅力の一つなんでございますが。このアートを通して人と関わる、また社会と関わる、そういう仕組みができないかという研究が東京藝大のほうで始まっておりまして、これはアトレとそれから取手市のほうも連携をさせていただいて、今どんなことが出来るかという話合いが始まっております。芸術というものを題材として、参加された方のウェルビーイングにつなげることが出来ないかという取組でございます。また市の取組といたしまして、今年度から新たに市民の皆さんと協働して市の魅力を発信するための、程よく絶妙とりでファンクラブというものを立ち上げました。こちらのほうは、加入していただいた、メンバーになっていただいた方々が、自ら市の地域資源を発信していただいて、町の認知度向上と、それから郷土愛の醸成、そういったものを図っていこうということ。それから、会員間の直接の交流を促進していこうというようなことを目的に取り組んでいくというふうにしております。このような市民の皆さんが自発的にまちを盛り上げるという取組をしていただくことで、一層の魅力を発信と、シビックプライドの向上というところにつながるというふうに期待をしているところでございます。自分たちの住む場所、取手というところを良いところだというふうに実感して、その魅力を他者に伝えていただくということで、昨日、市長が月・木・SAYで発信をしているというお話の中にもございましたけれども、やはり、そういったことをすることによってポジティブな感情が生まれてくるということもあると思ひまして、そういったことがシビックプライドの向上、しいてはウェルビーイングにつながっていくものというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。それでは、まちづくりの指標の設定基準については、どのように考えているのか伺います。

○議長（岩澤 信君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） 石井議員の御質問に答弁させていただきます。まちづくりの指標——いわゆるこの魅力発信部署からいきますと、いかに多くの市民の方を巻き込んでいろんな魅力発信をしていくかという意味では、なかなかこの幸福度を測るかという数値的に出すのは難しいかもしれませんが、まずは多くの方にこの取手の魅力を知っていただくという意味で、例えばインスタグラムのフォロワー数であったりとか、またホームページやそういったイベントなどの認知状況——どれだけのアクセスがあったのかとか、そういったもので数値としては測る中では、そういったものであれば数字で出しやすいんですけども、多くの方にそういった町の魅力を共有できるような、そういったものを一応図って、これからどんどん普及促進をしていきたいと思っております。また、ほどよく絶妙ファンクラブ——今、答弁ありましたけれども、その会員数を伸ばすことによって、また市民の皆様と協働で、それはより膨らんでいくものだと思っておりますので、どんどん会員の拡大に図っていきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。今、ほどよく絶妙——ほどよく絶妙ファンクラブの御紹介がありました。私もインスタとかでは見ておりますが、今実際インスタグラムのフォロワー数というのはどのぐらい——フォロワー数の数はどのぐらいある

んでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） お答えいたします。こちらのほどよく絶妙とりでインスタグラムでございますけれども、本年の6月24日から開設をしております。8月末現在でございますけれども、このフォロワー数は684人となっております。リーチ数、いわゆるインスタグラムを閲覧したユーザーの方の数というのが8月末現在で1万1,057回ということで、一応記録を確認しております。そういった状況です。あと、ごめんなさい。あとすみません、インプレッション数というのありまして、そのインスタグラムを表示した回数、見ていただいた回数というのは、8月末現在で約7万8,000回、こちら御覧いただいているという状況で、徐々にこの取組が広まってきてるのかなということを感じております。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。まちづくり、さらには魅力発信、これはかなり幅広いテーマになると思います。その中で、まちづくりに対してのウェルビーイングはどこでこう使用を考えたらいいのかなと私もずっと考えている中で、その個人のウェルビーイングの向上が非常に重要なのかなと。さらには、今、担当課でも一生懸命行っている取手ファンクラブ、その恐らく数字的には未来とりで創造プランには、指標数って全ての事業に、目指して頑張りますって書いてあると思うんですけども。一番目に見えて分かるのが、インスタのフォロワー数だったりとかというところで、市民の幸福度というのが図られるのかなと。私はすごく今のSNSとか今の時代にを考えたら、そういうところで分かるのかなと。そうした中で、いろんな方を取り込んでやっていくのに、ちょうど10年前ですかね、私たちまだ残ってる議員も一緒に踊りをして、それをSNS発信をしたという過去に経験があるんですけども。山野井さんが筆頭にいろいろ考えてくれたAKBの踊りをしたと思いますが、ぜひ、今ファンクラブを見てても、すごく上手につくられていると思います。市長がティックトックじゃないけど踊りをしたりとか、例えばさっきの健康増進の中でも体操クラブの方々が踊りながら楽しんでる姿とか、そういった発信をいろんな分野でもっともっと発信をしていけば、例えば体操クラブの方って高齢者の方が多いと思うんですけども、それをお孫さんに見せてフォロワー数が増えたりとか、どんどんそこで広がっていくのかなと思いました。ぜひそういった部分でもう少し考えてみるのはどうかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 全くおっしゃるとおりだと思います。ウェルビーイングというのは、やはりその人自身がどのように幸せを感じるか、満足感・幸福感を持てるかというところで、主観的なところになると思います。その人によって、どこに何に幸せを感じるかというのは非常に多様なものがあると思いますので、取手にはどのようなメニューがあるか、どのようなことがあるかということ常々発信をして、見る人それぞれが、どこかでこれいいなというものを見つけていただくのが大切なんだろうと思います。そのために、やはり少しでも多くの方にアクセスをしていただいて、いろいろな情報に触れ

ていただくということが大事なんだというふうに思います。そういったことも含めて、今、その会員数を増やすとか、閲覧数を増やすとかというところに取り組んでいるというところでございます。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ぜひ、684人から1年後には1万人ぐらい増えていると思いますので、期待したいと思ひますし、私たちが、例えば取手市議会とか取手市がその——市民の方にウェルビーイングを求めるといふのは当然といふか、幸福度を上げていくといふところの活動は必要なんですけども、まず、市民に求めるよりも、取手市の例えば職員の方々のウェルビーイングの向上がなければ、取手市民の皆様のウェルビーイングの向上はないのかなと私は考えております。ぜひ、まち——取手魅力発信でもいいですし、ちょっとどこの担当課になるか分かりませんが、まずはその市の職員の方々の、まずウェルビーイングの向上、これが取手市の最終的な誇りだったりとか、愛着につながっていく、それが5年後10年後につながっていくのかなと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） お答えいたします。貴重な御提言ありがとうございます。職員自ら盛り上げていくということもあるんですけども、実はほどよく絶妙とりでファンクラブの創設会議を7月に開催したんですけども。その会員の皆様、非常に取手愛の深い皆さんで、何とか町を盛り上げていきたいという思いをすごく、様々な意見、活発にワークショップという形で展開されました。その中で様々な御提案も市民の皆様から頂いておりますので、もう職員だけじゃなくて、職員と市民の皆さん、また市議会の皆様にも参加していただいて、ぜひみんなで町を盛り上げていく取組を進められたらいいなということ。頂いた御意見も一つ一つ実現できるように今検討を進めている最中ですので、その辺はまた、そういう企画がまとまりましたら、またぜひ皆さんに周知してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ぜひよろしくお願ひします。中村市長のダンスなり、それを幸福度で……

〔笑う者あり〕

○15番（石井めぐみ君） （続）表してインスタにアップされることを期待してます。どこの市長もやってないので、ぜひ取手市が先に発信して、今ティックトックとかでダンスやりながら発信できる機能もありますので、私もティックトックで何回か発信してますので、ぜひ期待しております。〔発言する者あり〕次——高い——ウェルビーイングの高い——意識の高い方が集まれば必ず成果も上がってきますので、その辺は本当すごくウェルビーイングの向上って非常に難しい部分なんですけども、期待しておりますので、次の質問に移らせていただきます。

学校教育の現場について、どのように対応しているのかについて伺います。教育現場における生徒や教職員の幸福度や健康、学習環境の改善に関する施策について、取手市の学校では生徒のウェルビーイングはどのように把握して具体的な取組をしているのか伺いま

す。

○議長（岩澤 信君） 教育長、石塚康英君。〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 石井議員の御質問に答弁させていただきます。教育現場におきましても、子どもたち一人一人のウェルビーイングを向上させるということは、とても大事なことだとそのように考えています。国の第4期教育振興基本計画におきましても、自己肯定感などの獲得的な要素と、人とのつながりなどの協調的な要素を調和的・一体的に育んで、調和と協調に基づくウェルビーイングを、教育を通じて向上させていくことが求められているという、その理念が示されているところです。一方でこの理念といたしましては、実は教育基本法でありますとか学習指導要領の狙うところとも一致しているところなんです。そういうところからも、学校としては学習指導要領に基づく教育を確実に実施していくと——実践していくということが、子どもたちのウェルビーイングを向上させることにつながるのではないかと、そのように捉えているところです。また、何よりも学校現場における子どもたちのウェルビーイングというのは、子どもたちが学校で一日を笑顔で過ごして、今日も楽しかったとか、今日も頑張ったという幸福感を、一人一人が家に持ち帰ってくれることかなと考えてます。そういった幸福感の積み重ねが将来に向けての希望につながったり、あるいは友達や家族、地域や学校や世界の幸せを求めるような、そういう子どもたちを育むのではないかなと、そのように捉えているところです。子どもたちの笑顔を見て、御家庭の皆さんが笑顔になって、地域が笑顔になっていくということが、ウェルビーイングに期待しているところとなります。具体的な取組につきましてはこの後、教育部長より説明させていただきます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） おはようございます。学校現場での取組について答弁させていただきます。教育長が申し上げたとおり、学校で子どもたちのウェルビーイングを向上させるためには、まず、学習指導要領に基づく教育を確実に実践していくことが大切だと考えております。例えば、子どもたちの学習においては、個別最適な学びと協働的な学びの一体化を目指した事業改善に現在努めているところでございます。取手市が独自で作成し、現場の教員が活用している学習指導の方向性と取組を示した、学びのコンパス、これはOECDの求めるウェルビーイングを目指したランニングコンパスの考えを取り入れて作成したものです。実際の学習の例としましては、子どもたちの心の安定や自己調整を図るために、保健体育科や道徳科、総合的な学習の時間などを中心に取り組んでおります。例えば、保健体育科では、心身の健康に関する知識やスキルを学ぶ機会として、ウェルビーイングの概念を取り入れまして、ストレスマネジメントやメンタルヘルス、適切な栄養と運動の重要性などについて学んでおります。道徳では、自己肯定感の向上や他者への思いやり、いじめの問題などのテーマを学ぶことで、子どもたち一人一人や、学級、学校全体のウェルビーイングを高めているところでございます。また、学級活動や学校行事、部活動などを通して、達成感を味わわせるために、社会性や協調性を養ったり、個人や集団のウェルビーイングを高められるようにしております。子どもたちの安全安心を支える環境としましては、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員などを各学校に配置し

まして、教育相談部会において、子どもたちの困り感に寄り添う対応を学ぶ機会を多く設けたりしております。このように学校現場では、教育活動全体を通じまして、ウェルビーイングの向上に努めているところでございます。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。学習環境のウェルビーイングについては理解いたしました。それでは教職員のウェルビーイングについて、取手市内の学校において教職員の働き方改革、ウェルビーイング向上のためにどのような取組が行われているのか伺います。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 石井議員の御質問に答弁させていただきます。子どもたちのウェルビーイングを高めるためには、教職員や学校のウェルビーイングが重要です。教職員が良好な労働環境の下、安心して業務を行い、明るく元気に仕事をしている姿を子どもたちに見せることが、子どもたちや学校全体のウェルビーイングを高めることにつながっていきます。教職員のウェルビーイングを高めるために、労働時間の改善、ICT導入による教職員一人一人の業務の負担軽減、メンタルヘルスのサポート、ワークライフバランスの推進、ハラスメントの防止など、様々な取組を行い働きやすい職場環境を構築できるようにしております。また、教職員にとって何よりも喜びを感じられるのは、子どもたちの成長や成果を実感したときです。教職員は誰しもこの喜びのために教師になったといっても過言ではありません。子どもの成長した姿を見て、自分の働きに対する満足感や幸福感が生まれます。この幸福感が教職員のさらなるモチベーションとなり、子どもたちに質の高い教育を提供することにつながり、子どもたちのウェルビーイングの向上がより一層図られるものと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。先生が——先生のウェルビーイングが向上しなければ、子どもたちにも伝播していきませんので、しっかりその部分は取り組まれていただきたいですし、今——私も既にウェルビーイングの研修など参加しておりますが、先生たちのそういった研修も、そういったふうに私は予算をかけてしっかりやっていくべきだなど思っておりますので、今年度難しければ来年度とか予算づけをして取り組まれてもいいのかなと思っております。また、さらに今後5年後・10年後に対して、子どもたちのウェルビーイングの向上をどのように学校教育現場ではつなげていくのか、計画があれば伺います。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 今後の計画ということですが、子どもたちのウェルビーイングを向上させるためには、まずは現行の学習指導要領を——法に基づく教育を推進していくことと考えております。文部科学省では、教育に関するウェルビーイングの要素を育む教育活動の事例として、授業に関するものとしては、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、子どもたちの心や体の安定を図る、豊かな心、健やかな体の育成、安全安心、

学校運営協議会などを柱とした地域や家庭でともに学び合う環境整備、こういったところに真摯に取り組んでまいりたいと思います。今後、2040年を目指してということに関しましては、やはり国や県の動向をしっかりと見守りながら、本市でも検討していけるように行っていきたいと思っています。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。先ほど教育長からも、子どもたちの一々学校で楽しかったよといった言葉がありましたが、私も中村市長も入江議員も、20年近く、取手市子ども会育成連合会というところでサマーキャンプをしております。その当時20年前に——とか、最近の子どもたちが参加された子たちが、高校生ボランティア、大学生ボランティア、さらにはそこで知り合って結婚もしているという実績もございます。そういったところで、ウェルビーイングの幸福度だったりとか、そういうところにつながっているのかなと思いますので、しっかり教育現場でも取り組まれ——取り組んでいただきたいと思い、今回質問を入れました。以上です。

次の質問に移ります。中学校部活動地域移行事業についての取組、地域移行の取組の現状と課題について伺います。教育委員会が主体となり令和5年度から休日の部活動の地域移行をするためのモデル事業を実施し、令和8年度に向けて完全移行するために今取り組まれておりますが、改めて現状と課題について伺います。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 部活動の地域移行、先日の長塚議員の質問でも、現状と課題という形で答弁させていただきました。私たち教育委員会のほうでは、昨年度、中学生——全中学生と保護者を対象に、この部活動の地域移行に関するアンケート調査を実施させていただきました。実際にその結果、主だった点をちょっと御紹介させていただきます。昨年9月に、市内6校の全ての中学生の1・2年生、1,471人とその保護者及び教員164人を対象に調査を行いました。生徒とその保護者の皆さんの主な回答を紹介させていただきますと、中学校部活動の地域移行を進めてよいかという設問には、生徒から約半数の51%の方が肯定的な意見を頂きました。主な理由としましては、専門的な指導が受けられる。友達関係が学校外にも広がる。希望する部活動が続けられると、などの回答が寄せられております。また、保護者は60%の方が、やはり部活動の地域移行に関しては肯定的な回答を寄せていただきました。主な理由としましては、専門的な指導が受けられる。先生たちの働き方改革につながる。希望する活動が続けられると、そういった意見も寄せられております。実際にこのクラブに参加している生徒の保護者からは、他の中学校の生徒との活動が不安だったが、優しい先輩・先生に囲まれ、楽しく活動して安心したと。人数が増えて、練習にも活気が出て、試合でも勝てるようになり、子どもが喜んでいった御意見を頂いております。また一方で、自由記述の欄では、やはり保護者のほうからは、できるだけ保護者の負担を減らしてほしいと。それと、他の——他校の生徒との人間関係や、自分の学校の先生以外の指導者に対する不安、そういった不安も寄せられているのは確認しております。教育委員会としましては、こういったアンケートを今年度も実施しまして、生徒や保護者の皆さんの御意見を聞き、今後の事業展開の参考にしていきたいと思

っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。今のアンケートの親御様の御意見というのは非常に重要ですので、しっかりそれを受け止めて取り組まれていただければいいかなと思います。次の2番目の地域移行への取組の中で受皿となる社会体育団体、スポーツ協会、各関係団体との連携について伺います。

○議長（岩澤 信君） スポーツ振興課長、大隅正勝君。

○スポーツ振興課長（大隅正勝君） お答えいたします。休日の部活動の地域移行を進めるためには、社会体育団体やスポーツ協会など、各団体との連携が必要と考えております。そのため教育委員会では、事業を始めるに当たり、まず各スポーツ団体や中学校体育連盟・PTA・部活動顧問・学識経験者・教育委員会関係の管理職、こちらの13名で構成をいたします取手市部活動地域移行推進協議会を設置しているところでございます。当協議会では、年に3回の会議を開催しまして、進捗状況の確認や課題などにつきまして議論し、それぞれの立場からの御意見を頂いているところでございます。また、教育委員会が、教育委員会の職員が、市スポーツ協会及びスポーツ少年団の各常任理事会や、総合型地域スポーツクラブの会議に、こちらに参加させていただきまして、部活動の地域移行についての情報提供を行っているところでございます。その中で、各スポーツ団体が今後どのような形で、この地域移行に関わることができるかにつきましても、検討を依頼しているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。もう既に始まっている自治体もございまして、成功している自治体、ちょっとうまくいってない、失敗している自治体も、それぞれ調べていくと分かるんですけども、取手市としてはモデル地域として参考になっている自治体はあるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） スポーツ振興課長、大隅正勝君。

○スポーツ振興課長（大隅正勝君） 取手市におきましては、特に土浦市など、こちらは取組、方向性が似ていることがありまして、担当者と連絡を取り合いながら、情報交換を行いまして、参考にさせていただいてるところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。今取り組んでるのは、令和8年度までの取組だと思います。今後、平日に行われている部活動も恐らく移行していくのかなと、流れになっていくのかなと思ひまして、現時点では担当課のほうでは、令和8年度に向けた取組、さらにはその先、中長期的な計画なども立てていかないと、恐らく大変なのかなと思ひますが、現時点での考えを伺います。

○議長（岩澤 信君） スポーツ振興課長、大隅正勝君。

○スポーツ振興課長（大隅正勝君） お答えさせていただきます。やはり中期、中長期の計画を持って事業に当たるのは必要——必要性につきましては認識しているところでございます。現在、市では、議員もおっしゃったように、令和8年において地域クラブ活動



の？本格化？に向けまして、ロードマップを作成し事業を進めておりますが、国は将来的に平日を含めて全ての部活動の移行を目指していく、休日の部活動の地域移行においても、こちら市でもまだ始まったばかりでございますので、そのため、まずは休日の部活動の地域移行、こちらを軌道に乗せまして、子どもたちの貴重な、中学3年間は地域クラブ活動も含めまして、魅力あるものにしていきたいと考えてるところでございます。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。この先少子化が加速していく中で、持続可能な部活動していくのには、恐らく中学校だけではなくて、高校や大学、大人の方も取り込ん——取り——巻き込んだ取組も必要なのかなと考えます。その取組の取組をすることにより、取手市の子どもたちのウェルビーイング、どんどんこうつないでいくという意味、そういった部分も恐らくこの先必要だと、もう数字が出てると思いますが、必要になってきますので、しっかりそこも見据えて取り組んでいただければと思っております。

次の質問に移ります。受益者負担について伺います。これも恐らく休日の部活動になると、費用負担が受益者負担になるということなんですが、それについて伺います。

○議長（岩澤 信君） スポーツ振興課長、大隅正勝君。

○スポーツ振興課長（大隅正勝君） お答えいたします。地域クラブの受益者負担につきましては、国の方針では、活動の維持運営に必要な範囲で可能な限り低額な会費を設定しまして、家庭に負担していただくことが明示されているところでございます。御家庭に負担いただく内容としましては、地域クラブの指導者への報酬や研修費などで、地域クラブの運営に必要な管理、管理費、などに充てられるものと想定しているところでございます。既に受益者負担を進めている自治体も複数ございます。それら自治体の状況を見ますと、自治体ごとに金額に差があるところです。毎月の会費のほかに年会費を頂いている状況が多く見られるところでございます。市では、令和7年度までを移行期間としましてモデル事業として実施しているため、国からの委託費や市の補助金を活用しまして、通常の部活動と差が出ないように、受益者負担を徴収せずに運営しております。しかし、令和8年度からは休日の部活動が地域クラブへ本格移行することから、安定したクラブの運営を行うため、参加者の保護者からクラブに必要な経費を御負担していただくこととなります。現在、先行して受益者負担を行っている自治体を参考に受益者負担額などの試算を進めているところですが、あわせて国や県の担当者に対し、部活動の地域移行への予算的な支援を機会あるごとに要望していきたいと考えているところです。受益者負担につきましては、関係者等に丁寧に説明を行い、関係者の声をよく聴き、理解を得ることができるよう今後も進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。恐らく部活動ができる御家庭とできない御家庭の格差が広がるというか、もしかしたら出てくるのかなと思っておりますので。その辺、令和8年度までまだ時間ありますので、実態調査をしながら、今後どうしていくべきか。例えば市が補助——補助を出すのはちょっと——これは国でやれって言ってますので、国にも補助金を出してくれと、継続的に出してくれということで、言い続けるしか

ないのかなと思いますので。この辺は、しっかり調査をしながら進めていただければと思います。地域移行に際し——4番目の、実際に関わる生徒や保護者に対しての周知の状況についても、事業説明を実施しながら行って、ホームページ・インスタグラムを活用していくと答弁があったので理解はしておりますが。恐らく、8年度以降、一気にスタートとなった場合には、恐らく今の担当課では難しい——本当に何千人という子どもたちを相手にしていくと思いますので。その辺は、もう取手市のいろんな担当課に協力を得ながら、周知をしながらやっていけばいいのかなと思いました。この質問は、もう答弁されているので、次の最後の質問にします。

部活動指導員と外部指導員の違いについて伺います。

○議長（岩澤 信君） スポーツ振興課長、大隅正勝君。

○スポーツ振興課長（大隅正勝君） お答えさせていただきます。部活動指導員と外部指導者、こちらは中学校部活動に関わる指導者になるんですけども、中学校??に加入している生徒が、専門的な指導を受けられるようにするために設けられた制度でございます。運用には対象がございまして、部活動指導員は中学校の推薦や市の教育委員会の任命を受けて報酬を得ながら部活動に加入している生徒に専門的な指導を行います。ちなみに、取手市の報酬は時給1,239円となっております。また、報酬が発生するため、人数に制限がございまして、取手市では市内公立中学校全体で11名となっております。一方、外部指導者は、中学校校長の面談などを経て任命されまして、無報酬で指導を行います。人数の制限はございませんが、単独での指導や引率はできないため、当該校の教員が必ず立ち会う必要がございまして、また、中学校の教員は、他の中学校の部活動指導員や外部指導者にはなれませんが、小学校や高等学校の教員であれば、外部指導者になることが可能です。双方の違いを簡単に説明させていただきますと、報酬を受け単独での指導や引率が可能であるのが、部活動支援——部活動指導員でございまして、ボランティアで単独での指導や引率ができないのが外部指導員ということになります。なお、どちらの指導者でも、平日や休日を問わず指導することができまして、報酬を得られる場合は、人数に制限がございまして、登録をすれば大会でベンチ入りすることも可能だそうです。双方の制度を上手に活用することで、生徒の技術向上と教職員の働き改革に貢献できる制度と考えておるところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。指導者の確保というところで課題にも挙げられておりました。非常に難しい、今後恐らく課題に——課題がずっと続くところだと思いますが。この取組の背景には、教員の働き方改革や部活動の資質向上、地域社会との連携強化などが挙げられております。またこの取組が成功するためには、学校・地域・保護者そして生徒が協力し合い課題に対応しながら、よりよい形での部活動の在り方を模索していくことが求められておりますので、本当に担当課の方々は恐らくこれから大変だと思いますが、しっかり保護者の意見だったり生徒さんの意見だったり、各種団体の方と連携を取りながら、成功を目指してやっていただければと思います。以上です。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、石井めぐみさんの質問を終わります。

続いて、佐藤隆治君。

〔20番 佐藤隆治君登壇〕

○20番（佐藤隆治君） 皆様、改めまして、おはようございます。創和会、佐藤隆治です。通告の順番に従いまして、一般質問を行わせていただきます。資料等を用いて質問させていただきますので、席の移動をいたします。

〔20番 佐藤隆治君質問席に着席〕

○20番（佐藤隆治君） 今回の一般質問は、3項目ほどテーマを挙げさせていただいて、質問をさせていただきたいと思います。御覧のとおりでございます。それでは、まず1点目の一灯点滅式信号機の撤去、今後の対策について、質問させていただきたいと思います。

〔20番 佐藤隆治君資料を示す〕

○20番（佐藤隆治君） 写真のほうを御覧になっていただきますと、皆さん——藤代の方はよく御存じだと思うんですけども、双葉地区の二丁目の一灯の点滅式の交差点のところでございます。またこちらが藤代中学校の正門の前の柵木地内の一灯の点滅式の交差点でございます。ちょうど1年前になりますけれども、この9月5日にこの写真——これは今年撮ったものですが、去年も同じような写真を撮って質問をさせていただいた経過がありますが。双葉地区内の3か所及び柵木地内にある藤代中学校前の1か所の点滅信号機に関して、昨年、撤去予定と看板が設置されており、住民——地域の住民から、信号機の撤去による事故増加等の交通安全上の不安の声が上がったため、質問をさせていただきました。前回の一般質問後、同4か所の点滅信号機においては、撤去予定の看板がなくなりましたため、当面信号機を撤去しないことになったものと認識しておりましたが、今年度改めて、同じ時期に信号機撤去予定の看板が設置されておりました。改めて看板が設置されたということは、今年度、信号機が廃止される方針となっているんだと認識をして、この質問に移らせていただいております。まず、改めて点滅式の信号機が廃止になったという経緯をお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、質問に対しまして、答弁させていただきたいと思います。ただいま御紹介いただきました一灯点滅式信号機でございますけれども、こちらは警察の所管になってございます。茨城県警に確認した内容を答弁させていただきたいと思いますので、答弁については担当課長からさせていただきたいと思います。よろしく願います。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） 茨城県警からの回答を答弁させていただきます。なお、一灯点滅式——一灯点滅式信号機については、皆様に分かりやすく「点滅信号機」、この言葉で答弁させていただきます。よろしく願います。取手市内の点滅式信号機につ

いては、双葉地内に3か所、柵木地内に2か所、山王地内に1か所、井野地内に1か所の計7か所に設置されておりますが、点滅信号機はドライバーの目にする機会が少なく、事故抑制効果が薄れていることを踏まえ、**警視庁【「警視庁」を「警察庁」に発言訂正】**が示す信号機設置の指針に準拠して、認知度が高く、高輝度でも夜間でもはっきりと視認可能な一時停止の標識により代替可能な場合は、事故の発生状況や住民の皆様のご意見等を踏まえながら、個別に撤去の可否を検討しているところであります。このような背景から、令和5年に双葉地内の3か所及び柵木地内の藤代中学校前1か所の点滅信号機廃止に向け、双葉地内は自治会長への説明、回覧版により住民への周知を、柵木地内は、学校関係者等への説明をした上で、点滅信号機廃止予定の看板を設置し、道路利用者への周知を図っていましたが、住民から、点滅信号機廃止を不安視する声があったため、廃止を一旦見送ることとなり、令和5年10月頃に、点滅信号機廃止予定の看板を撤去いたしました。そして令和6年になり、点滅信号機廃止が進む背景を踏まえまして、改めて安全対策を講じた上で、点滅信号機廃止を進める検討を行いました。令和6年6月から、柵木地内の市政協力員を通じた回覧板による住民への周知や、藤代中学校校長へ廃止理由を説明をするとともに、双葉地内は自治会長に再び廃止の意向を伝えたところ、いずれも反対意見がありませんでしたので、令和6年7月上旬に点滅信号機廃止予定の看板を再通知したところでございます。なお、撤去に際しましては様々な方法で、地域住民に十分周知を図るとともに、丁寧な説明を行い、代替の安全対策について理解していただいた上で、撤去の手続を行うよう努めております。反対意見や不安の声など、理解が得られたのであれば、今年度中の撤去に向けて手続を行うよう考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。一時停止標識への置き換え等の背景、住民等への再説明等により、点滅信号機の廃止を進めているということは理解できました。しかしながら、やはりその点滅信号にずっと慣れてきている市民の方がたくさん通行する方もいらっしゃると思いますので、そういう点では本当に心配でございます。信号機が設置されたということは、ここにやはり交通事故が多いという背景からずっとこれがあったのだと思っております。これからこの撤去するだけでなく、それに代わるしっかりとした対策を——安全対策を講じていただけますよう、お願いを申し上げます。そこで、信号機に変わる、二つ目の質問になるんですけども、安全対策というのをもうちょっと具体的に講じていただくことを考えているところありましたら、お答えいただきたいと思えます。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。今後の安全対策については、茨城県警に確認いたしましたところ、点滅信号機廃止をした際には、撤去に合わせて、高輝度の標識を設置し、一時停止規制を行うなど、環境に最も適した安全対策を講じていくとのごとでございます。なお、既に双葉地内の1か所では、止まれの路面表示を強調して表示するなど、安全対策を行っているところであります。市といたしましても、県警と協議を図りながら、道路ハンプ、カラー塗装、路面標示や看板による注意喚起など、必要に応じて安

全対策を講じてまいりたい、このように考えております。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） ありがとうございます。なくすと同時にやっていただけること、そしてまた今後、状況によって変化させていくことが出てくると思っていますので、引き続き県警と、そして市がやるべきところがあればその部分をしっかりと協議をしていただきながら、今後、事故が1件でも減らせるように取り組んでいただけますようお願いを申し上げまして、この質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） 先ほど私の——発言訂正をお願いいたします。先ほど私の中で、警視庁が示すということで答弁させていただきましたが、これあくまでも県警のほうの回答ではございましたが、警察庁ということになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 訂正を認めます。  
佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） よく理解できましたので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。計画的な道路舗装の修繕についてということで、道路舗装業務の現状について、お尋ねをしたいと思います。初めにですが、令和6年5月11日に開催された市民との意見交換会の場で、「高齢化社会を迎えるに当たり、道路の状況が悪くて危ないと、耐用年数を超えているような道路もある。その都度、市民から通報を受けて補修対応するのではなく、計画的に実施すべきであり、市としても補修が必要な箇所の確認をしてほしいとの意見が出されておりました。これを受けて、8月2日の建設経済常任委員会においては、執行部からの説明を受けましたが、その中で、取手市舗装修繕計画の説明がありました。この内容についてもう少し掘り下げて、今回、一般質問を行いたいと思っております。最初に、道路修繕業務の現状についてお伺いをしたいと思います。これまでの議会における御答弁もいただいている内容と重複するところもあると思いますが、今回の質問に先立ち、改めて、市民からの情報やそれ以外の情報の把握の方法について確認させていただきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。  
建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、佐藤議員の御質問に答弁いたします。まず、市民の皆様や自治会・町内会、さらには市政協力員の皆様からの情報提供が一番多くなっておりませんが、管理課の窓口へ来庁される方、電話やメール・市長への手紙などの方法で情報を多く頂いております。さらに、道路利用者からの情報提供といたしましては、各小・中学校から教育委員会が吸い上げた情報も届いております。また、国道管理者や県道管理者とも連携いたしまして、お互いに道路の情報を共有するなどにも図ってございまして、LINEアプリを活用した通報アプリの運用も開始いたしました。このように、道路の利用者層

や情報ツールの利用者層、捕捉できる範囲の異なる様々な方法を活用することで、窓口、電話、電子メールとあわせて、各方面からの幅広い情報収集に努めているところでございます。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございました。担当課では、様々に試行錯誤をして情報収集に取り組んでおられるということが理解できました。しかしながら、地域の要望によって判明した破損箇所、その都度対応する現場の情報収集方法も必要であると思いますが、今の、果たしてそのだけの状況で、地域からの要望に対して十分に応えられているのでしょうか。私としては事前に損傷具合を把握して、路線ごとの計画的な修繕がさらに必要ではないかと思いますが、その辺に関しては、どのようにお考えになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 建設部長、渡来真一君。

○建設部長（渡来真一君） お答えさせていただきます。快適安全で利便性が高いまちを形成するためには、都市機能の充実が重要です。その都市機能の一つである道路でございますが、現在、総延長約1,000キロメートルの市道を維持管理しております。道路の新設改良事業や民間からの開発事業による引継ぎなどにより、年々その距離は増加しております。増え続ける道路の維持管理をいかに効率的かつ経済的に行い、施設の長寿命化を図っていくということが、現在大きな課題となっております。道路の舗装管理に当たりましては、様々な方法により、破損箇所の情報を捕捉しつつ、通行上の危険度や交通量なども勘案し、優先度の高いものから順次修繕を実施しておりますが、経年劣化による損傷箇所も多く、維持管理については苦慮しているところでございます。佐藤議員ご指摘のとおり、路線ごとの計画的な個別修繕の必要性については、我々も認識しております。より効率的・効果的に実施する手段を模索しておりましたところ、取手市舗装修繕計画を策定したという経緯がございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） ありがとうございます。よく理解できました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。高齢化社会を迎えるに当たっての課題ということでございますが、ただいま現状についてお伺いしましたが、先ほども申し上げましたとおり、これまでの情報収集方法では把握し切れない、新たな側面からのアプローチ手法を取り入れる必要があると感じております。そこで具体的な課題意識について、もう少し踏み込んで伺いたいと思います。高齢社会と高齢化社会といっても——一言で言っても様々な要素があると思います。市として高齢化社会を迎えるに当たって、道路維持管理業務の全体に関する課題はどのようなものなのかというところを、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 佐藤議員の質問に答弁いたします。高齢化社会の進行に伴い、地域住民の高齢化ばかりでなく、現業作業員の高齢化、若手職員——補修需要の増加など、煩雑化が著しい状況になることが懸念されます。若手職員がベテラン職員からこれまでの

ノウハウを引き継ぎつつ、従来の手法で現状把握、対応を承継していく方法では、公社高齢化社会を迎えるに当たりまして、課題からも、時代の流れを汲んだ、これまでにない手法を柔軟に取り入れ、先手先手で取り組む姿勢が必要であると考えているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） ありがとうございます。お願いするほうの立場ばかりじゃなくて、市のほうが受ける立場の中でのいろいろな苦勞してる部分というのも、十分把握できました。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思いますんですけども。舗裝修繕計画の背景ということで、高齢化社会を迎えるに当たっての現状と担当課の考えている意識、今、理解はできましたけれども、こういった課題解決のため、冒頭での部長の答弁にもあったように、先日の意見交換会において、令和5年3月に取手市舗裝修繕計画を策定して計画的な道路補修や維持管理を進めていくという回答を頂いているところですが、この計画策定の背景についても、お伺いしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） お答えいたします。本取組の発端になりましたのは、私ども取手市で道路台帳受注会社が茨城県DXイノベーション推進プロジェクト事業、こちらのほうに応募しておりまして、採用されたことでございます。地域を走行する車両からのビッグデータを活用しまして、道路維持管理業務における予算の有効活用や人員不足等の課題解決に向けた実証実験を行うというものになります。本計画では、1級2級市道など約87キロを対象とした調査を行っております。この調査結果により、路面性状調査結果と路面評価指数、凸凹指数というんですけども、こちらのほうの比較、検証結果により、評価結果を区分するための値の考え方を整理しております。この資料をもとに、令和5年3月に取手市舗裝修繕計画を策定させていただいております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） 答弁ありがとうございます。先ほど最初に部長の答弁で、市内の道路は1,000キロ、全部でありますよと。その中の1級と2級に関しては、95.6キロありますという中で、今度はその中の未舗装部分で87キロ、これから修繕していくという計画が、この計画の中に一番のメインとしてあるんだとは思っているんですけども。そういった中で、これらのこういったそのデータを基にしたの今後の活用方法、どのようなことが期待できるのか、そういったところをお尋ねしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） お答えします。今回、取手市舗裝修繕計画、こちらのほうを作成したことにより、公共施設等適正管理推進事業債、こちらのほうを活用することができました。公共施設等適正管理推進事業債は、事業費に対する充当率が90%、交付税措置率が30%、こちらのほうは財政力に応じてちょっと変化はするんですけども、というメリットがございます。舗装の早期劣化の発生再発の低減を通じて、道路舗装の長寿命化、道路維持の低減を図る目的で、公共施設等適正管理推進事業債を活用し、舗装の打ち替えをこれ

から実施していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。公共施設等適正管理推進事業債という有利な起債を起こして、それでこれから進めていくということが理解できました。また、御説明いただいた取組は、DXソリューションを取り入れた新たな取組だと感じております。そこで最後に、本取組を端緒としたしまして、今後の道路維持管理をどのように変革を遂げていくのか、市としてのビジョンをお聞かせいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 副市長、黒澤伸行君。

〔副市長 黒澤伸行君登壇〕

○副市長（黒澤伸行君） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。従来、道路の維持管理の現場におきましては、人的資源や経験に頼るといった、言わばアナログ的な要素が重視されてまいりました。私も副市長就任以来、現場を見て回ったり、現場担当の職員と話をする中で、これらの現状を改めて感じているところでございます。高齢化社会を迎えるに当たっての道路管理の課題につきましては、先ほど担当課長から答弁した中でも、現場対応職員の高齢化、従来手法の伝達による業務継承の厳しさについて触れさせていただいたところでございます。このような状況を考えますと、走行する車両からのビックデータを活用するなど、新たな時代の手法を積極的に取り入れ、かつ計画的に活用する、こういったことを積み上げていくことが、長期的に見て大きな利点であり、効果的で効率的な道路管理につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） ありがとうございます。道路の維持管理については、今、副市長が御答弁いただきました、ありがとうございます。御答弁いただいたとおりで、また先般の意見交換会の指摘にあったように、地域の要望や実施のパトロールによって判明した破損箇所はその都度対応する——どちらかという受け身的な姿勢のイメージが少なからずあったと思います。しかしながら、今回の一連の答弁をお伺いして、DXを最大限に活用して、戦略的に取り組む道路維持管理に大きくかじを切る、執行部の皆様のお考えが伝わってきました。DXの時代に新たな道路管理に期待しつつ、今後の取組にもしっかりと注目をしていきたいと思っております。

〔20番 佐藤隆治君資料を示す〕

○20番（佐藤隆治君） 最後になりますが、これは今、地図とそして画像があるわけですが、これは北浦緑地公園の前のところ、ちょうど取手市の中田のところですが、そのこれから補修を予定されているところの写真を撮って、現場のところを写したところなんですけれども、よくここ、ちょうど消防団の小屋もあって通るんですけども。本当に経年劣化での路面が車で走るとすごく伝わってくる。こういうところが早くよくなるかな。そして北浦緑地って今、人工芝のサッカーコートに本当にたくさんの方が訪れる、市外からもいっぱい来る、そういったところの前であり生活道路でもあるんですけど、やっぱりこういったところがもっと早くよくなるかなと思っている矢先に、今回こういった形でもう計画的に補修をされるというのがあって、大変うれしく思ってお



ります。また昨日、山野井議員が道路の質問をされてる中で、本当に予算が今のままでは足りない、もう少し多く取って、そしてやっぱり取手の市内の中のこういったところを積極的に、そして有利な補助を使って直していただけるよう、やっていただきたい。山野井議員と同じような気持ちでありますので、ぜひとも今後、積極的に直せるところをどんどん直していただいて、住民から上がってくる、議員が指摘するという前に、もうここは既にやる予定になってますと言っただけのような、そういう取組を期待しまして、この質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

そして、3番目の今後の子どもの関連施策の展開について、お尋ねをさせていただきたいと思います。まず1番目の市における少子化の課題ということについて、お尋ねをしたいと思います。今後の子ども関連施策の展開についてお聞きする上で、取手市における少子化の課題についてお伺いをいたします。少子化問題については、長年、我が国においても大きな課題として扱われてきました。様々な分析や対策がなされてきたにもかかわらず、その流れは今も加速し続けているのが現状かと思えます。総務省の人口移動報告を見ると、茨城県や長野県、宮城県や山梨県といった、おととしまで転入超過だった県が、昨年は一転して転出超過になる一方で、東京都に関しましては、昨年1年間で実に6万8,285人の転入超過になるなど、コロナ渦で一時的に上回った。東京一極集中の流れが再び戻ってきている動きが強まっています。とりわけ15歳から29歳までの若年層の東京都への転入超過数は、年齢別データが公表された2010年以降で最も多い10万3,201人となり、出生率の低い東京圏への若者の転出は、国全体として少子化の流れを加速させるという見方もあります。本市のような郊外の自治体をはじめ、多くの地方都市にとって、これらの子育て世帯へ向かう若者をどのように引き留めていくか、増やしていくかというのは大きな課題であると思えます。実は私ごとなんですけれども、先月私の娘も結婚して、それでこの取手市から離れてしまいました。でもうちの娘は本当に、取手で生まれ育って、取手が本当に住みやすい、そして子育てをするのにもいい環境であるので、ここにいたいんだけど、しかしながら旦那の都合で、その勤務地があって、そこに行く通勤のいろいろ関係から、やむを得ず今、引っ越してしまいました。しかしながら、この後また子育てや何かで取手に戻ってくることも期待はしているところなんですけれども。現時点ではそういうふうになってしまうというのが現実でございます。そうした——これはちょっと余談になりましたけれども、そうした若者の流出を防ぐ、あるいは減少幅を抑えるには、やはり故郷に対して誇りや愛着を持ってもらうことが重要ではないかと考えております。中村市長も自身のマニフェストに、住み続けるほど好きになるまちをつくと掲げておられますが、今策定を進めている、こども計画や今後の展開する子ども関連施策において、こうした愛郷心を高める取組については、どのようなお考えを持っているのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、佐藤議員の御質問に答弁させていただきます。人

口減少の課題を考えると、若者の流出をいかにして食い止めるかは大切な要素となりますが、同時に、一度、取手市を離れた若者が家庭や子どもを持つタイミングで、再度、取手市を住む場所の選択肢として選んでもらうことも重要と捉えております。佐藤議員の娘様の話もありましたが。そのためには、地域に対する愛着や誇りをいかに持てるかということも大きな要素になり得ると考えております。こうした愛郷心は、例えば、本市においてどれだけ心に残るイベントに参加したか、楽しい学校生活を送れたかなどの記憶や思い出によって形成されるものかと思っておりますが、子どものうちにどれだけ主体的に地域に関わることができたかという経験が何より大切になってくるものと考えております。そうした機会の創出に企業や地域と一緒に取り組んでいきたいと思っております。加えて、自身の家庭環境につきましても、そうした愛郷心を育む要素となる――要素となると考えております。子育てが楽しいこと、幸せなことであると感じることができるよう、家庭に対しても切れ目のないサポートを展開していきたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） 部長、御答弁ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思っております。若い世代の人口減少に対して、愛郷心を高めるために市としてはどのようなビジョンを持っているのか、確認をさせていただきました。もう少し具体的に取手市の少子化や人口減少の現状について、数値的な部分も交えた状況をお伺いします。本年度からスタートしたとりで未来創造プラン 2024 では、将来人口推計で 2040 年時点で、年少人口は現在から 2,000 人も近く減少する見通しのことであります。取手市としては、日本人の社会増減数においては、ここ数年も社会増の現状は、状況が続いているというのはずっと理解はしておりますけれども、一方で、6 月議会では、合計特殊出生率が県平均を下回っているとの答弁もありました。取手市の子どもや若者、子育て世代など若年層の人口動態について、どういった傾向に今あるのか、また将来どのように推移していくのか、分析しているところをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 佐藤議員の質問に答弁させていただきます。令和 6 年度よりスタートした市の最上位計画であるとりで未来創造プラン 2024 では、将来人口の推計を行っており、議員が御指摘のとおり、2040 年までに全体として約 1 万 5,000 人、年少人口だけでも約 2,000 人の減少が見込まれております。この人口推計につきましては、過去の人口動態や出生数、死亡者数の推移から計算した値をベースとし、少子化対策や移住定住施策などを駆使した結果、人口の減少率の幅を抑えることも加味された目標値となっており、国立社会保障人口問題研究所の推計値では、さらに厳しい状況になることも予想されております。また、総務省の人口移動報告では、当市の日本人の社会動態については、全体としては転入超過の傾向が続いているものの、20 歳から 24 歳のいわゆる大学生から社会人になるタイミングの人口に限って言えば、ここ何年も転出超過の傾向が続いており、若年層の流出に課題があると捉えております。これは東京圏の豊かさや仕事、学問、余暇、多様な文化、エンターテインメントに触れる機会の多さ、憧れなどが主な理由として考えられますが、東京圏への近さゆえに、提出の心理的抵抗感が少ないことも、取手市の立地的

な条件を考えると影響していると思われます。少子化の要因についても、一般的には、経済的な負担感や多様な価値観が認められることによって、結婚や出産に関して、若者が優先的な位置づけをしなくなったこと。育児に関する助成の負担がいまだに大きいことなどが挙げられており、当市においても同様の要因が考えられるほか、茨城県少子化要因、見える化分析によれば、男女の平均初婚年齢や第一子出生時の父母の平均年齢が近隣に比べても高いことも原因の一つであると思われます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございました。取手市における少子化の現状や課題について、いろいろと分析されていることを議長のほうから御答弁——市長のほうから御答弁いただいて、ありがとうございました。若者が市外に出ていってしまう現状については、人口の統計上の分析や様々な機関が実施する調査をひもときながら、論理的にアプローチすることはもちろん大切であります。やはり当事者である取手市の若者がどうして転出してしまうのか。何があれば地元にとどまってくれるのか、どういったことに困っていたり、どういった施策を求めているかなど、生の声に触れ、理解することも重要かと思えます。6月の議会においても、市として、こうした子どもや若者、子育て当事者の意見を聞くこと、対話を持つことの重要性を認識していると御答弁がありました。ここで、ちょっと御覧になっていただきたいのは、ちょっと画面のほうを見ていただくと。

〔20番 佐藤隆治君資料を示す〕

○20番（佐藤隆治君） こちらホームページ——取手市のホームページのほうに掲載してある記事を私は拝見いたしました。これは7月30日に市内全7校の高校生を対象に開催をされた「とりでこども未来会議2024」についてのことであって、この概要が書いてございました。ずっと見ると、たくさんの学生さんたちと和やかな写真、すばらしいすてきな写真が出てくるわけですが、生徒さんたちとの出た意見、また参加者のアンケートの結果がまとめられてる記事でございました。このように、アンケートの結果等もいろいろ書いてあるんですが、そのほかにも対象を分けたアンケートやデジタルスタンプラリーによって、子育て世代の公共施設への意見を引き出すなど、様々な取組をされていたようですが、現時点でどのような御意見があったのか、また、実施状況についてこの中身を伺いたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 御質問に答弁させていただきます。若者の生の声に触れる取組につきましては、現在は実施した結果を取りまとめている最中であるため、今後、子ども計画を策定する経過の中で、しかるべきタイミングで報告や公表を行う予定です。その中でも、これまで実施した取組における概要、アンケートへの回答数や、イベントへの参加人数など把握できている部分についての情報を共有させていただければと思います。まず、子ども・若者・子育て当事者の生活実態や子育て環境などについて現状や課題を把握するため、7月より小学5年生・中学2年生の児童生徒とその保護者を対象とした、子どもの生活や実態調査を実施いたしました。また、15歳から39歳を対象とした子ども若者の意識と生活に関する調査も同時に行いました。暫定で児童生徒1,238件、回答率約

86%、保護者が667件、回答率約46%、15歳から39歳で323件、回答率約22%の集計結果となり、居場所やヤングケアラーなどの実態の把握、自己肯定感の高さや地域への愛着度といった項目について、回答内容を含めたクロス集計などの結果については、現在分析中となります。また、7月30日には、今、佐藤議員より、当室でホームページに掲載いたしました会議の概要を御紹介いただきましたが、市内全7校の高校から24名の生徒と、市の若手職員の11名が参加した、とりでこども未来会議2024を開催いたしました。自分の居場所、魅力的な駅前をテーマに、会場ではBGMを流しながらドリンクやスナックを自由に食べたりしながらと、生徒の皆さんがリラックスし、意見を出しやすい雰囲気づくりを考えたワールドカフェ方式に似た形式で実施し、様々な意見交換を行いました。西口駅前での整備を目指している公共施設、図書館などについても、高校生ならではの斬新なアイデアが出され、参加した職員にとっても、若者の生の声を聞く貴重な機会となりました。それ以外の取組としては、8月の1か月間、子育て世帯の利用頻度の高い公共施設10か所において、デジタルスタンプラリーを実施し、施設の利用頻度や満足度、施設に求める機能などを問うアンケートを行い、施設に対するニーズや意見の収集を行いました。ラリーへの参加者は、夏休み期間中ということもあり、親子で参加される方も多く、240名と想定を上回る反響がございました。市民の方々から頂きました貴重な御意見・御要望については、公共施設の各所管課との連携を図りつつ、計画への反映へつなげていきたいと存じます。いずれの意見聴取や大和の取組につきましても、子ども計画策定のための1度限りの手段にとどまらず、子ども関連施策を進めていくに当たり、様々な手法、場面において繰り返し続けていくことで、子どもや若者、子育て当事者がさらに意見を表明しやすくなる好循環をつくり出すものであると改めて感じているところです。今後も継続して意見表明の機会づくりや意見を持つための様々な支援に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。今、画面に出ているところが9月2日の新着の情報で出ておまして、PDFでいろいろなこの開催した中身も概要が書いてあったり、また今、御答弁いただきまして、より深くこの点に関して理解できたところでございます。ありがとうございます。こういった中で、今後、こども計画の進捗状況と今後の取組について、最後はお尋ねしたいと思います。継続的な若者との対話の機会を増やしていくことで、ぜひこの当事者に寄り添った施策の展開を進めていただきたいと思います。今回の取組は本当すばらしいものだと思っておりますので、ぜひともこれからも続けていただきたいと思います。最後に、この対話や生の声を踏まえて、子ども計画策定の進捗状況と、そして今後の進め方、どのようにしていくのか。6月議会においても、対話や生の声を集めるとともに、庁内の子ども関連策の情報収集と整理を進め、今、取手市がどういったところに強みを持っているのか、またどういったところが手薄になっているのかを調査するというのを伺いました。市では、当然ながらこれまでも、福祉部や健康増進部、教育委員会など、それぞれに、子どもや若者、子育ての当事者として、様々な施策を展開してきたと思いますが、こうした各課の取組についてどのような整理を行って

いるかを含め、子ども計画策定の進捗状況について伺いをまずしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） ご答弁申し上げます。先ほど室長のほうから答弁をさせていただきましたとおり、対話や生の声の収集につきましては、子ども・若者とともに、こども真ん中社会をつくるという認識の下、様々な手法・場面で意見表明の機会づくりを行い、その寄せられた意見については現在、整理分析を行っているところです。また、こども計画の策定に当たりましては、関連各課で計画の必要性や課題認識の共有化を図ることが非常に重要であることから、こども政策室では庁内の子ども関連施策についての洗い出しから、国のこども大綱との比較、政策体系についての検討を行い、作成した素案を基に関連各課との1回目のヒアリングを先日終えたところでございます。ヒアリングでは、子ども大綱が目指す子ども真ん中社会の実現に向けて、市として必要となる施策のすり合わせや、現状、関連各課で抱えている課題等について意見交換を行いました。現在、それらの意見を整理しまして、素案に反映させる作業を行っており、今後、アンケートを初めとした様々な意見聴取の分析結果を踏まえながら、さらに各課とのコミュニケーションを密にとり、市全体として子ども真ん中社会の実現に関するビジョンを共有してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。各課との意見交換をする中で、現状や課題、また国の方向性などを共有しつつ、子ども関連施策の練度を高めていることが分かりました。

最後に、今後のこども計画策定の進め方について伺います。6月の補正予算においても様々な取組を実施されるとのことで伺いましたけれども、今後はどのような取組が予定されているのか、またそれらをどのように計画に反映させていくのかという点を、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 御質問に答弁いたします。こども政策室では、これまでの一般質問でも御説明してきましたとおり、様々な事業の取組を展開してきたところですが、今後につきましても、プロモーション動画の作成、シンポジウムの開催や小学生や中学生を対象とした意見交換の場の検討をしております。このような取組を通じて、引き続き子どもたちの意見を聴く機会、そして一緒にこども真ん中社会を考える機会を積極的に設けてまいります。また、市内企業や地域との連携事業についても広く発信し、次代の社会を担う全ての子どもたちが将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会が全体で子ども施策を推進していくための機運の醸成に努めてまいります。我々こども政策室は、様々な主体と庁内の関連する各課をつなぐハブ的な役割が期待されていると考えております。今後のこども計画や子ども関連施策事業に当たっては、拾い上げた声をいかにして具体的な取組として反映していけるか、また各課がこども真ん中の視点を持った施策を展開しているかといったことを基に、より積極的な庁内連携を図り、取手市の実態に即したこども計画の策定を推進してまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございました。

最後になりますが、中村市長が誕生してから、本当に子育て支援に力を入れるということで、本当に中村市長先頭に、そして職員さん方が一生懸命頑張っておられるという姿が、今日の御答弁の中にも拝見することができました。また今回の議会の中でも、私の創和会の中でも、杉山さんとか長塚さんとか、本当にまた岡口さん、子育てはお任せ……

〔笑う者あり〕

○20 番（佐藤隆治君） （続）子育てじゃなく、教育ですね。教育はお任せということで、本当に子育て支援に力を入れてる会派のメンバーの頑張りを見ながら、また議会全体で、皆さんそれぞれが取り組んでいる姿を私も勉強させていただいているところでございます。私ごとで、さっき子どもが結婚したと申し上げましたけれども、私 21 年前に議員になって——今年 21 年目ですけども、そのときはまだその娘が 1 歳半でした。議員になったときに、何をテーマにしてやっていこうかというところで、子育て支援策、いろんな子育て支援センターの設置とか、いろいろ質問をしてきて、それで取り組んできました。そういった子どもも、もう成人して結婚するようになってきて、私はこの子育て支援に対して少し、自分が身をもって感じるものが少し薄れてきている中でありましたけれども。また将来的には自分の子どもが——今、一時的にいろいろ仕事の関係とか旦那の仕事の関係とかでそういつてますけれども、やっぱり取手で住んできてよかったと、ずっと住みたいと思いつながらも、なかなかそれが帰ってくるきっかけが、そのことが一番重要で、出来ないところもありますけれども。でも、やっぱり取手で生まれ育つてきた中で、やっぱり取手に住みたいという気持ちが、すごく子育て支援にも充実しているというのが、子どもながら感じているところでありましたので、ぜひともそういったことで、私もまた将来的には孫とかの支援ができるように、そういうところでまた精通して、子育て支援にも言葉が発せられるような議員を目指していきたいと思いつます。どうか、中村市長はじめ職員の皆さんには、ますます頑張つていただきたいと思いつます。これで、一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、佐藤隆治君の質問を終わります。

続いて、根岸裕美子さん。

〔8 番 根岸裕美子君登壇〕

○8 番（根岸裕美子君） とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。午後だと思つていたんですけども、午前中 1 項目だけやる予定で、あと 30 分ぐらいを予定しておりますので、どうぞよろしくお願いつたします。

まず最初に、取手市の農業政策の課題について、お伺いつします。全国的な農業従事者の高齢化とともに、担いつ手が不足しています。取手市は、農地の 97% が水田です。稲作には様々な工作機械が必要ですが、現状の米の買取り価格は、全くその設備費をペイツすることができません。そのため、稲作のみで生計を立てるのは難しく、兼業であれば、自分の本職で得た収入で設備費の赤字補てんをし、専業で、ある程度の耕作面積を持つていても設備投資は難しく、後継者もいない、新規就農も進まないと、担いつ手不足に拍車がかかっ

ております。取手市の水稻生産者の半分は兼業農家です。兼業農家を支えているのは農業公社であり、現在農業公社の設備更新計画が進められています。設備更新には多大な費用がかかります。兼業農家にとってはなくてはならない農業公社ですが、では、専業農家に対してはどのような支援を指しているのでしょうか。農業公社の果たす役割と専業農家支援についてお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 根岸議員の御質問に御答弁いたします。御質問の農業公社の役割と担い手の支援についてですが、一般財団法人取手市農業公社は、農業生産力の目的、発展を目的としてしまして、現在は主に育苗事業、ライスセンター事業、公園管理事業で運営を行っております。特に育苗事業、ライスセンター事業においては、農業者の、今議員からお話があったように、高齢化や資材が高騰する中において、農業機械や育苗ハウスなどの更新をしない農家の方が自ら元気なうちは農業を続けたいといった、中小規模の農家の方や兼業農家の方の大きな助けになっています。専業農家の担い手となる、耕作規模の大きい農家のほとんどは、自ら水稻に関する施設や農業機械を所有しておりますので、公社を利用する方は少ない状況です。担い手、次に担い手農業者への支援対策としましては、取手市は認定農業者の農地集積に対して、補助金や米の生産数量目標を達成して転作を行った農業者に対して、市独自の補助金を交付しております。また、環境に優しい農業に取り組む特別栽培米などに対する補助など、他自治体に比べて充実した支援を専業農家の方にも支援を行っている状況です。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 取手市独自でも様々な支援策を講じていらっしゃるということをお伺いできました。また、その既存の担い手を支える施策とともに、新たな担い手を育成するための研修制度や人材バンク、就農相談等が必要と考えております。新規就農者への現在の支援体制と今後の方針について、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。現在、県南地域の自治体やJAそれから県と協力して、つくば地域就農支援協議会を組織しております。就農支援に向けた短期農業体験研修等、各種研修や実証実験、相談を行って、新規就農への支援充実を図っています。また、人材バンクといった組織や制度はありませんが、他自治体において農業者とボランティアをマッチングさせる農業サポート事業を展開している事例はあります。第2回定例会において、染谷議員の一般質問においてもお答えさせていただきましたが、今後、農業者の受入れニーズ等を調査した上で検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 引き続き調査検討のほうを進めていただきたいと思います。水稻農業で生計を立てるためには、米の買取り価格を引き上げ、就農者の手取りを増やすこ

とが必須です。千葉県いすみ市のように自治体を挙げてブランド米を確立したり、また無農薬米等を消費者と直接取引する農家さんも増えています。資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちらは、先ほど市独自の施策として御説明あったと思うんですけども、担い手施策ということで、環境に優しい農業推進事業の推移になっています。平成30年に12名の認定農業者が、37万4,096平米の農地で特別栽培米等を作付していましたが、令和5年は交付対象が5名に減少しており、もちろん耕作面積も減っています。せっかくの独自施策ですが十分活用されているとはいえません。なぜなのか。これは採算が合わないからなわけですよ。特裁米取組への誘導をするためには、助成金だけではなく安定的な販路と価格を保障する必要があります。いすみ市では、農家に学校給食用に米の作付を依頼し、予定価格での買取りを約束し、安心を保証しています。さらに、いすみの全児童生徒に美味しいお米を届ける、それが特裁米取組への動機づけとやる気につながっていると思われま。本市も学校給食で全量取手市産米を使用していますが、現在、学校給食会への委託事業となっているため、農家と子どもたちとの間には距離があります。これをいすみ市と同じ方式で本市が予定価格で直接農家と取引するのはどうでしょうか。簡単ではありませんが、真剣に検討する必要があると考えます。これは一例なんですけれども、米の付加価値を上げる取組、または買取り価格を上げる取組について、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 御質問にお答えいたします。米の付加価値を上げるための取組につきましては、取手市には農産物直売所、JAの夢とりでがあります。夢とりででは、毎年秋の収穫後の新米のイベントで取手市産米のPRを行い、市内外の方に取手産米を食べていただき、また購入したいという方を増やす取組を実施しています。また、今ご紹介あった有機栽培米や特別栽培米の推進については――推進し付加価値を上げる方法も考えられますが、現状では取り組んでいる農家が少ない状況です。市としてはしましては、生産者やJA茨城みなみ、また農業関係団体と協力して、取手市の美味しい米の魅力を広く発信し、PRに努めていきたいと考えております。根岸議員も議員の皆さんも、毎日取手市産の美味しい米を食べていると思います。その食味をどうぞPRにしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、耕作放棄地の件について、お伺ひしてまいります。担い手支援とともに大事な施策は、地域の環境保全の意味で耕作放棄地を増やさないことです。長年、遊休農地の利用状況確認及び利用意向調査事業に継続して取り組まれています。離農を抑制することにはつながらず、打つ手がないのが現状かと思ひます。課題共有と今後の見通しを立てるために地域計画の策定を進めているとのことですが、まず農地の現状把握について、お伺ひします。

○議長（岩澤 信君） 農業委員会会長、倉持光男君。



〔農業委員会会長 倉持光男君登壇〕

○農業委員会会長（倉持光男君） 根岸議員の質問にお答えをいたします。まず、耕作放棄地の面積について申し上げます。令和5年度の面積につきましては57.6ヘクタールとなっており、全体の敷地面積の2.6%が耕作放棄地となっております。耕作放棄地を増やさないための方策といたしまして、一つは農業委員及び農地利用最適化推進委員による日常の農地パトロール、もう一つは農地法に基づき、年1回、各地区の委員ごとに農地の利用中状況調査ということで、現地調査を実施しております。これにより、最終的に事務局職員も入れての現地調査を実施して、3段階により市内の耕作放棄地の状況を把握しております。この調査の結果、新たに耕作放棄地と判断される所有者に対しましては、農地の利用意向調査を行いまして、今後、自ら耕作していくのか、また貸付けを希望するのかなどの所有者の意向を確認し、必要に応じて担い手への集積をあっせんして、耕作放棄地の解消に努めているところでございます。その他、高齢化や後継者不足により、耕作が困難となってしまった場合など、次の担い手につなげるため、日頃から農業委員及び農地利用最適化推進員による個々の活動や農業委員会窓口において随時相談を受け対応しております。耕作放棄地になる理由につきましては、農業者の高齢化とあわせて、後継者などの担い手不足により利用集積が進まないという現状があると思われまます。このような状況の中で、発生防止と早期発見、そして新たな担い手への農地利用集積が非常に重要な課題であると考えております。そして、今現在でございますけれども、後で後ほど農政課長から細かい説明もあろうかと思いますが、国県は、地域計画の推進を強力に進めております。今年度中に、全ての取手市の全ての地域での地域計画を終了するよう指導しております。当市の農業、農政課、農業委員会も一体となり、今年度中の終了を目指しているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。

次に、現在進められている地域計画策定の状況を、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。地域計画は、農業者の高齢化による減少や耕作放棄地の拡大防止など、地域で農地を守り次世代に引き継いでいくために、農業経営基盤強化促進法が一部改正され、地域での話し合いによって将来の農地利用の姿を明確化する目標地図を添付した計画を策定するものです。地域計画の策定に向けて、昨年度より市内10地区に分けて話し合いを進めております。現在までに市内10地区の意見交換が終了し、現在、目標地図の作成に着手しているところです。今後は再度地図の見直しや農業者の確認を行っていき、今年度末までには完成させていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 現在進行中ということですがけれども、集約化・効率化に向けての施策として、取手市は独自に担い手農地利用集積促進事業を行っていらっしゃいます。資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちらが、平成30年から令和5年までの助成実績になっております。この制度を令和6年から補助金の交付要件が変更になり、単価が変更になったとともに、次に交付されるのが5年後ということになっております。今後4年間は助成金が出ないことになっております。こちらの影響について担い手さんから直接にお話を伺っております。今年度、交付要件を変更した理由を御説明ください。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。取手市においては、平成20年より担い手農地利用集積促進事業として、農地を集積した認定農業者に対し市独自の集積補助金を交付してきました。約20年、集積補助金を交付してきた中で、集積して間もない農地が農業者の事情により耕作不可能となり、再度補助金の対象になってしまう事例などがあったことや、現在の10アール当たりの米の単価の見直しを考慮し、昨年度に農業者に周知し、本年度より補助金交付要綱の一部を改正させていただきました。また現在、対象者や交付要件は異なりますが、農地中間管理機構が行っている集積に対する支援措置もあるため、今後はほかの機関による支援事業の周知も農業者の方に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） もう一度、映像資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちらもう一回見ていただきたいんですけども。毎年同じ方が受け取っているとは限らないんですけども、やはり50万円からの金額が助成されている実績があるわけです。これを大規模化することに計画的にされている方もいらっしゃると思います。農地を集積し大規模化すればするだけ、設備費もかかります。そのための重要な資金源となっていて、既に今後の収支計画や返済計画に織り込んでいらっしゃる方も——織り込んでいる方もいらっしゃるかと思います。これまでどおり迅速な交付が求められていますが。例えば、今後5年据置きの間他の助成ですとか、また貸付け、あるいはこれまでと同様、集積該当年度に交付し、もし5年未満で手放した場合は返金してもらうなど、要件の見直しをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。繰り返しにはなってしまうんですけども、ほかの機関の支援事業なども、今後は農業者の方に周知していきたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 先ほどからおっしゃられているとおり、農地中間管理事業の支援措置ですとか、またその他の国県の支援の方向性というの、個人ではなくて、団体に向けての交付の流れというのが見えてくると思います。農業者が個人で頑張るのではなく、数人で協同組合運営をすることが解決策の一つになると思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。市内において昨年度末の実績ですが、5組織の営農組合があります。営農組合には取手市農業公社の田植や稲刈りの作業の一部を委託して作業をお願いしております。現在、交付金の補助交付金や補助金の交付条件において共同体が必須となってくるような補助メニューもありますので、今後、地域計画を策定していく中で、そういった情報を農業者の方に提供していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ぜひ情報提供だけではなく、行政としても組合運営のノウハウを身につけていただいて、コーディネーター役として支援推進できるように、ぜひお願いしたいと思います。今回この一般質問をするに当たりまして、若手の担い手さんに詳細なお話を伺いました。とても情熱を持って取手の稲作ということを負っているということ、本当にプライドを持ってやってらっしゃるというのをすごく感じたんですね。ですが、なかなかその取手市の——これまで私申し上げてきたとおり、兼業農家さんの問題だったり、97%が田んぼだというところで、なかなか見通しが見つからないというすごく大きな問題があって、頑張りたいんだけど、もうこれから本当に先が見えなくて不安だというお話だったわけです。ですから、そういった本当にこれからを負っていただく農業者の方の支援を、本当に農政課だけで——関係団体だけではなくて、市全体で支援していけるような何か方策というのを、これからも一緒に考えていければと思っておりますので、ぜひよろしくお願いたします。では最後に、取手市の97%の水田を耕作放棄地とせず、どう守っていくのかというところなんですけれども、野菜や果物への転換や、現在、単一化している栽培品種をどう展開していく——転換していくかなど、ほかの方策があるかをお伺いたします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） お答えします。稲作からの転換という御質問かと思えます。今議員がお話いただいたように、農地のほうの97%が水田という形になっておりますので、転換作物となると、水田の場合は、麦、大豆、飼料米、菜種などが点数転換する作物になるかなというふうに考えます。こちらの作物については、国において米の需給バランスを保ちつつ、食料自給率の向上につながる農作物を推進することにより、米価及び生産者の経営安定を図るため、米の生産、数量目標を達成者、転作の実施者に、補助金を交付しております。取手市においても、先ほども答弁させていただきましたが、これらの——国に合わせて市独自の補助金を交付しております。この補助金率に対しては、10アール当たり2万2,000円と他の自治体と比較して手厚い支援をしておりますので、今後も農業者に対して、こういう転作作物の推進を図りながら、支援を図っていきたいというふうには思っております。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ヒアリングする中で輸出米についても動向があるとお伺いしているんですけれども、そちらはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。近年では国県において、輸出用米の推進というのをやっているようです。取手市においても7月に、その輸出用米についての説明会——研修と言うんですか、これを行いました。農業者の方を呼んで、もちろん開催したわけなんですけども、非常に農業者の方も関心を持っていられました。市、今の転作補助金の要綱の中には輸出用米という項目が入っていませんので、今後、そういった農業者が輸出をやってみようかという考えも出てくる——くるかもしれませんので、そこら辺については今後、要綱等を修正してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ぜひよろしく願いいたします。まさに今、稲刈り始まっていると思います。参考として今年の米価の見通しについて、分かればお伺いします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 今年の米価——今本当に稲刈りをしてる状況です。今年の米価なんですけれども、8月30日に公表になった茨城みなみ農業協同組合による令和6年度産米の概算金価格表によりますと、コシヒカリ1俵、JA米で60キロ1万8,000円となっており、ここ数年最も高い水準となっております。昨年に比べて約30%ほど上がっております。生産者にとっては、米価の高値は農業機械、農業資材等の物価高騰の中、農業所得の向上になってると思いますので、今後もこの米価価格が続けばというふうに思っているところです。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。近年になく米価が上がっているということなんですけれども、ただ、今、スーパーの棚からお米が消えています。お米が本当に不足しているのか、誰かが買いあさったのか、それとも売り惜しみをしているのか本当のところは分からない状態です。しかし、食料自給率40%未満の日本で唯一自給率100%のお米さえも、手に入らない未来もかいま見えてきたのではないのでしょうか。お米は安くつくっても採算が合いません。肥料はほぼ100%輸入に頼ってます。機械を動かす燃料もほぼ100%輸入です。輸入が制限されたら、あっという間にお米のとれ高は半減すると思われれます。先ほど、輸出米のお話もあったんですけれども、反対に米を輸入することになるかもしれません。だからこそ、今、取手市でできる政策を実施すべきだと考えております。また、これまでの農業は先祖代々の土地を守ることと密接に関係していて、職業——生業とは違う意識が働いていたと感じます。しかし、これからは職業として農業を選択する時代になると考えます。そういう意味では、将来の職業選択の一つとなるよう、学校教育で農業体験等に取り組むのも次世代の担い手を育てる大事なポイントになってくると思います。そのためには、野菜や果物などと同様に、水稻でも生計が成り立つようにしなければなりません。課題は山積しておりますが、やりようも見えてきておりますので、命の源、食を守るために、引き続き御尽力をお願いして、この質問は終わりにします。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） ここで、根岸裕美子さんの一般質問の途中ですが、13時20分ま

で休憩いたします。

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） では、午前に引き続きまして、2項めから続けたいと思います。

青少年センターの活用と環境整備についてお伺いします。取手市役所分庁舎2階に設置されている青少年センターについてお伺いします。青少年センターでは、友人関係や思春期の子どもの発達段階に関する悩みの相談などを受け付けています。対象は市内に在住するおおむね18歳未満の青少年及びその保護者ということで、現在、特別相談員2名で対応しているとのことです。

最初に、青少年センターの相談事業の広報の状況について、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 根岸議員の御質問に答弁させていただきます。今、根岸議員から御紹介ございましたように、取手市青少年センターは、おおむね18歳未満の青少年及びその保護者を対象に相談業務を行っており、相談者が相談内容に応じて必要な支援が受けられますよう、専門の相談窓口とのパイプ役としての役割を担っております。相談員は2名の特別青少年相談員を配置しております。御質問の取手市青少年センターの周知方法につきましては、毎年、夏休み前に、取手市立小・中学校の児童生徒に、学校を通じて青少年センター、子どもの電話の啓発チラシを配布しております。また、年4回、市内小学校、中学校、高等学校へ相談員だよりを配布することにより、啓発を行っております。また、広報とりでの毎月15日号に青少年センターの相談窓口の記事を掲載しているほか、市ホームページでの周知、毎月、青少年相談員が行っている地区街頭指導の際に、青少年センター啓発チラシを配布しております。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちらが、今ご紹介ありました広報とりでの、これは2024年7月15日のものになります。年1回の青少年センターの説明がここにありまして、そしてその下には毎月15日無料相談の中に、学校生活や子育ての相談ということで、子どもの電話相談ということで、青少年センターの分も載っているというのが、今ご紹介預かったものでございます。ありがとうございます。これを目にとると、18歳未満の当事者がどれだけ広報とりで見えるのか。また、先ほどの相談のところは子どもの電話相談とあるんですね。なのでそれは保護者が見る分にはいいとしても、どれだけその15歳から18歳の方が——の当事者が電話してもいいと思えるかというところが、ちょっと疑問なのかなと

思うんですけれども。もうちょっと小中学生には夏休み前のチラシですとか相談員だよりということで目に触れる機会があるかと思うんですけれども、15歳以上の方に対しての広報に工夫が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 傍聴人に申し上げます。取手市議会傍聴規則第9条に、写真等の撮影及び録音等の制限として、傍聴人は傍聴席においての写真の撮影また録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならないと規定されております。ただいま傍聴席におられる傍聴人で写真を撮影されたと思われるお姿をお見かけいたしましたので、注意申し上げます、あらかじめ許可を取っていただきますよう求めます。

答弁を求めます。

子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） それでは、根岸議員の御質問に答弁いたします。先ほど部長答弁にもございましたように、小中学生の周知については、現在の周知方法により周知が十分できているものと認識しておりますが、義務教育を終えた後の18歳未満の方に対する周知については、十分とは言えず、今後も効果的な周知方法について検討していきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 必要な方にしっかりと情報が届くようお願いしたいと思います。

次に機能の強化という観点からお伺いしていきたいと思っております。資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちらは、青少年センター相談受付実績になります。令和元年・2年の全体の相談件数が7～800件のところ、令和3年からは500件台となっております。これは平成30年3月に教育相談センターが教育総合支援センターに移行しまして、支援センターのほうに保護者と小中学生の相談が移っているとも考えられます。

教育総合支援センター等関係機関との連携や役割分担といった点は、どうなっているでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。教育総合支援センターとの連携につきましては、取手市青少年センターに相談に来た相談者を紹介したり、また教育総合支援センターから取手市青少年センターに児童生徒が通所したい旨連絡があった場合など、それぞれ必要に応じて職員間での連絡を含め、しっかりと連携が取られているものと認識しております。また他の関係機関についても、相談内容に応じて必要な引継ぎなどをしっかりと行い、連携を取っておるところでございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちらが同じように、受付実績を対象者別だったり対象者の割合を出した数値になります。こちら見ますと、令和4年・5年のデータで15歳以上に関

する相談割合が——令和4年の赤字になっているところですね、40%・50%と増えています。それから、先ほどの実績1のほうを見ていただいても、1番右側の赤い数字です。18歳以上の方が実績値としてある一定程度いるということになっています。これを見ますと、15歳以上のニーズが高まっているということが見て取れると思います。青少年センターの相談対象は、おおむね18歳までとなっておりますが、成人の方の相談も受け付けているということだと思います。義務教育を修了した15歳以上の若者が直接相談しやすい場所として、青少年センター事業は今後も大事な事業であり、機能強化が必要と考えます。また、不登校や行き渋りの児童生徒が増える中、学校でも家庭でもない。また、教育総合支援センターとも違う居場所としての役割も大きいと思います。そう想定しますと、現在の水曜日だけ2名いらっしやって、それ以外の日は基本1人体制と伺っています。そういった体制ですと、相談が入った日は居場所として提供することが難しくなるなども考えられます。また昨今、様々なハラスメントや問題行動等が増える傾向にあり、一対一の相談業務でもトラブルの恐れがあります。外からの不審者の侵入だけでなく、相談者を守る、また職員を守るという観点で、2人体制で、なおかつ相談室が密室にならないよう工夫をお願いしたいと思います。完全2人体制にするべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。先ほど部長答弁にもございましたが、青少年センターでは2名の特別青少年相談員を配置しておりますが、勤務体制はそれぞれ週3日の勤務となっております。1人は月曜日から水曜日、もう1人が水曜日から金曜日までとなっております。水曜日のみが2人体制ということになります。御質問の特別青少年相談員を1日に2人体制にとのことですが、令和5年度の1日当たりの相談件数、約2件程度であることから、相談業務は1人でも十分対応できているものと認識しており、今後も現在の体制で相談業務を継続していきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 現状の相談件数からすると、2人体制にする動機は弱いというお考えということで理解しますが。でも、先ほど数値で申したとおり、潜在的に相談者というのはいらっしやると考えております。また、例えば子どもが、悩んで悩んで意を決して電話したのに、留守電——今は1人体制なので相談をされている間は留守電になっていると伺っています。そういう形で、せっかく電話をしたのに留守電対応になってしまったら、がっかりしてもう二度とかけてこないということにならないとも限りません。そのようなことはあってほしくないんですね。また、例えば高校にも案内チラシを配布するなど、15歳以上の若者への働きかけをもっとすることによって、やっぱりその潜在的に悩んでいる子というところに必要な情報が届いて、相談してみようかなという形になってくると思うので、そのためには、今の体制では不十分だと考えます。現在、子ども真ん中社会実現のための子ども計画策定の調査等が進められ、子ども施策の現状と課題を洗い出している最中と先ほど御答弁にありました。感覚として義務教育終了後から結婚するまでの若者支援というのが、取手市だけではなくて全国的に足りないと感じています。その点からも青少年センターの位置づけというのは、今までとはちょっと変わって——フェーズが変わ

っていくところだと考えておりますので、今後の検討を——調査検討のほうをぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でこの点は終わりにします。ありがとうございました。

では最後に、ゲリラ豪雨時、双葉一丁目、二丁目境に繰り返し発生する内水被害対策について伺ってまいります。双葉地区は内水被害対策として、2つの異なる事象にそれぞれ対策する必要があります。一つは、昨年6月の災害のように、多量の雨が降ると地盤の低い双葉地区に雨水が流れ込んでしまうことです。もう一つは、ゲリラ豪雨時に一丁目、二丁目境に一気に雨水が集中し、排出が間に合わないことです。ゲリラ豪雨対策として、第1回定例会で確認、私が一般質問で確認した際は、可搬式ポンプを使うと御答弁がありました。ですがこの第——可搬式ポンプは、第1ポンプ場のポンプ3台で毎分102立米のところ、可搬式ポンプ1台、毎分1.7立米と100分の1の能力なわけです。もっと根本的な対策が必要です。ゲリラ豪雨時の双葉一丁目、二丁目に発生する内水被害対策について進捗をお伺ひします。事前調査によりますと、対策立案のために、まず現状調査、データ収集を行うと伺っておりますので詳細をお願ひします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、根岸議員の御質問に答弁させていただきます。双葉地区は、昭和30年代後半からの民間による宅地開発事業により整備された住宅団地ですが、開発当時は道路側溝からの勾配により、大夫落や勘兵エ堀排水路に雨水が排出されておりました。その後、双葉地区全体での地盤沈下が進んだために排水機能が低下したこともあり、双葉地区内の2か所にポンプ場を整備いたしました。こちらのポンプ場は、年間6回の定期的な点検を行い、点検結果に異常が見られた場合には、随時修繕を実施しながら、適切な維持管理に努めております。また、双葉緑道下にあります雨水幹線につきましても、毎年、土砂の堆積状況を確認し、必要に応じてしゅんせつなどの清掃作業を実施することにより、排水機能を維持しております。しかしながら、議員から御質問あったとおり、双葉一丁目と二丁目の境の部分は、もともと地盤の高さが地区の中でも低くなっていることで、集中豪雨の際には道路冠水が発生しやすい状況となっております。市としてもその対応に苦慮しております。こうした状況の中での現状調査でございますが、開発当時、双葉地区内の道路は公道として移管を受けておりませんで、埋設管等の資料がございません。このため、今後の対応策——対策を検討するためにも、まずは、現状の調査を実施してまいりたいと考えております。また、データ収集の点におきましては、双葉地区内の2か所のポンプ場の稼働状況を把握することは、今後の内水対策を検討する際にも有効であると考えられますので、ポンプの稼働状況が監視できるようなシステムの必要というのも認識しております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 現状把握等を進めるとともに、同時進行で有効な対策の比較検討を進める必要があります。私はこれまで担当課と何度も話し合いまして、対策案を3つ提示しております。それぞれの対策について、実現可能性または現状の課題をご説明願ひ



たいと思います。資料をお願いします。まずこちらが一つ目の提案でございます。黄色い矢印のところ、一丁目、二丁目境の雨水管と並行する道路側溝を改善する、または新たに排水管を設置して都市下水道への排出量を増やす案です。側溝または排水管の改良策についてお考えを伺います。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） では、ただいまの根岸議員の御質問にお答えいたします。双葉地区周辺には水田が広がっており、小貝川や牛久沼が至近に位置していることから、地区の地層には主に粘土やシルトのような微細な粒子に富んだ柔らかい土層によって構成され、盛土や構造物の安定、さらに地下に影響を与える恐れがある地盤となっております。過去に実施いたしました地質調査によりますと、場所によっては地下水が地表から約40センチメートルから80センチメートルぐらいの下に位置しているという調査結果からも、当該地区は地下水位が高い状況であること、こういったことを再度確認する必要があると感じております。また、一丁目、二丁目の道路の排水路に並行するこちらの道路につきましては、市道として認定がされていないがために施工が難しいという問題もありますので、まずは調査のほうを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 次に、調整池を整備する案をお示しします。お願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちら2案ございまして、一つは、まず都市下水道を挟んで双葉地区の外側に貯水池——大きい黄色のところ——を整備する案。そしてもう一つは、都市下水道付近の双葉地区内の空き地に調整池を整備する案というのが、小さい四角が3つぐらい並んでいるのが、その案になります。こちらについては、どうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） では、お答えいたします。ただいま根岸議員の御質問がありました双葉地区の内外に調整池のような大きな工作物ということでございますけれども、工作物を築造する際にはまず地盤改良を施す必要があるほかに、施工区域内に地下水が流入しないように大がかりな遮水対策などを講じる必要があります。双葉地区はこれまで地盤沈下が進んでおり、地盤改良工事に当たっては周辺の土地への影響、こういったことも考慮しなくてはならないために難しい工事になることは予想されます。また、隣接地の方に対し、調整池の築造に対する理解、さらに所有者の方からの同意形成、こういったことが不可欠となってくることから慎重な判断が必要となってきます。今後は、最適な比較検討案について、内部協議に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。私のほうで3案、提案申し上げたわけですが、どれも簡単なことではないのは理解しております。早急に現状把握をしていただきまして、対策立案をお願いしたいと思います。そして対策のスケジュール感なんですけれども、今やゲリラ豪雨は季節を問わず発生します。どれくらいをめどに整備完了を目指すおつもりか伺います。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） では、お答えいたします。ただいま、まずは守衛現場の調査なんですけど、現況にあります排水構造物の地盤の高さを把握しまして、適切な勾配などの機能を確認する測量、こちらにつきまして、今年度を目標に実施してまいりたいと考えております。また、浸水検知センサーの冠水発生実績を基に、稼働状況のデータ収集も有効な情報であり、そのような資料などを基に対策を考えてまいりたいと考えてまいります。今後、関係部門との協議や情報共有を図りつつ、対策スケジュールの立案について検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ぜひよろしく申し上げます。本当に難しいことなのは重々承知しているんですが、ただやはりスピード感というのにも必要などころになってまいりますので、ぜひお願いいたしたいと思います。

最後に、住民からの要望活動について、お伺いします。お願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちらは双葉の住民の方で組織している双葉水害減災を目指す会から提出された要望書になっています。双葉一丁目・二丁目の方を中心に、227筆の署名とともに6月19日に提出されています。またこのほかにも、自主防災のほうからの要望書や、またほかの方が県に対して陳情書を提出されているということも伺っております。ありがとうございました。このような要望書への回答時に、市民との意見交換の場を持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 建設部長、渡来真一君。

○建設部長（渡来真一君） お答えさせていただきます。双葉一丁目と二丁目の境で発生する内水被害につきましては、市としても深刻な問題であると認識しております。根岸議員から御質問にあるとおり、この周辺にお住まいの方を中心に、双葉一丁目・二丁目の浸水被害軽減対策に関する要望書が市に対して提出されております。私もその場に同席させていただいております。この要望書の中には、ハード面での浸水被害軽減対策も含まれております。回答に当たりましては、市内部でだけではなくて関係機関との協議も必要かと思っておりますので、回答までに少しお時間を頂いている状況です。市民の皆様との意見交換の場を設けることにつきましては、今後検討とさせていただきたいと思いますが、回答に当たりましては丁寧な御説明する場を設けたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ぜひよろしくお願いたしいたします。昨年の双葉地区の内政被害についても、災害発生の原因と、今進めている対策というのを住民へ直接説明する機会を早急につくっていただきたいと考えますが、こちらのほうは、どうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えします。先ほどの部長の答弁にもありましたように、要望書、双葉一丁目・二丁目、それから全体を通して、昨年度の6月2日にあった大雨のような場合にどうやっていくかとか、そういったことについての説明、こちらについ

ても先ほどの答弁あったように検討していきたいとは考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） まだまだ対策の方針も、なかなか決定できていないという状況で、途中段階で住民に説明をするというところが難しい点だとは理解しているんですけども。ただ、今現在実際、勘兵エ堀のところのかさ上げですとか、今後この冬に大夫落のほうも手をつけるということを伺っています。そういったことの情報というのが、なかなかやはり双葉の皆さんところに届いていないというのが現状なんですね。私も何度も足を運んでお会いできる方には直接お話をさせていただいてるんですけども、やはり住民の方向けに、自治会ですとか自主防災会を通して、直接、途中の経過でもいいので、そういったことをすることによって、安心感だとか信頼感だとかというところが生まれてくるので、ぜひ住民との対話というところも大事にさせていただければと思いますので、その点だけ最後に重ねてお願いしまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、根岸裕美子さんの質問を終わります。

続いて、鈴木三男君。

〔10番 鈴木三男君登壇〕

○10番（鈴木三男君） 創和会の鈴木三男です。通告に従い、一般質問させていただきます。創和会のしんがりを務めますので、しっかり一般質問をやりたいと思います。今回は有機米とイノシシの被害対策について、2点を取り上げてみたいと思います。まず、有機米について質問する前に、先ほども根岸議員の質問の中で、最近の米騒動——久々に聞く令和の米騒動、30年近く前にも平成の米騒動というのはあったと思うんですけども、それ以来の米騒動ということで。これはコロナ禍から抜け出して、昨年から外食産業が好調あるいはインバウンド需要によって米の消費が増えたということも要因かと思うんですけども。8月ぐらいにはスーパーの店頭あたりからも米が消えたということで、9月に入ってから続々と新米——千葉とか茨城の新米が出始めまして、若干、品薄感は緩和されたのかなということなんですが。先ほどの野口部長の報告にもありますけども、令和6年度米はJAの買取り価格が60キロ当たり1万8,000円。私のひだまりでもお米はもちろん販売してるんですけども、8月末ぐらいには在庫切れになりました。平均大体6キロぐらいしかお米は売れないんですけども、8月末になりますと1日30キロとか40キロ買い求めるとというお客さんがいまして、さすがに生産者のほうからひだまりさんにお持ちするお米はないですよと言われて、1週間ほど在庫切れがありました。9月に入って農家さんのほうから新米を仕入れてるんですけども、今やっぱり60キロ当たり2万円以上はしますね。ということで、ひだまりは薄利多売でやっておりますので、どうぞ皆さんの中でお米がなかったら、ひだまりに足を運んでください。ということで有機米農について質問させていただきます。農薬や化学肥料がなかった時代の日本の稲作農業は、無農薬で堆肥、有機肥料により稲作を栽培して定め、田んぼにはタニシ、ドジョウ、そして収穫期にはイナゴが大量に発生しておりました。そしてお米を収穫するとともにタニシ、ドジョウ、そしてイナゴを取って、貴重な蛋白元として食しておりました。農薬を使わず、化学肥料も

使わなかったため、代かきを丹念にやり、草取りなど管理するのに手間暇をかけておりましたが、収穫量は現在よりも少なかったようですが、香りのよいおいしいお米を食べていたようです。近年、存在感を増す有機農産物。有機農業は化学肥料や化学合成農薬を一切使用せず、環境負荷をできる限り低減した農業生産方式で、生物多様性の向上や地球温暖化防止など、環境保全に寄与するという調査結果も公表されております。有機JIS基準は国際オーガニック基準に準拠して法律で制定されており、お米の場合、原則として2年以上の無農薬・無化学肥料で栽培することが条件です。有機米は安全性だけでなく、粘り・コシもさることながら、香りが良いという評判です。本市では有機米の生産に取り組んでいる生産者はおりませんが、農薬・化学肥料を50パーセント減した特別栽培米に取り組んでいる生産者がおります。市で把握している生産者数、栽培面積、補助金について答弁を求めます。

[10番 鈴木三男君質問席に着席]

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

[まちづくり振興部長 野口 昇君登壇]

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 鈴木議員の御質問に答弁いたします。特別栽培米の生産、今、鈴木議員が御紹介いただいたように、化学合成農薬や化学肥料の使用量を慣行の50%以上削減する生産計画を農家が県に提出し知事が認証する制度であり、生産した者には認証シールなどの表示をすることができます。令和5年度の市内における作付実績は、特別栽培米を作付した生産者は12名、面積は13.4ヘクタールとなっております。そのうち、生産目標を達成し補助金の対象となる生産者は4名、面積は3万9,637平米、補助金額は39万6,370円を交付しております。以上になります。

[まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席]

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今の部長の答弁ですと、生産目標を達成した補助金対象になっている生産者が4名、補助金額が39万6,000円ということは、1人当たり約10万円ぐらいの補助金を受けているということなんですが。残りの8名の方、特別栽培米に生産者として参加してる人が12名ですから、残り8名の方は自由に作付けして特別栽培米を生産しているということになりますけれども。こうした生産した特別栽培米をどのような方法で販売しているのか、市のほうでは把握はしているでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。特別栽培米を作付している生産者は、JAみなみのほか独自で販路を持っていると伺ってます。どこにどのように販売しているかについては、市のほうでは把握していない状況です。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。JA茨城みなみほか、独自で販路を持って販売してるということだと思います。理解しました。次に、持続可能な開発目標SDGs（エスディーゼズ）の観点から、有機オーガニック農業が注目されております。有

機米は原則、先ほど申し上げましたように、化学肥料と化学農薬を使わず水田が持っている生産力を引き出して栽培されたお米です。食の安全や環境負荷の低減の観点から、SDGs（エスディーゼズ）の取組に位置づけられております。有機農業を地域ぐるみで推進するオーガニックビレッジ宣言を県内で初めて行った常陸大宮市では、有機米の生産を始めた特定農用地の所有者が観光農業者と有機農業を推進するための栽培に関する協定を結び市が認可、有機農業と観光農業を営む双方の農家がお互いによりよい環境で農業を営めるようにし、有機農業の？だんちか？促進を図っております。スライドお願いします。

〔10番 鈴木三男君資料を示す〕

○10番（鈴木三男君） これは、常陸大宮市のホームページからですが、有機農業推進に向けては科学的に合成された肥料や農薬の不使用など制約があることから、観光農業者とは農薬の飛散や病虫害の蔓延の防止などに留意しながら取り組む必要があります。同地区の農業者同士が栽培管理について協定を結んでおります。協定で定める栽培管理に関する事項では、有機農業者に雑草防除や防虫ネット、マルチの利用など、適切な栽培管理の実施、緩衝地帯の設置、病虫害が発生した場合の措置を求めるなどを想定。観光農業者には農薬——化学農薬の飛散防止措置として、農使用時の事前通告や立会い、畦塗りなどの水、ドジョウの有機圃場への流入防止、病虫害が発生した場合の措置を求めるなど想定。同市では、学校給食の完全有機米提起を目指して、約15ヘクタールまで拡大する計画を立てているようです。現在、3名の生産者が専用で取り組んでいるという報告を受けております。また6月23日の茨城新聞の1面に、石岡市、かすみがうら市、笠間市の3市が、生産から消費まで、地域ぐるみで有機農業を推進するモデル地区を目指して動き出したとの報道がありました。そこで転作目標を達成した生産者が有機米を作付けした場合の国、県、そして市の補助金制度について答弁を求めます。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。転作目標を達成したということに限らないんですけども、国においては有機転換推進事業として、観光作付から有機農業へ転換を図る農地に対して、初年度のみではございますが、10アール当たり2万円以内の補助があります。また、化学肥料・化学合成農薬を原則5割低減、プラス地球温暖化防止の効果の高い営農活動に対しては、環境保全型農業直接支払交付金として、10アール当たり1万2,000円の補助があります。さらには、有機農業新規参入者技術取得支援制度として、有機JAS講習会の受講として上限3万円、補助実地検査の受検費用として上限9万円などの補助制度があります。なお、完全保全型農業直接支払交付金、10アール当たり1万2,000円の内訳は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担割合となっております。市独自の転作実施補助金のような、国の補助金に対するかさ上げ的な補助金は現在ありません。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今の課長の答弁ですと、有機米に転換した場合、国から初年度のみで10アール当たり2万円以内、また環境保全型農業直接支払交付金、10アール当たり1万2,000円、これは国・県・市が負担しているということで

すが、取手市独自の補助金はないという答弁ですよね。分かりました。では、本市は令和2年に県内初の取手市気候非常事態宣言を表明しております。食の安全、環境負荷軽減、SDGsの観点から、取手市がJA、稲作農家に働きかけ、有機米の生産を——生産を推進していく考えはありませんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） お答えします。有機農業について、鈴木議員に常陸大宮の取組について御紹介をいただきました。有機農産物、有機米は農水省が定めた有機JAS法に基づいて登録認証された農産物です。この基準を満たすには、先ほど鈴木議員からお話がありましたように、播种植付け前2年以上価格肥料や化学合成農薬を使用しない農地、圃場で、周辺農地等から使用禁止資材が飛来し、流入しないよう注意必要な措置を講ずるなどと厳しい基準で、自然環境に優しい農法で生産された米になります。常陸大宮市のほうでは、補助を分けるということで、団地化の促進を図っているかと思えます。議員が御提案していただいている食の安全、環境負荷の軽減、SDGsの漢検観点から有機米の生産は、米の付加価値がつき、高価で販売できて農家の収入にもなると思えます。しかし、取手市においては、農家の約8割以上が、中小規模農家や兼業農家ですので、取り組むにはかなりハードルが高いと思われれます。現在、地域計画の策定に向けて、農業者との話し合いを進めていますので、その場で、有機農産物、有機米の栽培についても協議していきたいと思えます。今後、有機農産物にとり組んでいく農業者や法人の意向があった場合には、市としてどういった支援ができるかも含め、県やJA等の関係機関と協力しながら支援体制を構築したいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今、部長の答弁でもありましたけども、確かに有機米に取り組むというのはハードルが高いということは承知しております。また、なかなか野口部長はじめ、農政課のガードもかたいなど。先ほどの根岸議員の答弁でもありましたけども、こちらのほうのガードもかなり固いというような印象を受けてるんですけども、しかしながら、私も稲作園芸研究会の皆さんと何人か知り合ってお話しする機会があるんですけども、やはり付加価値をつけると、プレミアムをつけるということに関しては、結構の稲作農家の方も真剣に考えてるところありまして、どういった行政でどういような補助をしてくれるんだったら、出してくれるんだろうとか、そういった関心があることは確かなんで、これはできれば、これから進めていただく課題ではあるのかなと思っております。先ほども出たんですけども、取手市認定農業者等支援事業補助金交付要綱によれば、現在、環境に優しい農業推進事業補助金として10アール当たり1万2,000円——これは先ほどの特別栽培米を生産してる方に支給されるわけですけども。有機米を生産するには、先ほど部長も言ったように、当初2年間は土壌改良しなければならず、その間稲作を栽培することができません。また、作付けとなれば、代かきの回数を増やしたり、草取り、防虫ネットを備えたり、時間とコストがかかります。稲作農家が有機米の生産に取り組む環境づくりが必要になってくるのではないかと思っております。そのためにもこの補助金要綱を見直し、新たな有機米補助金の創設をし、新規の担い手の参入を促す考え

はありませんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） お答えさせていただきます。議員に先ほども答弁させていただきましたが、まずは地域計画ということで、農業者の方と話し合いをしておりますので、農業者と有機農産物について話し合いを行い、その意向を確認して、有機米を推進していきたいと考えております。また、有機米を推進している他の自治体の支援などを参考にしていきたいと考えております。なお農政課のほうで、現状の有機米作付等の補助をやっている自治体のほうに確認をさせていただきました。有機米の作付け農業者への支援は、国・県・市の環境保全型農業直接支払金で補助の支援をしているということで、取手市のほうでも環境保全型の支援はしているところです。また、他の自治体では有機米生産の技術的な支援であったり、販路の確保を県やJAと協力しながら行っているようですので、そのような取組を——他の自治体の取組を調査研究して、取手市でも支援のほうは考えていきたいというふうに思っております。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。ぜひ他自治体の取組状況を調査研究して、取手市でも有機米農業を支援していただきたいと思っております。野口部長は、聞くところによると稲作農家の出身で、若いときも稲作に取り組んでたというような話も聞いておりますけれども。やはり挑戦なくして偉業達成はありません。ぜひこの有機米、前に一步でも二歩でもいいですから、前に進めていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。今度は、ふるさと納税寄附金の返礼品の観点から質問させていただきます。肉・カニ・米が三種の神器といわれている、ふるさと納税です。カニについては取手市内で特産品にするのは難しく、肉については加工したものが返礼品として取り扱っているという報告を受けておりますけれども。取手市の農産物の90%以上が稲作です。当然、お米を取手市の特産品として、ふるさと納税寄附金の返礼品として力を入れていくべきだと考えております。令和5年、令和6年度のふるさと納税寄附金の返礼品としての取手市産——取手産米のコシヒカリ、これの出荷量の実績をお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。現在、市ではJA茨城みなみを取り扱う市内産のコシヒカリを、精米された7キロと15キロ、そして玄米30キロの3種類をふるさと納税の返礼品として扱っております。実績といたしましては、令和5年度は、寄附件数が75件で853キロ、令和6年度につきましては8月末現在で、寄附件数が96件で1,959キロの出荷実績となっております。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今の5年度と6年度の寄附件数と出荷数量の報告があったんですけれども、これ金額ベースでは分かりますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○**財政部長（田中英樹君）** それでは寄附金の金額ベースでの実績を申し上げます。令和5年度が116万円、令和6年度が218万9,000円となっております。

○**議長（岩澤 信君）** 鈴木三男君。

○**10番（鈴木三男君）** 5年度と比べると、6年度、今年度のは8月末で倍ぐらい、200万ちょっとということで、これは最近のお米の需要の高まりということも影響してるんだろうと思いますけども、それにしても全体のふるさと納税寄附金から比べると、かなりパーセントとしては低いという印象ですね。私の今年の6月に会派で泉佐野市を行政視察いたしました。泉佐野市のふるさと納税の取組について、特に注目したのは新たな補助金制度を設け、寄附者の意思によって、企業や個人事業主を泉佐野市に誘致し支援することで、魅力的な地場産品を充実させ、応援してくださる寄附者に返礼品お届けする、新たな地場産品の新しいふるさと納税の形をつくり出しております。取手の稲作農家の多くは、今、転作補助金を受けながら飼料米を生産しているのが現状だと思います。中村市長が県議会議員時代に、マニフェストに、もうかる農業、稼げる農業を掲げておりました。これは農産物を単に生産し販売することだけでなく、加工などを加えて付加価値をつけて高く販売することだと思います。先ほども述べましたが、有機米を生産するには、当初2年間は土壌改良に取り組む必要があり、無農薬で有機肥料を使うため、代かきは年に2回とか3回、あるいは病虫害予防、草取りに手間がかかり、収穫量も少なくなります。しかし、今、有機米に対する消費者のニーズは明らかに高まってきております。行政がリーダーシップをとって米の生産者、JAなどに呼びかけて、有機米のモデル地区をつくり、そこに補助金を投入していけば、有機米の作付けに賛同してくれる担い手がいるはずです。そして、取手の有機米をブランド化し、付加価値をつけて、ふるさと納税の返礼品として取り扱えば、地区費寄附金がさらに増えていくことは間違いないと思います。ふるさと納税寄附金の返礼品としての有機米を取り扱う考えはありませんでしょうか。

○**議長（岩澤 信君）** 財政課長、谷池公治君。

○**財政課長（谷池公治君）** 鈴木議員の御質問にお答えいたします。一般論ではございますけれども、近年、有機農産物は健康に気を使う方や環境保護に敏感な方の注目を集めておりまして、消費者のニーズも高まっているということは認識しております。ですので今後、有機米のような注目度が高い返礼品を安定的に提供することができれば、より多くの寄附を集めることができ、また取手市のPRにもつながるものというふうには考えております。返礼品の提供事業者は随時募集中でございますので、今後もし有機米を生産してそれを返礼品として提供したいという事業者の方が出てきた際には、ぜひ積極的に御応募いただきたいと、このように考えております。以上です。

○**議長（岩澤 信君）** 鈴木三男君。

○**10番（鈴木三男君）** ありがとうございます。前向きな——この辺は前向きな答弁なんですけれども、次の、例えば泉佐野市のように、有機米の生産者へ補助金を投入して有機米の生産を促すような考えはないでしょうか。

○**議長（岩澤 信君）** 財政部長、田中英樹君。

○**財政部長（田中英樹君）** それではお答えいたします。ふるさと納税の返礼品事業者へ



の補助という視点で考えますと、有機米に限定した補助を行うということは、他の返礼品事業者に対し公平性を欠くものとなると思っております。また現在、市内に有機米を生産する農家がないという現状も踏まえ、補助制度を検討する考えは現状のところございません。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。確かに特定の事業者限定して補助金を投入することは、公平性が欠くということは承知しております。しかし今後、取手市のふるさと応援寄附金の返礼品として有望な特産品を発掘し伸ばしていくためにも、そのような有望な事業に対して補助金を投入することは選択肢の一つなのかなと思っております。以上でこの質問は終わります。

次に、教育委員会に答弁を求めたいと思います。その前に、県内で先進的に有機米に取り組んでいる常陸大宮市の鈴木市長の有機栽培米お田植祭での動画を御覧いただきたいと思っております。

〔10番 鈴木三男君資料を示す〕

○10番（鈴木三男君） 今のは、常陸大宮市の鈴木市長が有機米に取り組んだ経緯の御挨拶でしたけども、食の安全、環境負荷の低減から学校給食に有機米を提供することは大変重要だと思っております。学校給食に有機米を提供することについて、答弁を求めたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 鈴木議員の御質問に答弁させていただきます。有機米を学校給食に提供することは、議員おっしゃるとおり、食の安全、環境負荷低減の観点から、さらには食育の観点からもメリットがあるものだと認識しております。現在、取手市の学校給食で提供している米飯は、取手市産コシヒカリ 100%を使用しております。そのような中、現状では取手市で有機米の生産に取り組まれている生産者はいないと担当部局から伺っております。将来的に取手市において有機米の生産の取組が進み、有機米の収穫量が学校給食の大量調理に見合う量を確保できた際には、活用を検討したいと考えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。現在、学校給食では地産地消の観点から取手産コシヒカリ 100%を使用しているということですが、ぜひ近い将来、取手産有機米が市場に出回った場合は、ぜひ学校給食で取り扱っていただければと思います。次に米粉パンに移らせていただきますけども、米粉パンは小麦粉に比べて割高ですが、栄養価が高く、腹持ちがよくグルテンフリーとしてアレルギーの児童生徒でも味わうことができます。昨年からは市内の稲作農家が米粉パンに適した瑞穂地からの作付けを始めております。今までのコシヒカリで製粉した米粉と違って、瑞穂力はさらさらとして米粉パンに適しております。現在、学校給食では、米粉パンを年3回提供しているという報告を受けており

ますが、地産地消の観点から、もう少し米粉パンを増やす方針はありませんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） お答えいたします。生産者の顔が見える地元の安心な食材を学校給食で提供し、地産地消を推進していくことは、子どもたちにとっても意義のあることと捉えております。そうしたことから、令和4年度から、学校給食で米飯以外の野菜などについて、農家などと連携し、活用する取組を進めているところです。さて今回、鈴木議員の御質問ですが、米粉パンに適した試算の米を使用したグルテンフリーの米粉パンを学校給食で提供し、その回数を増やしていくのはどうかという旨の質問かと思えます。まず、今現在、学校給食で提供している米粉パンですが、通常、米粉のみですと、パンが膨らみにくいという理由から、膨らみやすくするために、グルテン、こちらを20%配合した米粉パンを給食で提供している状況です。また、給食用パンの加工業者に確認したところ、技術的に米粉のみの米粉パンを学校給食で提供することは難しいということで伺っております。しかしながら、議員からの紹介にありました瑞穂力といった品種は、今までのコシヒカリより米粉パンの加工に適しているとお伺いしておりますので、瑞穂力を生産している生産者や給食用パンの加工業者、また、給食現場に立つ栄養教諭や学校栄養士の意見などを参考にし、一定の量が確保でき、なおかつ価格面、品質面、流通面等の調整を図ることができれば、学校給食でも活用が検討できると考えておりますので、引き続き情報収集と調査研究のほう進めてまいりたいと思えます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。ぜひ瑞穂地から市場に米パンに適しているというお話も伺っておりますので、教育委員会のほうで取得していただいて、前に進めていただければと思います。この質問は以上で終わります。ありがとうございます。

続きまして、イノシシ被害対策について、お尋ねしたいとさせていただきます。イノシシ被害については前の関戸前議員が何度か一般質問で取り上げておりました。そのときは戸頭近辺でイノシシが出没したという情報だったんですが、関戸前議員が引退したのとは全く関係ないんだと思うんですけども、戸頭から利根側の下流の野々井、寺田、稲、中央タウン、新町そして最近では小文間まで生息地を拡大してきております。河川敷から堤防、そして触れ合い道路を渡って住宅地まで出没するようになり、イノシシの目撃情報は毎日のように寄せられております。まだ人的被害は報告されていないようですが、農産物の被害は数多く報告されております。地域住民の皆様から、イノシシの駆除を含め被害対策を打ってほしいという声が多く届いておりますので、今回、一般質問で取り上げてみたいと思えます。イノシシは、夏場は食べ物が豊富で農産物の被害は比較的少ないようですが、12月から1月が繁殖期、2月・4月が子育て、そしてその頃になりますと食べ物が少なくなるため、農産物の被害が多発しております。抜本的な対策を取らないとますます繁殖し、被害が拡大することが予想されます。イノシシの生態については、常緑落葉広葉樹林、水田放棄地や竹林などに生息し、これらに隣接する水田や農耕地に出没いたします。イノシシは雑食性で基本的には何でも食べるといわれております。多くは植物性のものを食べ

ますが、ブナの果実であるどんぐりとか栗の実、キノコ、柔らかい植物の新芽や根などを好んで食べます。ほかに蛇とかカエル・昆虫類ミミズなども食べます。畑や芝生に発生したミミズをイノシシが食べることによって、土地が荒らされる事例もあります。また、市街地に出没するイノシシは生ごみも食べるようです。農作物の被害として多いのは、稲、サツマイモ、ジャガイモ、豆類、サトウキビなどです。一般的にイノシシは夜行性動物と言われておりますが、本来は昼行性です。夜間の行動が多いのは人間が活動している時間帯を避けるからです。警戒心が強いため、餌場や寝床水場を頻繁に変え、できるだけ人間に行動をつかまれないよう行動します。しかし、人間に対する警戒費が低下すると、昼間でも堂々と行動します。嗅覚に優れる鼻を使って物の感触を探る行動をよくとります。繁殖力が高いため、被害防除だけでなく、駆除も行う必要があります。また、行動圏は意外と狭いため、特定の地域に被害が集中しております。市内の令和5年、令和6年度のイノシシの目撃情報についてお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 鈴木議員の御質問に答弁いたさせていただきます。御質問のイノシシの目撃情報の件数ですが、令和5年度82件、令和6年度は8月末現在で48件となっております。今、議員からお話がありましたように、利根側河川敷付近を中心に市内の広い範囲で目撃されている状況です。市民よりイノシシに関する目撃情報があった際には、取手警察や猟友会と連携し、追い払いやパトロールを行い、市民の安全確保に努めております。また、市のホームページで目撃場所や日時等を公開するとともに、公立、私立を問わず、市内の教育施設に対しても、メルマガ等を活用し、関係各課で連携しながら、広く注意喚起を行っているところです。今後も目撃情報があった際には速やかな情報提供を行い、有害鳥獣による被害を防止するために、取手市有害鳥獣捕獲許可事務等実施要領に基づいて、有害鳥獣による生活環境や生態系に対する被害を防止する目的で、対象鳥獣への対策を講じていきたいと思っております。また、関係各課、猟友会とも協力しながら対応を進めていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今部長の答弁では、令和5年度が82件、令和6年度は8月末で48件ということですが、意外と少ないという印象です。恐らく市に――市役所に報告されているのは氷山の一角なんだろうと思っております。私が住む中央タウンの住民の話によると、朝のウォーキングでは利根川の河川敷から土手近辺では毎日のように目撃されているという報告も受けております。それでは、市内の令和5年度・令和6年度のイノシシの捕獲状況及び捕獲したイノシシをどのように処分しているのかを、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。イノシシの捕獲につきましては、目撃情報や農業者からの農作物被害報告を受けた場所の状況を確認後、市民の安全確保、それと被害を防止できない場所に有害鳥獣捕獲等の許可を得て猟友会の方とイノシシの通

り道などを確認し、わなを設置しております。現在、わなの設置箇所は目撃情報があった場所付近に設置して、猟友会による見回りにより捕獲状況を確認しています。捕獲状況ですが、令和5年度については32頭、令和6年度については、8月7日現在で27頭となっております。全て殺処分しております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。捕獲状況、令和5年度32頭、令和6年8月で27頭というのは、非常に少ないなという印象なんですけども。聞くとところによると、守谷市ではもう100頭以上捕獲しているというような情報も入っております。

〔10番 鈴木三男君資料を示す〕

○10番（鈴木三男君） これは新町のキャノン裏の河川敷の農園です。今年3月に猟友会にお願いして、くくりわなと箱わなを設置したところ、くくりわなに五、六頭かかったということで、私も連絡を受けまして現地に行って写真を撮ってきました。これはくくりわなにかかって動けなくなっているという状態ですね。そのあとのこれが箱わななんですけども、箱わなはまずイノシシかからなくてタヌキが2頭かかったという報告を受けてますけれども、現在では管理しないんでもう草ぼうぼうになっております。やはり、これ以上繁殖を抑えるためには、やっぱり殺処分もやむを得ないのかなというふうに考えております。イノシシの被害対策については先ほどもお話ししましたけども、繁殖力が高いため、被害防除だけでなく、駆除も必要であると思います。銚田市では農産物の被害だけでなく、地域の防災という意識を持って対策する必要があるとして、鳥獣被害対策を、まず防御、それから環境整備、そして捕獲を鳥獣対策の3本柱としております。やぶの刈り払い、竹林整理、不要果実の——果実や農産物の整理、生ごみ等の適切な処分、適切な防御柵の設置、イノシシが人間の近くで定住しないようにする環境づくりが必要であると言われております。

それでは、取手市の令和6年度のイノシシ対策への予算及びその使途について、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。イノシシの——イノシシ対策の予算につきましては、イノシシの目撃情報や農産物、農作物の被害報告があった場所の確認、追い払い、捕獲用罟の運搬設置、巡回見回り、捕獲時の処理対応などを委託しており、今年度は猟友会と約200万円で契約しております。なお、昨年度も目撃情報が多かったので、見回り違反やわなの設置箇所が増加したため、当初、契約金額から年度途中に増額変更して、イノシシの対策を実施しております。今年度も多くの目撃情報の報告を受けていますので、現契約金額で対応できない場合には委託契約を——委託費を増額で対応して、市民の安全確保と被害防止をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今、市内には猟友会の方というのは何人ぐらい実働をされているのか、一点お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） 正確な数字まで今手元に資料ないんですけども、メンバー的には20人程度と伺っております。ただし実際その活動——見回り活動を実施している方については、七、八人の中でローテーションを組んで見回りをしてもらっているという状況を伺っています。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。それでは、取手市の今後のイノシシの被害対策について、お尋ねしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） お答えさせていただきます。イノシシの被害対策につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、今年度8月末現在で48件の目撃情報や農作物被害の情報を頂いておりますので、今後も取手市有害鳥獣捕獲許可事務等実施要領に基づいて、有害鳥獣による生活環境や生態系に対する被害を防止する目的で、イノシシなどの対象鳥獣への対策を講じてまいります。また現在、農政課で令和7年度からの鳥獣被害防止計画の策定に向け、県南の農林事務所と調整を行っております。この計画を策定することにより、捕獲に必要な機材の購入や捕獲活動経費に対して国や県からの補助が受けられますので、今後はそれらの補助金を活用して、引き続き猟友会とも協力体制を強化しながら、鳥獣被害防止に当たっていききたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。来年度から、国県の補助金を受け捕獲に必要な資機材の購入や捕獲活動経費を充実していくということですけども。これからは夏から秋——秋野菜の種まきとか収穫が始まっていくわけですけども、やはり園芸をやられてる方にとっては、次の日行ったときに自分の畑が掘り起こされたり作物が荒らされると、もう本当にかっかりするんですね。そのたびに私のところに来て、何とかしてくれと言う人もいますけども、とにかく農政課のほうに声を届けて対応していきますという答弁しかできないんですけども。ぜひそういった方々のためにも、しっかり対応していただきたいと思っております。

次に、通学路の安全対策についてです。西小の通学路、特に稲集会所近辺では頻繁にイノシシが出没し、目撃情報が寄せられております。そのたびに先生方や教育委員会の方が身回りを余儀なくされているわけですけども。今のところ児童生徒が被害に遭ったという報告はないようですけども、イノシシの繁殖期は、先ほど申し上げましたように12月から1月です。春先には、2頭から8頭の幼獣——これ縞模様をしているのでウリボーと呼ばれているようですけども、2頭から8頭の幼獣を生むと言われております。特に子育て中の雌親に近づくのは非常に危険だと言われております。

イノシシの被害から児童生徒の通学路の安全を守るための対策について、お尋ねしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 教育長、石塚康英君。

[教育長 石塚康英君登壇]

○教育長（石塚康英君） 鈴木議員の御質問に答弁させていただきます。議員御案内のと

おり、特に取手西小付近でイノシシの目撃情報が多数寄せられておりまして、議員初め地域の皆様の御協力もいただきながら、子どもたちの安全確保に努めているところです。私も昨年度は勤務している折には、情報が寄せられるたびに通学路下校前に、多少どきどきしながら見回ったのを覚えているところです。一方で、子どもたちがイノシシに遭遇するのは、登下校時に限ったことではありません。下校時でありますとか、休日等にも遭遇する可能性があるわけでありまして、やはり何よりも、イノシシに遭遇したときの対応策、これを子どもに指導することが重要だと、そのように考えていまして、現在でも、西小に限らずこういった情報も寄せられた学校におきましては、そういった対応策をしっかりと指導しているところでございます。その他の対応につきましては、教育部長のほうから説明させていただきます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、教育長の補足答弁をさせていただきます。教育委員会ではイノシシが目撃されました学区内の学校に対しまして、その都度、目撃情報を連絡し、イノシシと遭遇した場合の対応方法として、イノシシを見かけた際は、近づいたりせず興奮させないにすることなどの安全指導をお願いしております。これに加え、教育委員会として学校周辺や通学路近辺で目撃情報があった場合には、登下校の時間帯に安全確認のためのパトロールを行っております。また、市内広い範囲で目撃情報がありイノシシも移動しているため、市立小中学校全校の保護者に対し、保護者連絡システムホームアンドスクールを通じて目撃情報を周知するとともに、イノシシを見かけた際の注意点についてお知らせしております。今後もこれらの対策を継続して実施し、児童生徒の登下校時の安全対策を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今、石塚教育長からもお話があったんですけども、今年の3月まで西小の校長職にあったわけですけども、その頃は割と比較的少なかったのかなと……

〔笑う者あり〕

○10番（鈴木三男君） （続）その後4月・5月、教育長になられた途端に出没回数が多くなったというような印象を受けてるんですけども。特に稲集会所近辺が学童パトロール——学童の通学路になっておりますので、本当に校長先生とか教育委員会の方がその都度、車で行ってパトロールして御苦労かけてるなという印象を受けたんですけども。9月2日から学校も始まりましたので、これからも学童——児童生徒の通学路安全のためにもしっかりと対応していただきたいと思っております。以上で、私の一般質問は終わります。

○議長（岩澤 信君） 以上で、鈴木三男君の質問を終わります。

続いて、染谷和博君。

〔19番 染谷和博君登壇〕

○19番（染谷和博君） 染谷和博でございます。3人目になって、ちょっと長引きましたけども、これ終わりましたら休憩ですので。すみません、約1時間お付き合いください。

あと〇〇〇〇が今帰っちゃってね——名前言っちゃいけないのか。非常に残念です。それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。移動式エアコンの導入について、必要なときに必要な場所での利用についてです。気候変動の影響で、近年は猛暑日が増え、空調は不可欠となりつつあります。しかし、補助金などで導入費用をカバーできず、空調の設置が難しい施設がどうしても出てきてしまいます。この問題を解決できるのが、移動式エアコンです。移動式エアコンは工事不要の可動式エアコンで、室内機と室外機が一体化しており、パワフルな風で素早く冷却できます。熱中症の対策や急な空調設備のトラブルに対応できることから、最近では企業や自治体でも取り入れられていることが多くなってきました。工場やイベントなど多くの場所で移動式エアコンが活用されています。移動式エアコンは室内機と室外機が一体化しており、吹き出し口から冷風を送り、排気口からは冷却時に温められた空気が出される設計となっています。そのため特殊な工事は必要なく、電源さえあればその日から利用可能です。直進性のある大風量の風が遠くまで届くので、大きな空間を効率よく涼しくしたり温かくしたりできます。大勢の子どもが集まる学校や体育の授業を行う体育館などでは、移動式エアコンとの相性が抜群です。学校や体育館は風通しがよいところが多いですが、季節や天候によって大きく温度が変わります。子どもたちも多いことから、熱中症などは十分配慮しなければなりません。移動式エアコンを活用すれば、廊下に置くことで階層全体を快適な温度にできたり、体育館に置くことで体育の授業・クラブ活動に集中して取り組める環境にできたりなど様々なメリットがあります。暖房も利用できるので、1台導入することで一年を通して活用できます。取手市では今定例会の補正予算で、小中学校体育館空調設置工事の実設計が計上され、体育館への空調導入が進みます。ただ、それではカバーできない施設が廃校になった学校です。体育館は施設開放時の住民の社会活動やスポーツ活動に利用されています。しかし、廃校であるため補助金の対象外であり、新たな空調設備の設置が難しいと思います。また、災害発生時の避難所にもなっています。いつまで使うか分からない状況で設置に踏み切るのは大変難しい状況です。空調が故障した際にも移動式エアコンは有効と思います。ここで資料を出させていただきます。

[19番 染谷和博君資料を示す]

○19番（染谷和博君）これが実施例です。まず最初に、これが東京？私立？大学の小中学校体育館ですね。そして次が、これが奈良市の高等学校。やはりこれも体育館で使ってます。こちらは須坂市の北部体育館、やはり体育館がちょっと多いんですけども、これが日産自動車の追浜工場か——でいいですね、というところでやはりこれイベント時に使っております。そしてこれ、これがあつたらよかったなと思って、日比谷大江戸祭、テントのときに使ってます。この間あの非常に暑かったですよね、取手駅の西口の交通広場のとき。あのときこの恰好で言ったんですけど、背広ビショビショになってクリーニング出しました。ですのでこういうときにも非常に有効かなと思っております。これは災害備蓄として、新潟県の村上市、こちらでこういうふうに備蓄をしているというところ。それでは、ちょっとビデオ。

[19番 染谷和博君資料を示す]

○19 番（染谷和博君） 以上でございます。最初、白い煙が出てきたとき、ちょっとびっくりしたんですけど、見えやすくするように色をつけたそうですけども。このような移動式エアコンがございます。導入について、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、染谷議員の御質問に答弁させていただきます。まず、学校現場における冷房機の導入状況と、あとそういったエアコンが故障した場合の対応について答弁させていただきます。これまで小中学校の空調設備の設置状況につきましては、平成 27 年・28 年度に普通教室、令和元年・2 年度には特別教室の空調設備設置が完了しております。教育委員会としましても、昨今の猛暑の状況を踏まえ、先ほど御紹介いただきましたように、本定例会において体育館空調設備に係る設計の補正予算を提出させていただいてるところであります。児童生徒の熱中症対策に併せまして、災害時の避難所としての機能効果の観点からも、空調設備の重要性については十分認識しているところでございます。また学校現場において、教室にありますエアコンが故障した際の対応方法につきましては、学校からエアコン機器の不良の報告があった際に、まず教育委員会職員が現地を確認した上で、業者による対応が必要と判断した場合には、早急に修繕の依頼を行っております。また、修繕が完了するまでの間は、他のエアコンが設置されている教室への移動や授業を行う教室の変更など可能かを学校と協議し、児童生徒の教育活動への影響を最小限できるように、学校と協力して対応しているところでございます。議員から御提案いただきました移動式エアコン、冷եսポなどのスポット的な空調機器を用意しておくのが有効であるということは認識させていただきました。今後、御紹介いただいた先進地の事例などを参考に調査研究を進めてまいりたいと考えております。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） それでは、お伺いいたします。統廃合した学校の体育館、今使っております。もちろん生徒児童さんは使っておりませんが、一般にも使っていますし、避難所にもなっております。そこにこのようなもの、移動式のエアコン等の設置の予定というのはあるのかないか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、斉藤理昭君。

○教育次長（斉藤理昭君） それでは、お答えをさせていただきます。今、議員が御紹介いただきましたこの移動式空調、冷եսポでございます。まず廃校の体育館については、まず社会体育施設として整備を予定してます旧取手一中体育館を除き、教育総務課で 3 つ担当してます——所管になってます。旧井野小体育館、旧戸頭西小体育館、旧小文間小体育館の 3 つでございます。旧井野小体育館に関しましては、平成 28 年に策定されました利活用計画に基づきまして、今後校舎の建物全て解体除去し、市民の憩いの場や防災拠点としての機能を持ったオープンスペースとして整備していく予定でもあります。残る旧戸頭西小体育館、旧小文間小体育館に関しましては、現時点におきましては、スポーツ団体の御利用はあるんですけども、今後の利活用の計画というものがまだ定まっていない



という状況でもございます。したがって、まずは、現高校にある児童生徒の熱中症対策を優先しつつ、廃高校に関しては、空調設置にかかる費用対効果などを検証した上で、慎重に検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ありがとうございます。なかなかすぐには難しいということでした。それではお伺いします。災害時等とかに利用できるように備蓄というようにお考えはあるでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。今現在は先ほど教育委員会から説明がありましたとおり、小中学校の体育館のほうにエアコンのほうが入ってくるというようなことがございますので、まずは一時的にはそちらのほうを使っていきたいと考えているんですけども。廃校等で——なっているところを避難所としてということで、備蓄ということだと思っております。まず、この冷えスポを活用した場合に、結構大きなタイプのものを使用しなければならないかと思っております。その際には200ボルトの電源の工事ですか、あるいは受変電設備の工事なんかも必要になってまいりますので、そこら辺も含めまして施設管理者のほうと協議をさせていただいて、今後検討が必要かなと思っております。以上でございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 今、部長が言われたように、動力の電源が必要だということで。私の認識だと動力、そんなに大変じゃなく変えられるはずですので、その辺はそんな問題ないのかと思っております。やはり予算面が一番大きいと思っておりますので、その辺を検討させていただきたいなと思っております。

それでは、次に移らせていただきます。地方就職学生支援事業について、お伺いします。地方創生10年を迎え、少子高齢化が進む中、人口の東京一極集中が解決せず喫緊の課題であることが明らかであります。若者の地方へのU I Jターン支援が重要であります。地方の高校を卒業した若者が、大学進学を契機に東京に転居し、その大半が地元に戻ってくることなくそのまま東京で就職することが、地方人口の社会減の要因といわれています。このたび国の施策である地方創生移住支援事業の一環として、地方就職学生支援事業が新設されました。具体的には本部が都内にある大学の学生が地方企業への就職活動をする際、交通費の負担を軽減するため、最大2分の1の交通費を支援する内容になってます。また令和7年度からは、支援額等詳細は未定ですが、実際に地方へ就職移転する際の移転費——要するに引っ越し費用の支援も予定されています。この支援を受けるためには、東京圏——東京・埼玉・千葉・神奈川のキャンパスに4年——原則4年以上在学し、卒業年度の学部生が対象であります。移住先の自治体が地方公共団体による奨学金返還支援を実施していることが要因とされております。仮に同じ都道府県の出身で同じ大学に通いながら、地元の市町村が奨学金返還支援を実施しているか否かによって支援を受けられる学生と受

けられない学生が生じてしまいます。取手市においては、ぜひ若者のU I Jターン支援を促進するためにも、奨学金返還支援を御検討いただきたいと思っております。切替えお願いいたします。

[19番 染谷和博君資料を示す]

○19番（染谷和博君） こういうチラシが大学にはあるそうです。地方へ就職・移住する大学生を応援しますということです。これが裏面です。そしてこれ、すみません、小さいんですけど、これ状況です。茨城県の状況、取手市は丸がついてないです。右側に丸がついてるところが実施してるところです。ありがとうございます。また、奨学金返還支援を要因とする地方就職学生支援事業への申請も併せて御検討いただきたいと思いません。御見解を伺います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

[政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇]

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 染谷議員から、ただいま御提案をいただきました。議員からもありましたとおり、取手市におきましても、取手市の場合は大学進学を機に市外に転出という件数はそれほど目立って多いという形にはなっていないんですけども。その代わり20代前半——いわゆる大学を卒業して恐らく就職なんですけれども、20代前半の転出超過というところが目立っているというような状況になっておりまして、いずれにしても、その20代の若者世代をどう呼び込むかということは、課題となっていることは確かでございます。御質問にございました奨学金の返還支援制度、それから就職のときの交通費支援、就職のときの引っ越し支援——これ国の地方創生の制度で、今取手市でも導入しております移住支援金——いわゆるわくわく取手生活現実事業というのを今導入をしておりますけれども、その拡充版として国が今年度から新たに始めた制度でございます。現在のところ、取手市においてもまた茨城県においても、この奨学金の返還支援ということを実施していないということからです、交通費の支援というものに該当しないという状況になっております。取手は今、結婚新生活支援事業ですとか住ま入る（スマイル）支援プラン、こういったものを若者をターゲットにした補助制度を用意してやっておりますので、そういったことも含めて、さらにその20代という若い若者の施策の一環として、情報収集を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） そうですね、部長の言うとおりに、私も大学出てすぐに取手出ちゃいまして、しばらく千葉に住んで、その後戻ってきて、また千葉に行って戻ってきたというところもありますけども。なかなかこちら東京に近いので、本当にそういう意味ではあまり考えられないのかなと思うんですけども。これ大きいのが翌年の引っ越しを負担してくれるということで、どのぐらいになるか分からないんですけど、恐らく半分程度かなと思うんですけども、最近引っ越しすごく高くなっておりますので、就職のときの交通費またはその引っ越し支援というのは、非常に大きなものであるかなと。また、学生さんが大学のいろいろ行ってみたときに、うちの自治体違うんだなというのも、ちょっと寂し

いことだと思しますので、これはよく検討していただきたいなというふうに思っております。終わります、次行きます。

次に、コミュニティ・スクールについてです。コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度とは、文部科学省が2004年につくった制度で、地域とともにある学校づくりを推進する仕組みです。そのために、地域の代表や専門家が年に数回集まり、よりよい学校運営や地域の将来について議論を行い、学校運営の承認を行う制度です。取手市は地域ぐるみの学校運営を進めるため、令和4年度からコミュニティスクールを導入しております。令和4年度は1校、5年度は7校、今年度は市内20校全ての小学校・中学校をコミュニティ・スクールとしました。切替えをお願いいたします。

[19番 染谷和博君資料を示す]

○19番（染谷和博君） これがコミュニティ・スクール。学校があって、そして地域の皆様がいて、学校運営協議会があって、そして保護者と書いてなってるということです。学校運営協議会の役割についてお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

[教育長 石塚康英君登壇]

○教育長（石塚康英君） それでは、染谷議員の御質問に答弁させていただきます。議員御案内のとおり、法律に規定されました協議組織であります学校運営協議会、これを設置した学校のことを、通称コミュニティ・スクールと呼んでいるところです。この学校運営協議会では、学校の教育目標やビジョンを学校と共有するとともに、教育委員会や校長に対して意見を述べるができる、そういった機関です。例えば、学校長は毎年度、その年の重点的な教育施策であるグランドデザインというのを制定するんですけども、これまでですと校長は制定したものを職員に示して、保護者にも示して、誰の承認も得ずにやっていたんですけども、このコミュニティ・スクールにおいては、このグランドデザインすら、この運営協議委員の皆さんの承認をいただかないと前に進めないと、そういうものです。つまりは、地域の皆様、保護者の皆様とともに、どういう子どもを育てていこうかという、そういうビジョンを共有して、前に進めるという制度になっているところです。今年度、市内20校全てにこの学校運営を設置いたしまして、協議員の皆様とともに、子どもたちを育てる取組を進めているところです。詳細につきましては、教育部長より説明させていただきます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

[教育部長 井橋貞夫君登壇]

○教育部長（井橋貞夫君） 教育長の補足答弁をさせていただきます。学校運営協議会、コミュニティ・スクールには3つの主な機能、いわゆる役割がございます。まず、学校長の提示し、説明する学校運営基本方針、学校の基本目標やビジョンを承認すること。学校——次に学校運営や教育活動についての現状を見ていただき、学校支援についてできることを協議し、あわせて協議会で諮られた内容については、地域にも情報提供を行うこと。3つ目として、学校運営に関することや、教職員の任用に関することについて、教育委員

会に意見すること。この3つが主な役割と考えております。議員ご存じのように、令和4年度からスタートしまして、今年度は、市内全ての小・中学校で学校運営協議会を設置して、様々な活動を行っていただいております。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） それでは、次にお伺いいたします。コミュニティスクールには、地域にとっても学校にとっても大きなメリットがあると思っております。コミュニティスクールを導入することで、地域が受けるメリットの一つに、地域の困り事や課題に対してしっかり把握、対応してもらえることがあります。今までクレームを入れるしかなかった学校運営の課題も、学校とともに話し合っ解決を図ります。学校運営に対して地域の代表として意見を述べ、どのような地域をととも解決していくかを考えられるような大きなメリットです。学校がコミュニティスクールを導入するメリットとしては、教職員以外の人脈が増えたり、ボランティア活動が活性化します。学校の中にいると、学校以外の人脈が作りやすく、話をする機会すらないという先生は非常に多いと思います。コミュニティスクールの意見が通ると、イベントや行事が増える傾向があったり、地域の人と話す場が増えたり、人脈が広がりやすくなると言えます。導入によるメリットをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 染谷議員の質問にご答弁申し上げます。コミュニティ・スクール導入には多くのメリットがあると考えています。地域と連携という視点で申し上げますと、まず学校運営協議会にはメンバーとして地域の皆さんが参加しているため、地域社会との連携が深まり、学校と協力体制が強化されます。また、地域の皆さんや活動団体が積極的に学校活動に参加することで、子どもたちは多様な視点や経験に触れる機会が増えます。このことで、子どもの学習意欲の向上や自己肯定感の強化が期待されます。また、地域の皆さんや保護者が学校運営に関与することで、地域の実情やニーズに即した教育プログラムが実現しやすくなると考えられます。例えば、地元の企業が店舗と連携により職場体験やインターンシップの機会が提供され、生徒たちの将来のキャリア教育に役立つ実践的な学びが得られます。さらに、学校運営協議会で地域の安全について話し合うことで、学校周辺の安全が確保され、緊急時には迅速な対応が可能になります。地域全体が一体となって子どもたちの安全を見守る体制が整います。最後に、コミュニティ・スクールは地域の課題を解決することも想定されます。学校が地域の中心となり、様々なイベントや活動を通して、地域住民同士の交流が促進され、このことにより地域全体の活性化が期待されます。以上のように、コミュニティ・スクールの導入は、教育の質の向上、地域課題の解決、安全対策そして地域の結びつきの強化と、様々な面で大きなメリットをもたらすものと考えております。市教育委員会としても、これらの取組を推進してまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） それでは次に、地域との連携について、お伺いいたします。学

校は様々な人が異動してつくられるもので、学校は変わりにくいと思っております。残っているものは行事や取組資料などです。以前から積み重ねてきた訳があって残っている、自分の代で終わらせたくないと考えている先生も多く、なぜ残っているか分からない状態の行事もたくさんあります。変えたくても変えられない状況がそこにはあるのかと思います。そこに地域という新しい視点を加えることで、今まで不可能だと思っていた取組をスタートできるかもしれません。子どもたちが自分の住む地域を好きになってくれて、地域から巣立っても故郷を思い出してもらえる、そのような学校にしなければいけません。地域には民間で働いた人や独立開業をしてゼロから事業を立ち上げた人もいます。どれも学校では知識が薄い分野なので、今までにない考え方でよりよい学校運営につながる可能性があると思っております。私ちょっと、二、三の方から言われまして、学校運営協議会、コミュニティ・スクールやってるようだが、何にも連絡がないんで分からないと、地域の有力な方が言っております。ちょっと地域と連携が取れてない、20校ある中で学校があるのかなというふうに思っております。その辺、地域との連携については、どのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 議員ご指摘のとおり、地域と連携というところについて、現在進行形で進めている学校もあるかと思っております。こちらはその一因としましては、市ではこの事業を山王小——先ほど御案内いただきました令和4年の山王小を皮切りに、3年かけて全校に広げてまいりました。導入1年目の学校と導入3年目の学校ですと、地域との連携という点では差もあるかと存じます。また、こういった事案の対策としては、市で実施しているコミュニティスクールの取組について、学校、保護者、民生委員主任児童委員、市政協力員など様々な方々へ、市から講師を派遣して、コミュニティスクールの研修を実施してございます。市では、さらに1年目の学校へのサポートを行うとともに、コミュニティスクールを地域に浸透させ、住民の皆さんに関心を持ってもらう取組を推進しているところでございます。さらに、生涯学習課に勤務する社会教育指導員の先生がいらっしゃるんですが、5校ずつ担当を決めて、分担して、各学校の学校運営協議会に出席いただいています。担当する学校の取り組み方を他の学校、担当する学校のほうに紹介して、地域との連携などの優良事例を横展開をする形になってございます。また、希望すれば、学校運営協議会のメンバーが他の地域の先進的な取組を行う地域のほうの、学校運営協議会の活動を見学できるようなスキームを取り入れてございます。周知の強化という点では、まずこういった活動をしていることを多くの市民の皆さんに、コミュニティスクールについて知っていただくための機会を、方法をやってまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） いろいろ努力はされてるといえるのはよく分かるんですが、現実伝わってないという感じが、私のほうでは受けておりまして、ある方は非常に怒っていて、こんなので協力できないとか言っている方もいらっしゃいますので、しっかり説明していただきたいなと思っております。切替えをお願いします。

[19番 染谷和博君資料を示す]

○19 番（染谷和博君） これ教育委員会が発行している「つなぐ」、これが1号か。そしてこれが8までありますね——あります。これ議員の皆さん、全部見ていると思うんですが、僕も今回見てなくて、8号まで全部読みました。これは藤代中学校で独自に出してるやつかな——の1号ということになります。ありがとうございます。全部読むと非常によく分かります。こういうふうになってるんだなというのが分かりまして、これが皆さんの手元があれば、地域の皆さんも「ああ、こういうことやってるんだ」と分かると思うんですが、せっかく8号まで発刊されているんですけども、これはどのようなルートで誰にわたっているのかお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 「つなぐ」はコミュニティ・スクールの取組を皆様にお知らせするために生涯学習課で作成している広報資料になります。この広報資料の「つなぐ」、また学校での取組等のお知らせは、学校運営協議会のメンバーに学校を通して配布しているほか、「つなぐ」については、小中学校の全保護者にホームアンドスクールを通じてお知らせしてございます。また、藤代庁舎ですとか、その他の各窓口、また地域の公民館にも展示コーナーを設置しまして、地域の方に御覧いただいているところでございます。また、学校によっては地域の市政協力員の皆様に御協力いただきまして、地域の皆さんに回覧していただいています。また、より多くの皆さんに取組を知ってもらうため、各学校のホームページ等でも掲載して周知してるところもでございます。また市政協力員の皆様には、9月27日——今月なんですけど、文部科学省のコミュニティ・スクールマイスターの安西寛之先生お招きして、コミュニティ・スクールについて研修を予定しています。こういった場を通じて、この取組や関わり方を理解していただこうと考えておりまして、同会場でも「つなぐ」を配布する予定になっております。今後も発行する際には、市政協力員の会議等を通じて配布させていただきたいと考えてございます。以上になります。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 9月27日に、ちょっと遅くなりましたけど講習会みたいのを開くということで、これは市政協力員さん、どのくらいの方が来てもらえる感じなんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） こちらの出席のほうは今、市民協働課のほうで取りまとめをしております、ちょっとまだ概要がまだ見えてございません。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） ぜひとも一人でも多くの方に来ていただいて、もし来れない方が何人かいたら、出向いていってしっかり説明していただければと思います。学校任せにならないように、よろしくお願いたします。

次に、コミュニティ・スクールを始めますと、地域連携に関わりたいという方が出てくると思います。コミュニティ・スクールを通じてイベントや行事等が増加して、一度これに参加してくれたコミュニティ・スクールを知らない方も理解して協力していただいて、そして、私も何かお手伝いできればと言ってくる方もいらっしゃるかと思います。その場

合、お手伝いする場合、どのようにすればよいのかお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 地域の皆さんが学校運営協議会に賛同して、自分たちも参加したい、また何か手伝いたいと言っていた場合につきましては、直接学校まで御連絡いただく形がスムーズかと思えます。御提案、またお話いただいた中で、地域の方が実施できることと、学校のほうで要望するものというものがあるものがあれば、実現できることもあるかと思えます。教育委員会のほうでは、学校のほうを紹介することもできます。また、学校運営協議会が地域と連携を強化して子どもたちの支援のために、好循環ができるように、教育委員会としても、学校運営協議会の委員の皆様への研修、また情報提供、また各種支援等を続けてまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） これから長期的に地域の皆さんと関わりを持ってやっていくということで、そうしますと学校、あと運営協議会だけだとなかなか厳しい、コーディネーター的みたいな——コーディネーターをやっていたような方がいると非常にありがたいと思うんですが、それはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 現在、市のほうでコーディネーターをさせていただいているのは、学校によって異なりますが元高校の校長先生や元教員などの学校に精通されてる方、またPTAの元役員や保護者の方がおります。これから教育を担うようになる若い大学生がコーディネーターを担当している例もございます。大学生のコーディネーターは、大学のほうで教育関係の専攻をされていることから、年齢的にも児童や保護者にも近くて親しみやすいという声を聴いてございます。それぞれのコーディネーターごとにそれぞれ得意分野や、また人とのつながりがありますので、そういったバックグラウンドを生かした形で活動に取り組んでいただいているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ぜひとも、各校最低1人、コーディネーターをつくっていただけるようにしていただきたいと思っております。これはちょっと取手市では導入ができないんですけども、大体学校長が2年ですよね、2年となると、1年目行事やって2年目何かやろうかと思うと、もう終わってしまうということなんで、なかなかこれは取手市でどうにもできないことなんですけど、もう少し校長先生の任期が長くというようなことは考えられるかどうか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 今、染谷議員がおっしゃったとおり、学校長の人事につきましては、県教育委員会の所管範囲といった形になります。ただ、県教育長のほうでも、学校長の在任期間については検討事項だということは伺っております。その中でも、市内の山王小学校のように、小規模特認校など特色ある教育を行う学校では、同一校で5年間と、山王小学校の校長、今5年目という形になっておりますので、そういった形で5年間勤められる校長先生もいらっしゃいます。今後、在任期間を延ばした学校での生活や課題等は、

県の教育長でも検証されると思っております。そういった中であっても、やっぱり学校運営協議会の委員は、校長先生と教育目標・学校運営方針を共有して事業を進めている他の委員もいらっしゃいますので、残った学校運営協議会の委員が新しい学校長と話し合いを行って、その思いを引き継いで進めて——今後進めていく形になるかと思えます。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ありがとうございます。場合によっては、最長5年もそういう場合もあるということで、ありがとうございます。ぜひとももう少し長く校長先生いていただいて、地域としっかり連携を取り合ってやっていきたいと思えます。やはり子どもたちがすばらしく育って、取手の地域を愛していただいて、仮に就職して出てしまっても、将来的にはふるさと納税で返してくれるとか、そういうふうになっていただけるとありがたいと思えますので、よろしく願いいたします。それでは、次に移らせていただきます。

次に、取手駅前民間保育園整備計画についてです。本年6月4日全員協議会で、公募による取手駅前民間保育園整備計画についての説明がありました。公明党取手市議団は、毎年の予算編成に対する重要政策提言で、駅前保育ステーションの充実を訴えていたので、歓迎するものであります。まず初めに、保育園整備の意義をお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、染谷議員の御質問に答弁させていただきます。保育園整備の意義という御質問です。令和2年度から運用しております、第2期子ども子育て支援事業計画におきまして、保育の需要となる量の見込みと、確保方策を想定しておりましたが、出生率が減少しているにもかかわらず、共働き世帯の増加などの理由により、当初の見込みを上回る保育施設への申込みが増えている状況であります。そのため、令和5年12月現在には、保育施設の定員に対して入所率が約96%となりました。また、令和8年度から、子ども誰でも通園制度が開始されることが予定されており、新たな定員の整備が必要となることから、新しい保育施設の必要性が出てまいりました。そのような中、令和5年度中に実施したアンケートでは、取手駅前に保育施設を望む声や、通勤途中に預けられる保育施設の要望が多かったこと。また、車を持たない世帯が増加していること。A街区の整備を前に、取手駅前の保育施設の充実を図ることで、駅前のマンション入居者に子育て世帯などの若年層の呼び込みにつなげていくことなど、総合的な理由から、今回の取手駅前保育施設整備計画を進めていきたいと考えたところでございます。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） それではその保育園に、子育て支援センター機能とか、児童発達支援事業所機能、これらは入れることは考えているんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。附帯施設——施設としま



して、子育ての地域——地域子育て支援センター、あと一時預かり、そういったところを、事業所のほうから提案を頂ければ、加点として加えまして進めていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 事業所から提案があれば入れていくという、ちょっと消極的なような気がするんです。こちらからそれを入れてくれと言えばいいだけのことのような気がするんですが、そこは置いておきます。それで、2月19日に取手駅前保育所整備計画について、子育て支援課から御説明がありました。その中で駅前商業ビルに保育所整備についての相談があり、整備計画において駅前保育所について検討し、そして整備計画を実施したいというふうになったとなっておりますが、この相談というのは誰からあったんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。日程の確認ですか。2月……。

○19番（染谷和博君） これは6年2月19日にもらってる資料。

○議長（岩澤 信君） 2月19日の資料です。答弁できますか。

福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） 申し訳ありません、染谷議員。そちらのほう、ちょっと内容を確認させていただいて、後ほど回答させていただきたいと思います。申し訳ございません。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 別に特殊な資料じゃなくて、説明資料ということでもらってるやつなんで。ちょっと把握しといてほしいなとその辺思います。

次に移ります。これは後で返答いただくということで。駅周辺で限られた場所になるということです。駅前という限られた地域ですので、場所の確保というのはどのようにするのか。取手駅前の商業ビル、近隣の用地探すのも大変だと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。公募の締切りはまだなんですけども、今のところ複数の事業所のほうからお問合せを受けているような状況でございます。そのうち複数の事業所では、既にエリア内で保育施設のある場所、そういったのを確保できていると伺っておりますので、応募する事業者、複数件あると思っております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 昨日、細谷議員の質問で、質問しておきながら聞かなかったところが何個あるんですけども。その一つに、募集要件を満たす物件というのは、取手駅周辺に何件くらいあるのか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。今回の募集に関しましてなんですけども、市が用意したテナントを利用するものではなくて、事業者がテナントを見つけていただく形を取っております。それで、60人の定員の保育園で、ある程度面積

が必要であるとは思っております。それで、手を——いただいた事業者に、取手市の趣旨に沿った提案をしていただくことが重要だと考えておりました。その数ということについては、そこは今のところ、どれぐらいかというのは把握はしていません。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 把握してない——把握してないけど応募しろ。それ言ってること、ちょっとむちゃなような気がするんですよ。やはり応募するほうにすれば、取手市どういうのがあるんですかねと聞くのが普通だと思います。私が業者側だったら、どんなのがあるんですかねって聞きます。それに関して、おまえら勝手に探してみたいな、そんな今言い方に聞こえてしまいますので。非常にあれかな——何件あるかも分からないけど取りあえず応募してこいって。60人から90人規模だということですね。分かりました。

それでは、次にお伺いします。洪水浸水想定区域に駅周辺はなっておりますけれども、その捉え方はどうなってるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。今回の募集要項におきましては、土地に関する事項として、洪水——洪水——あれ、浸水想定区域、申し訳ございません。土砂災害警戒区域等、災害発生リスクの高い土地でないことということを明記しております。現在、取手市内の多くの保育施設がハザードマップ上での浸水想定区域内にあり、近年増加しているゲリラ豪雨などによる懸念が——被害が懸念され、昨年度、市内の保育施設で水害が発生したことも記憶に新しいところでございます。取手駅前には利根側に近く、利根川洪水ハザードマップでは、取手駅周辺は0.5メートルから3メートル未満の浸水想定区域がところどころに分布しておりますが、例えば、浸水想定区域内であっても、垂直避難ができる場所や、想定水域より高所にあるなど、水害へのリスクが少ない場所や、対策が取れる場所での運営をお願いしたいと考えているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） その考え方ですと、2階建て以上ぐらいなら大丈夫だということだと思います。そうしますと、駅周辺に——例えば、今の募集要項だとあれなのかな、既存の施設じゃなきゃいけないんですかね。例えば、土地が余っております。そこに建物を建てて、それを貸していただけることになりましたので、これ、そういうのはどうですかと言われたときは、これは駄目なんですか。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） お答えさせていただきます。昨日の細谷議員の質問の中でもお答えさせていただきましたが、今回、テナント型ということで募集をかけさせていただいてます。何ゆえにテナント型だけなのかということですが、駅前における既存施設の活性化、こういったものを目的とさせていただきました。また、一から建てた場合の補助金の額であったり、テナントを活用したときの補助金の額というのは格段に違ってきますので、そういった予算的な規模の面も考慮したことで、今回テナント型とさせていただきました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） そうしますと、もうテナント型なのでビルしかあり得ないということで、低階はないから、昨日非常にもめておりました4階か3階か2階かという、そういうことになると思うんですけども、分かりました。先ほど60人と言われておりましたけど、提案には60人から90人規模となっております。これはなるべく多いほうがいいような気がいたしますが、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。最低、やはり60人が必要かなとは考えております。今後、子どもの数の上昇率、子どもの数減っておりますので、90人規模というよりは60人規模で、まずスタートしていただきたいなどは考えております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） できるだけ90人規模に近いほうがいいという考え方ということですね。分かりました。昨日、非常に問題になってました根抵当権の件なんですけど、これ私聞かないです。山野井議員が委員会で聞くと言っておりましたので、専門家ですので委員会で渡り合っただけならばと思っております。また駅前という立地条件です。これ非常に朝、60人から90人のお子さんを送ってきて、車からおろすだけなんでいいですけど、連れていかなきゃいけません。非常に駅前、すごい状態ですね。渋滞状態なんですけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。駅前ということですので、皆さん、お車というわけではないかとは思っております。お車の方も中にはいらっしゃるかとは思いますが。そこに関しましては、やはり安全第一に、保護者の方、あとその事業者の方、そういったところで見守りなどをしていただいて、配慮していただきたいなど考えております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） それでは、次に行きます。テナントということですので、ちょっと心配なのは窓が本当にあるのかどうか、窓のないテナントもございますけども、その窓はどのように確保していくのか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。保育室の窓についてでございますけども、建築基準法の施行令の第9条において――第19条におきまして、採光に必要な窓面積が定められております。これによりますと、保育室の5分の1以上の窓の確保が必要と定められておりますので、そういったところを注意して見てまいりたいとは考えております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） それでは、窓がないと駄目だということで分かりました。最後に、園庭の確保です。現在、国は園庭を持たなくても保育園の開設を認めています。そのため都市部では、新設された園は園庭のない園も多く、保育園を考える親の会100都市保

育力充実とチェックによると、2017年度の園庭保有率は100市区平均で76.6%でした。22年度は69.8%に、東京23区平均で53.6%から39.8%と大幅に低下しました。千代田区、中央区、文京区、港区は園庭がある園の割合は2割に満たない状況です。園庭がない場合は近隣の公園などで外遊びをさせるしかなくなります。園庭の確保について、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。園庭の件についてでございますけれども、こちら駅前ということで、園庭なかなか難しいかなとは考えております。そういった場合、代替の園庭を利用することができまして、——代替園庭を利用する場合に当たりましては、屋外活動に当たって必要な面積と安全が確保され、かつ保育園から日常的に安全に利用できる距離にある必要がございます。それで駅前ですと、ウェルネスプラザ、そちらに多目的公園がございますので、そこが想定されるかと思っております。実際に、今も付近にあります保育施設、こちらを利用してございまして、保育士の見守りなどによって安全に利用されております。また、新規事業者がこちらの公園を利用する場合には、同じように保育士の見守りにより安全確保に努めていただきたいと思いますと考えております。それと園庭ではございませんけれども、複合施設内であれば、広い施設内を探検するなど、雨の日でも十分に児童が体を動かせるスペースがありますし、御相談いただいております事業者によっては、地上1階部分に柵を設け、砂場や水遊びができるスペースを設けたり、屋上を整備して野菜の栽培をするなど、各事業者とも工夫して提案をいただけるようなお話を伺っているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 恐らく想定できるビル、駅の周辺に2つありますけれども、そちらの屋上を使って園庭にしていく、そのような考え方もあっていいということでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。今、染谷議員からお話ありましたとおり、屋上も園庭の一つとして考えていいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） あと先ほど言われましたウェルネスプラザです。駅からあそこまで歩いていく導線、ちょっと危ないところもあるなというのもありますし、ウェルネスプラザのウェルネスパーク自身が入り自由、柵も何もなくすごい広いところという、子どもにとっては印象があるんですけども、あそこで何十人かの子どもが行ったときに、安全確保というのはかなり厳しいんじゃないかと——五、六人ならいいですよ、20人とか30人とかもし行った場合に、かなり厳しいんじゃないかと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

〔チャイム音〕

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。先ほどの答弁と繰り返し

になりますけれども、付近の保育施設、今現在利用しております、同じように、今やっていると同時に、保育士の見守りにより、安全の確保に努めていただきたいと思います。また、移動の際なんかも明らかな危険な場所を通らないとか、それと引率の際には必ず、複数で行うことなど、そういったものを、事業者のほうに求めていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博。

○19番（染谷和博君） その辺は、皆さん事業者さんが考えていかれるのかなと思うんですが、切替えをちょっとお願いいたしたいと思います。

〔19番 染谷和博君資料を示す〕

○19番（染谷和博君） 今回、私もAI使ってみました。そしたらこういうパワポをつくってくれました。子どもたちの未来を支える地域づくりとか、よくつくってくれて、ちょっとびっくりしたんですけど。いろいろ設定条件を入れますと、こういう感じに駅前に90人規模の保育園とか、過去10年のデータから誰でもこども通園制度とかいろいろありまして、ちょっと写真もあったんですけど、恐らくフリーの写真だけど怖いから、ちょっと写真は取手市のやつに変えさせていただきました。こうやってつくってくれるのすごいなとか、何も言っていないのに初期投資1億5,000万円ぐらいかかりますよとかつくってくれました。最終的には未来を担う子どもたちの成長を支える基盤を築いていきたいと思いますというふうになっております。ぜひとも未来を支える子どもたちのため、良いものをつくっていただきたいと思いますと思っております。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） 失礼いたしました。先ほど染谷議員のほうから御質問いただいた中で、保留に……

〔チャイム音〕

○福祉部長（鈴木文江君） （続）させていただいた部分について、御説明させていただきたいと思います。駅前商業ビルに保育所整備についての相談がありというところで、この相談についてはどこからかという御質問だったと思います。事業所のほうから具体的に商業ビルのほうの保育所整備についての相談があったということでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 事業所というと、どこかで保育園を営業しているそういう方から、こういうことはできないかと相談があったんですね。

○福祉部長（鈴木文江君） そのとおりでございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） こういう相談というのは、今回は商業ビルですが、それ以外でも近隣を使っただけの相談というのは駅周辺であったのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） そちらについてはございません。

○議長（岩澤 信君） 以上で、染谷和博君の質問を終わります。

16時まで休憩いたします。

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

一般質問を続けます。

加増充子さん。

[24 番 加増充子君登壇]

○24 番（加増充子君） 加増充子です。今回は西口開発について、再開発事業について伺います。まず初めに、都市計画決定が年明けということなのですが、都市計画法と運用指針は、都市計画決定手続に十分に住民の意見を反映させることとありますが、市長の所見を伺います。

[24 番 加増充子君質問席に着席]

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

[都市整備部長 浅野和生君登壇]

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。議員おっしゃいますとおり、都市計画法第 16 条第 1 項におきましては、都市計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認めるときは公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする規定されておりました。都市計画運用指針におきましても、こうした説明がなされております。市といたしましては、再開発事業の都市計画決定手続に関しまして、都市計画の案を作成するに当たりまして、市民の皆さんに都市計画の原案の内容を周知させていただくとともに、これに対する市民意見を十分に聴取していくことが重要であると考えていることから、市民の皆さんが十分に意見を述べていただくことができる機会を設ける予定でおります。具体的には、都市計画の案を作成するに当たりまして、今年の秋に住民説明会と公聴会の両方を実施する予定でおります。こうした場におきまして、市民の皆さんが十分に意見を述べていただき、こうした意見を反映させていくように努めていきたいと考えております。なお、住民説明会や公聴会の具体的な日時や会場などの詳細につきましては、今後の広報や市ホームページなどで告知していきますので、御理解をお願いいたします。

[都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席]

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 十分に説明をしていくという今のお答えなんですけれども。この運用指針は本当に一方的に市の計画を提起するのみではなく、計画の案の作成の段階でも住民の意見を反映させようというのが大きな趣旨でございます。そういう中で、説明会、公聴会について、いつということはありませんでしたが、今後の広報などでお知らせすることなのですが、具体的にこの説明会、公聴会には、どのような内容を示すということを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○**中心市街地整備課長（中村有幸君）** お答えさせていただきます。この秋に開催を予定しております住民説明会また公聴会につきましては、基本的には住民説明会は都市計画において決定する事項につきましてはの御説明という形になります。都市計画法や都市計画法の施行令、また都市再開発法に規定されております施工区域や施工区域の面積、また建築物の整備に関する計画、住宅建設の目標など、こういったものを都市計画において定めるということになっておりますので、そういった事業の大きな枠組みというところの説明というところがメインになってまいります。そういった中で、建築物の面積などにつきましては、建築面積と延べ床、延べ面積、こういったものを定めるということで説明をさせていただきます。また、建物の用途なども御説明をさせていただきますが、基本的に建物の用途につきましては、住宅・商業・公共公益・駐車場と、そういったものを文言で記載することが都市計画の原案の内容になっておりますので、こういった内容のものについて、どの用途にどの程度の面積を確保するかといった細かな内容までは定めるものではないです。いずれにしても、この秋に、そういった内容の説明会を、また公聴会を開催させていただきます。公聴会につきましては、こちらからの説明ということではなく、市民の皆さんが意見を申し述べる場ということでございますので、そういった機会を通じまして、市民の皆さんの御意見を伺っていきたくと考えております。以上です。

○**議長（岩澤 信君）** 加増充子さん。

○**24 番（加増充子君）** 都市計画決定は来年年明けということは聞いておりますけれども、再開発事業の中で、地権者の皆さんの土地をどう活用するかというのは、地権者の皆さんのお考えもあるのは十分承知しておりますが、この中で市民の皆さんが1番気になるところは、公共施設導入のことなんです。ビルの用途など公共施設——公共公益施設導入計画だけでは、その内容がどういうものかを考えているのか。それ以上の内容については説明されないのでしょうか。公共施設というだけなのでしょうか。

○**議長（岩澤 信君）** 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○**中心市街地整備課長（中村有幸君）** お答えさせていただきます。あくまでも都市計画に関する説明会につきましては、先ほど申し述べさせていただきましたとおり、その都市計画に定める内容をメインとした説明会でございます。とはいえ、その説明会におきまして公共施設の御質問をいただければ、その時点で説明できる範囲での御説明はさせていただきますと考えております。以上です。

○**議長（岩澤 信君）** 加増充子さん。

○**24 番（加増充子君）** 先ほども申しましたけれども、運用指針は、都市計画の案の作成の段階でも、住民の意見を十分反映させるという趣旨であります。そして先ほどの説明では、都市計画決定はビルの用途などで、その内容については触れてないような話なんですけれども、市民の方はそこがどうなるのか、取手市の施設を導入することなんですけれども、どのような内容を考えているのか、1番そこが気になる場所なんです。それについては、聞かない限り、その説明会、公聴会の中でその話が出なければ打ち出さないとということになってしまうんですか。

○**議長（岩澤 信君）** 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○**中心市街地整備課長（中村有幸君）** お答えさせていただきます。先ほどから御答弁させていただいておりますとおり、あくまでも都市計画の説明につきましては、都市計画原案の内容の説明となっております。その中で複合公共施設につきましては、あくまでもその建物の中に整備する施設でございます。都市計画の決定につきましては、本当に先ほど申しましたとおり、区域であったり建物の概要であったり、用途であったりというところがメインで定めるものでございますので、その中で、もし質問いただけるようであれば、説明できる範囲で説明をさせていただきたいと思っております。以上です。

○**議長（岩澤 信君）** 加増充子さん。

○**24 番（加増充子君）** でしたら計画決定の中には、そこまでは入っていないとおっしゃいますけれども、市民の皆さんの合意を得るのは、その公共施設がどういう用途を考えているのか、そういうところが一番の焦点だと思いますので。きちんと計画決定の素案の中——前段階の中で、このように考えています、そしてこのような収支の内容、そういうところまで明らかにしていくことが、この住民参加促す都市計画運用指針ではないかと思んですが、そこまではやらないということに受け止めてもいいんですかね。聞かれればということでしょう。

○**議長（岩澤 信君）** 都市整備部長、浅野和生君。

○**都市整備部長（浅野和生君）** お答えさせていただきます。多少繰り返しとなる部分あるんですけれども、あくまでも今回の計画している説明会というものは、法的に都市計画の区域にどのような建物を考えて、この区域の中で都市計——再開発事業を進めていくという内容のものでございます。で、議員おっしゃいますように、都市計画——都市計画法第16条ですか。こちらで定められている、この住民の意見をという重要な部分は、大規模な区画整理事業でありますとか、環境アセスが必要な区画整理事業であれば、50——すみません、数字は後ほど申し上げさせていただきますけれども、環境アセスメントが重要であって、広い広範囲にわたってこの開発的な行為が影響を受けてくると——やりなさいと、こういうような説明会をやりなさいといういうような内容がこの趣旨であります。そして、今後、基本構想から基本計画へとその公共施設に関して作業を進めていく中で、様々に——基本構想の段階ではパブリックコメントを行って、そして基本計画のところでは、様々に説明会でありますとかワークショップでありますとか、アンケートでありますとか、どのようにつくっていったらよろしいでしょうか御意見をお聴かせください、という内容でお聴きする機会は、かねてから申し上げていると思っておりますけれども、そのような考えでおりますので。あくまでも今回の説明会といいますのは、都市計画の決定で、確かに、この先にどのような公共施設をつくって考えているんだという御質問いただければ、ホームページなどでも公表させていただいております。そのような概要の説明をさせていただきまして、詳細については、今後、基本構想、基本計画の流れの中で様々につくり上げていきたいと、そのように思っております。

○**議長（岩澤 信君）** 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○**中心市街地整備課長（中村有幸君）** 部長答弁の補足をさせていただきたいと思えます。先ほど、部長答弁の中で、大規模な画整理事業などの場合には、そういった都市計画の構



想段階における手続というもののなかで、かなり巨大な規模の開発に伴いまして、環境への影響が大きいと想定される事業につきましては、そういった構想段階の手続というものを行うということになっております。先ほど議員がおっしゃっております、都市計画の案を作成しようとする段階においてというところにつきましては、まさしく先ほどからご答弁申し上げておりますとおり、都市計画法第16条第1項におきまして、都市計画の案を作成しようとする場合においては、必要があると認めるときは、公聴会の開催等、この等の中には住民説明会ももちろん入っておりますが、そういった住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとするというふうに規定されておりますので、我々はこの規定にのっとりまして、市民の皆さんの御意見を伺う機会を確保したいと考えているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） この再開発事業の中で、昨日も細谷議員の中でも出されました。その前も金澤議員の中でも出されましたが、総事業費が177億円に増えますよ。そして、国、取手市の補助金は48億円という話が出されました。そうしますと、この再開発事業の中で、公共施設の導入をする場合、床を買います。それがこれまで45億という案が示されましたが、これまでの繰り返しの話の中では、さらにそれが大きくなる可能性はあるというような説明もされたかと思えます。そうしますと、国県——失礼いたしました、国、取手市の補助金合わせると約100億近い公金、税金が投入されていく可能性が大きいと思うんですが、それでも中身は、都市計画決定の中では聞かれなければ説明しないということですよ。そういうことを許されてもいいんでしょうか。乱暴過ぎませんか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。総事業費などにつきましては、金澤議員の一般質問におきましても答弁させていただきましたとおり、再開発準備組合におきまして施設計画と収支計画を見直した結果、再開発事業の全体事業費が約143億円であったところが、変更案では約177億円となっております。約34億円のアップとなっております。再開発事業全体の事業費の増額に伴いまして、市から準備組合の補助金が約38億円から約48億円に増額する見込みとなりますが、こちらは国庫補助金及び地方債を活用することによりまして、一般財源による市の負担部分は極力少なくなるように努めてまいりたいと考えております。また、非住宅棟に市が整備予定の複合公共施設、こちらの整備費につきましては、再開発事業の全体事業費の上昇により、保留床の処分単価の上昇が見込まれますので、市の床の取得費用がアップするということは想定をされているところでございます。複合公共施設につきましては、再開発事業全体の施設計画及び収支計画の見直し案が、準備組合において8月20日に決定したばかりの段階でありますので、今後、検討作業を慎重に進めていきたいと考えております。いずれにしましても、複合公共施設につきましては、今後、基本構想の策定を現在進めているという段階でありますので、施設の機能や規模・面積・整備費などにつきましては、この基本構想のプロセスの中で丁寧に議論・検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。そのプロセスの中で、パブリックコメントなどを行いまして、市民の皆さんの御意見を伺ってい

きたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） これまで西口開発については、区画整理事業でも 220 億円という大きな私たちの税金——国の補助金もありますけれども、投入されてまいりました。その結果、こうした一極集中の税金投入、市政運営の下で、本当に市民の暮らし、教育施設や道路の整備など全て影響されて、市民にとっては大変な中で生活しているわけですよ、要望もたくさん出しましたが、それがなかなか受入れられない状況をつくってきました。公共の福祉に寄与するとされてきたこの都市計画西口開発は、取手市のまちづくりと財政をゆがめてきたことは否定できないと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。まず最初に、先ほどの都市計画法第 16 条の規定によりまず都市計画の構想段階における手続の中で、環境影響評価の対象となる事業ということで示されておりますのが、例えば土地区画整理事業におきましては、面積が 75 ヘクタール以上ということで、巨大な規模で環境への影響が大きい事業ということで規定されておりますので、そのことを先にお話しさせていただきます。それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。市全体の予算規模から考えますと、取手駅西口の区画整理事業と再開発事業に要する費用は、そこまで多くの割合を占めるわけではなくて、駅前ばかりに費用をかけているわけではないものと考えております。西口の区画整理事業と再開発事業に一極集中で投資をしていることを理由として、例えば他の地区の生活道路の改良が進まないということは全く当たらないと思います。市では、市街地整備事業としては、西口だけを整備しているわけではなく、今後、桑原地区の整備も検討しているところでもあり、西口だけに一極集中させているわけではございません。さらに、過去には、取手駅東口や藤代駅南口におきましても、市施行の土地区画整理事業による基盤整備を実施しておりまして、鉄道駅前の都市施設整備を進め、駅前環境の整備改善を行ってきた経緯もございますので、西口だけに一極集中しているという御指摘は当たらないものと考えております。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 見解の違いで、確かにそういう考え方も担当課としては持っているのは分かります。しかし、私たち市民から見れば、生活がどれほど大変な中、水が来てもその道路が壊れてもなかなか予算が組めない、そういう状態がつくられてきた中で、やっぱりゆがめてきたんじゃないかということを私は申しました。それから、総事業費が膨れ上がりました。そして市の負担はさらに増えていくことは明らかだと先ほども申しましたが、このように、私たちの市の財源——財政がどのように使われていくということは、さらに私たちの市民生活に影響してくるのではないかと思います。具体的には、取手市の補助金、国の補助金は 48 億円と出されましたが、公共施設の床購入は、どのぐらい見てるんでしょうか。今まで 45 億円だったんですよ。それをまた引き上がるということが可能性大なんですけど、どのぐらい見てるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○**中心市街地整備課長（中村有幸君）** お答えさせていただきます。先ほども答弁させていただいた繰り返しになってしまうところなんですけども、非住宅棟に整備を予定しております複合公共施設、こちらの整備費につきましては、再開発事業全体の事業費が上昇したということによりまして、保留床の処分単価の上昇が見込まれるということから、床の取得費用がアップすることは想定はされるところでございます。とはいえ、この複合公共施設につきましては、再開発事業全体の施設計画と収支計画の見直し案が、準備組合において、8月20日に決定したばかりという段階でありますので、今後、検討作業を進めてまいりたいというふうに考えております。この複合公共施設につきましては、現在、基本構想の策定作業ということを行っておりますので、このプロセスの中で、丁寧に議論、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○**議長（岩澤 信君）** 加増充子さん。

○**24番（加増充子君）** 4番目なんですけど、都市計画決定権者として、取手市なんですけど、地権者には、この再開発については再検討を求めること、そして公共施設導入は中止をすることを求めるものです。A街区再開発事業都市計画決定を年明けに予定しているということなんですけど、この再開発ビルへの公共施設の導入は、さらなる税金投入でありますし、その内容が示されない中での都市計画決定はあり得ません。そのような都市計画決定を見直して、再開発事業への公共公益施設導入は中止すること。これは繰り返し繰り返し求めていたんですが、そうですね。やめるとは考えてませんか。

○**議長（岩澤 信君）** 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○**中心市街地整備課長（中村有幸君）** お答えさせていただきます。A街区におけます市街地再開発事業は、地権者の皆さんが主体となって準備組合を結成し、事業化に向けて準備作業を自主的に進めているものでございます。組合施行の再開発事業というのは、あくまで地権者の皆さんの有効な土地利用を促進したいという意向によって、地権者主体で進められているものでございます。A街区において再開発事業を実施することにより、取手駅周辺地区の魅力度を高め、東口も含めた駅周辺地区全体の活性化の起爆剤となる効果が期待でき、これにより、取手駅周辺に多くの人が集まり、人の流れが増加し、中心市街地にふさわしい魅力と活力に満ちあふれたエリアとなることが期待できると考えております。こうした観点から、A街区において、再開発事業を実施することは、地権者の皆さんのみならず、市にとりましても非常に大きな意義があるものと考えております。そのため、市としましては、地権者の皆さんの意向を受けまして、準備組合に対して必要な助言や援助などを行っているところであり、今後の再開発組合、いわゆる本組合の設立後も、都市再開発——都市再開発法に基づきまして、こうした助言や技術的な援助、資金援助などを継続して行っていく予定であります。また、A街区を魅力ある街区とするためには、集客力と利便性を兼ね備えた、駅前のにぎわい創出につながる施設と、施設を整備することが必要だと考えているところでございます。こうした施設とするためには、商業業務施設を充実させることは当然でありますけど、これに加えて、様々な用途に使用可能な使い勝手のよい新たな公共施設を整備することが有効な手段だと考えていることから、図書館機能を中心とした複合的な公共施設を整備する方針としているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） この件については平行線ですので、これで終わらせていただきます。

次に、図書館と公共施設整備計画について伺います。3月15日付の広報で、この計画が市民に知らされました。しかし、これは市民の声にもとづくものではないということは既に明らかであります。市民の声にもとづいたものではないことが明らかになっても、これは十分な説明、またトップダウンの進め方について、この内容が示されてないんですが、いかがですか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。A街区に図書館機能を中心とした複合的な公共施設を整備する方針とし、図書館機能につきましては、既存の取手図書館の機能や規模を拡充し移設すること、これに伴い既存の取手図書館は廃止する方針としたことは、今年2月に議員の皆様にご説明をさせていただき、また広報の3月15日号に掲載をさせていただいたところでございます。公共施設の機能や内容を検討するに当たりましては、駅前に不足している公共的機能を抽出し、また既存公共施設の利用状況を検討したところ、不足している機能としましては、生涯学習支援機能や市民交流活動機能が挙げられ、また、既存公共施設の利用状況といたしましては、図書館や公民館を利用されている市民の皆様が多いという実態が見られました。こうしたことから、取手駅前には図書館機能と公民館に類似した市民が交流活動できる機能を有する複合的な公共施設を整備することが有効であると考えたものであります。他方で、既存の取手図書館につきましては、築45年が経過しており、老朽化やバリアフリー、駐車場台数などの点において課題が存する状況となっており、また、近隣市の図書館と比して床面積や蔵書の数などが少ないという状況でもあります。また市民ニーズにつきましては、例えば今年の1月に図書館が利用者アンケートを行っておりますけれども、その中で駅前に図書館があったらよい、新しい図書館を造ってほしい、もっと広い、より開放感のある作りを望む、カフェ的な場所があればよい等々の御意見が寄せられておりました。ゆとりのある魅力的な空間を持つ図書館を駅前に配置——駅前に設置することへのニーズは数多くあるものと認識しております。こうしたことから、既存の取手図書館の機能や規模を拡充して移転する形で、駅前に図書館機能と市民が交流活動できる機能を有する、複合的な公共施設を整備する方針としたものです。このように駅前に複合公共施設を整備する理由は、駅前の活性化やにぎわい創出を図り、既存の取手図書館の課題へ対応するといったことではありますが、これだけにはとどまらず、市民の皆さんからの交通アクセスのよい駅前に、魅力的な図書館の整備を望む多様な御要望が寄せられていることも理由となっております。こうした意味では、駅前に複合公共施設を整備する方針は、市民の皆様の声に応えた市民ニーズに沿うものであると考えております。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） この図書館を駅前にということは、今の説明はあまりにも拙速過ぎると私思います。これまで何回もこの場で、この公共施設についてはどのような経過

で審議されてるんですか、どのようなことを考えてるんですかと、ずっと12月議会まで求めてきました。まだはっきりしてませんという答弁でした。にもかかわらず、突然3月15日の広報でそのようなことを明らかにしました。これは図書館利用者の方からのアンケートは、伺ったというのはよく分かりますが、市民全体に問うたわけではございません。そういうことを、どこでそのようなことを決定するのか。本当にこれは都市再生本部で話し合ったということも聞いておりますけれども、公共施設、特に図書館というのは大変デリケートな施設で、社会教育の大事な施設であります。そこに図書館等を核とした施設をつくるということは、思いつきでただ活性化のために、駅前のにぎわいを……

〔発言する者あり〕

○24番（加増充子君）（続）にぎわいのためにというだけで、図書館構想が生まれるんでしょうか。十分な住民の皆さんの声、図書館利用している声、そうしたことを十分に検討して、このような計画が出されたのかどうか、それはとっても疑問ですが、だから、図書館の必要は非常に大きい中で、このようなトップダウンで進めていいのか、そこがすごく問題だと思いますが、それを聞いても先ほどの同じ話かなと思うんですけれども。これについて、都市整備部だけでなく教育委員会のお答えはあるでしょうか。どのように考えているか伺いたいんですが。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。現在、検討しております複合公共施設、こちらは再開発事業の施行区域内において、再開発事業によって整備される建築物の中に整備を行うものでありまして、また、施設整備の目指すところは、駅前のにぎわい創出により、まちの魅力向上と活性化を図るためのものがございます。今回の複合公共施設は、駅前において、魅力的な都市空間を整備していくという特性があるため、市街地再開発事業を担当しております、都市整備部が中心となって検討作業を進めているというものでございます。また、複合公共施設であることから、もちろん教育委員会所管の図書館だけでなく、市長部局も含めた複数の部署が横断的に関係する施設となります。こうしたことから、今回の複合公共施設につきましては、都市整備部が中心となって検討作業を進めておりますが、今後の整備プロセスにおきましても、当然のことではあります。教育委員会を初めとしました庁内関係部署と綿密に連携、調整して、全庁的な体制で進めていく所存であります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 取手市の総合計画の中には、図書館については書かれておりません。駅前開発についてはありますけれども、図書館についてどういう声があったのか、市はどのように考えているのか、それすら示されていないわけです。突然とその再開発事業の中のところに、建築物の中に入るといって都市整備部が進めてますけれども、本来ならば教育委員会、図書館それぞれで頑張っている専門部署で、これ十分検討される内容だと思います。そのことを一言添えて、次の質問に伺います。

基本構想、基本策定ということでこれまでも伺ってきましたが、住民説明会を含め、社会教育委員会、図書館協議会、市教育委員会の検討内容について、どのような経過があ

ったか、それについて明らかにしてください。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。A街区に図書館機能を中心とした複合的な公共施設を整備する方針を検討——検討するプロセス、決定するプロセスにおきましては、教育委員の方々を初めとして、図書館協議会や社会教育委員の方々に対しましても、丁寧に説明を行い、御理解をいただいた上で検討作業を進め、整備方針の決定に至っております。現在は基本構想の策定作業を進めているところですが、基本構想の策定プロセスにおきましても、整備方針決定の際と同様に、当然、教育委員会や、図書館協議会、社会教育委員の皆さんに丁寧に説明を行い、御理解をいただく作業を今後行ってまいります。これらの具体的な日程につきましては、現在、基本構想の素案の作成作業を進めている段階ですので、現時点におきましては決定はしておりません。また、基本構想の次のステップとなる基本計画の策定プロセスにおきましても、当然に基本構想と同様に教育委員会や図書館協議会、社会教育委員の皆さんに対しては丁寧な説明や、議論を行ってまいりたいと考えております。また、基本計画の策定プロセスにおきましては、図書館ボランティアの方々など、実際に図書館運営に熱心に活動されている皆さんの御意見などを聞き、意見交換を行うことなどを検討していきたいと考えております。さらには広く市民の皆さんの意見を伺い、計画に反映させていきたいと考えております。そのための具体的な手法につきましては、今後、検討してまいります。例えば、市民アンケートや住民説明会、ワークショップの実施などの手法が考えられると思います。この基本計画の策定につきましては、来年度行うこととなりますので、具体的な手法や日程は、今後検討してまいりたいと考えております。このように、市としましては丁寧かつ慎重な手続を経まして、基本構想や基本計画を策定していく予定でありますので、拙速に進めていくということは全く考えてございません。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） これまで図書館、公共施設数については、教育委員会の中でも説明されましたと担当課お話しされました。そういう経過の中で、教育長にお尋ねしますが、図書館の役割について、どのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 加増議員の御質問に答弁させていただきます。図書館の役割でございますが、図書館法では、図書館は図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、学校教育を援助し、家庭教育の向上に資するよう留意し、必要な資料の収集、目録整備、利用相談対応、他の図書館との協力や相互貸借【「相互貸借」を「相互貸借」に発言訂正】、資料展示会等事業等の主催、開催の奨励、時事情報や参考資料の紹介の提供のほか、社会教育学習を成果活用した教育活動機会の提供、奨励等の実施に努めなければならないと、このようにあります。そうしたことから、図書館では、市民の皆様が図書館の利用を通じ、日常生活に必要な情報や知識を得ることや、子どもたちが本を読み、楽しさを知り、想像力を豊かにしていくために必要な幅広い分野の図書資料の収集に努めて

おります。また、市民から寄せられる調べ物、相談等には職員が丁寧にお手伝いをしております。子どもの読書活動の推進では、子ども司書講座、放課後子どもクラブでの読み聞かせのほか、学校図書館、市立図書館連携事業、ほんくるにより、公立小・中学校の児童生徒は、市立図書館の本を学校で受け取る仕組みが——学校で受け取ることができる仕組みを構築しており、小・中学生の読書環境の確保、提供に努めております。また、読み聞かせボランティアや国際交流協会の皆さんの協力を得まして、4か月健診時のブックスタート事業や、小・中学校への訪問おはなし会、外国語と日本語のおはなし会による異文化交流等を開催し、本を介した楽しいひとときを提供しております。今後も子どもを初めとする市民の読書活動の推進に協力していけ——協力していきたいと考えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○24番（加増充子君） 図書館の役割は本当に幅広い……。

○議長（岩澤 信君） 加増さん、まだ指名しておりません。

加増充子さん。

○24番（加増充子君） 今、部長がお話しされたことは、本当に図書館の役割として大きなものです、幅広いものです。市民の文化を育み、そのことによって取手市の文化を支える大事な施設だと私も受け止めています。だからこそこの次の4番目なのですが、指定管理者導入、これも出されてきましたが、過去に図書館協議会などの意向により、指定管理者制度はなじまないと否定されたんですね、この本会議でそのような答弁された記憶があります。なぜこれ方針を転換したのか、その根拠なんでしょうか、伺います。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。図書館への指定管理者導入に対するこれまでの教育委員会のスタンスは、あくまで既存の図書館についてでありまして、今後A街区に新たに整備していく施設は、図書館機能を中心とした複合公共施設でありますので、施設の運営につきましては、指定管理者制度を導入することを考えております。指定管理の導入によりまして、管理運営が効率的になり、管理経費の縮減につながることを期待できることに加え、民間企業の持つノウハウを積極的に活用することで、開館時間の延長や魅力的なコンテンツの提供、様々なイベント開催など、市民ニーズに対応したきめ細かなサービス提供が期待できると考えております。他市の事例におきましても、指定管理の活用により大幅な利用者数増加やユニークな企画・イベントなどの実施により、駅前地区の活性化につなげている事例が多く存在しております。指定管理によって、例えば図書館ボランティアの方々の積極的な活動など、現在と同様の運営が維持できるのかといった点につきましては、指定管理のやり方によると考えております。指定管理の具体的なやり方は今後検討していく事項ではありますが、複合公共施設のどの部分を指定管理に任せるのか、指定管理者に任せる業務内容はどの範囲か、指定管理者にどういった運営を求めるのかといった指定管理の出し方に関する点は、様々な工夫の余地があると考えております。特に現在の取手図書館につきましては、現在ボランティアの方々をはじめとしました様々な方々の熱心な御協力によって運営されている面がございますので、指定管

理者に任せる業務内容や運営方法を検討するに当たりましては、こうした図書館の運営を支えてくださっている皆さんの御意見を伺い、活動の場や機会を最大限に確保し、現在の熱心な活動を維持していくことが可能となるように留意していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 私はここで、本当に取手市の図書館の歴史、皆さんボランティアの方とか関係者の皆さんの努力によって、これまで本当に市民に親しまれた図書館でありました。そういう図書館をその指定管理者導入とか民間のノウハウを生かす、それだけで——また駅前の活性化ということもおっしゃいましたけど、そういうことで本当に図書館のこれまでの歴史を全くゼロに戻すようなことはあってはならないと思います。そういう中で、生かすべきだと思います、これまでの図書館については。私が言うまでもありませんけれども、取手図書館の歴史は市内親子文庫など子どもたちに絵本を読み聞かせようと本との出会いを大事にされて、本と子どもと大人のつながりが地域の中で図書館づくりへと発展してきました。そうした中で、取手図書館ができ、やがてはふじしろ図書館もそのような運動の中ででき、現在に至っております。駅前ににぎわいをと市は、中心市街地活性化策として図書館建設計画を打ち出していますが、果たしてその役割が大事にされるのか、市民が自ら考え行動するサポートする、その自治体行政を支える基盤となっている図書館をどうするのか、大変危惧する声も出されております。私も危惧するものです。図書館にあっては、ゆったりとした時間が流れる読書空間を大事にすることや、一人一人の生活を豊かにする、知る権利を保障する、これが図書館だと思います。そういう願いが込められ今日に至っているわけですが、駅前活性化策として捉えること、私は到底考えられません。これまでの歴史をしっかりと存続する、さらに生かしていくこと、その考えについて図書館について、教育委員会の答弁をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 図書館長、樋口康代さん。

○図書館課長（樋口康代君） 図書館、樋口と申します。御質問に答弁いたします。ただいま議員のほうでおっしゃっていただいたように、昭和40年代当時、子どもたちに図書室を開放する文庫活動をされる方々が市内にも複数おられました。そして昭和54年、取手図書館は現在の場所に設立されました。当時は、県内でも先駆けてコンピューターを導入し整備した図書館であり、大きな注目を浴びたと聞いております。時代の変化とともに、図書館に求められるニーズも多種多様化しております。その間、公立図書館は次々と建設され、貸出し型の図書館から滞在型の図書館へと変わっていきました。そうした中、平成15年に開館したふじしろ図書館は、小貝川沿いの広い敷地に建てられ、くつろぐことができる滞在型の図書館として、多くの方に御利用をいただいているところです。教育委員会としましては、学校図書館との連携により、子どもたちの読書意欲の向上を図りつつ、家庭におけるうち読など、子どもの読書機会や読書環境の確保に資する事業について、今後も推進してまいりたいと考えております。また、ボランティアの皆さんによる図書館活動につきましても、今後も御協力をお願いしたいと考えておるところです。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。加増さん、お待ちください。



教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 今、方針という形ですけど、先ほど加増さんがおっしゃったように、新しい複合施設の図書館では、やはり市民からの意見の中にも、ゆっくりできる図書館、コーヒーが飲める図書館が欲しいという意見も頂いておりますので、そういった図書館——市民が満足する図書館に向けて、やはり今後、都市整備部と十分協議していきたいと思います。それと、すみません、訂正をお願いします。先ほど私、「相互貸貸」と申しました、正しくは「総合貸借」です。訂正をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 議長は訂正を認めます。

加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 図書館の在り方は、本当にいろんな関係者の皆さんの努力、ボランティアの皆さんの本当にたゆまない努力が、今日の図書館をつくってきたと思います。ですから図書館の在り方は、拙速に結論を急ぐの——出すのではなく、皆さんの声を聴きながら時間をかけて検討すべきだと思います。これで、この項目の質問を終わります。

次に、公共施設の在り方についてなんですが、これまでも繰り返してきましたが、公共施設の役割は本当に大事なものだと思いますが、その目的を持って利用に供するための公共施設ということなんですが、どのように認識されているか、短くお答えください。

〔笑う者あり〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） それでは、短く答弁をさせていただきます。市内には——今、図書館の役割についても議論をされておりましたけれども、図書館をはじめ教育施設・福祉施設・高齢者施設、様々な公共施設がございます。それぞれの目的と役割を持って運営をされていると思いますが。これは地方自治法の 244 条におきまして、普通地方公共団体は住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとするというふうに明記されておりますので、ここに全て集約されるものと捉えております。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 地方自治法 244 条で、しっかりうたっております。しかし、これまで取手市に行ってきたこと、市民ニーズに答えてきているのか、それが問われるところです。学校統廃合の問題、保育所統廃合の問題、そして今度は、2017 年度から公共施設の使用料を、多くの皆さんが反対だよと言っているにもかかわらず、これを強行しました。こうした中で、公民館活動は利用者の生きがいの一つであるにもかかわらず、なかなか利用できない、本当に使用料が気になる、そういう声も聞かれております。そういう中で、本当にこれまでやってきた取手市の対応は、真に市民の活動やニーズに答えてきたものなんでしょうか。それだけ 1 点お願いします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。まず学校につきましては、子どもた

ちのよりよい教育環境を整えるため、小・中学校の適正配置計画を整えて進めてきたところです。また、保育所につきましては、民間保育所の状況、保育料ですとかニーズ調査を行いまして、保育所整備計画に基づいて進めてきたところでございます。さらに使用料・手数料につきましては、受益者負担の考え方をまとめ、公平性公益性のことを考えて、変更を行ってきたということがございます。これら全て将来にわたって、取手市が持続可能な自治体経営となるように進めてきたということでございます。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 持続可能な市政運営をというだけで、学校もなくす、保育所もなくす、そして利用者が皆さん願っているのに使用料を上げる、そういうことなんですね。そういう考え方なんですね。分かりました。

次、経費削減優先の指定管理者制度導入について伺います。この地方自治法の改正により取手市は、指定管理者導入を進めてきました。その中で、ウェルネスプラザとグリーンスポーツセンターが同じ公共施設でありながら、協定書の違い、特に指定管理者からの還元金の方法の違いがありますが、その説明、グリーンスポーツセンターとウェルネスプラザの違いについて御説明をお願いします。なぜ違うのか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの加増議員の御質問にお答えいたします。地方公共団体が設置いたします公の施設の管理につきましては、平成 15 年、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことにより、従来の管理委託制度から指定管理者制度へと大きな制度転換が図られることになりました。この改善におきまして、様々な施設が、現在市においても、指定管理を導入して管理していただいておりますが、指定管理者の募集選定に当たりましては、施設ごとに募集要項、そして仕様を作成し、その仕様に基づき指定管理のほうを応募し、事業者からの意見、アイデアを出していただいております。当然この仕様書を作成するに当たりましては、施設の設置目的はもちろんのこと、立地、主な利用者層、様々な違う要因、異なる要因を仕様のほうに反映させております。さらに、その仕様に基づき様々な事業者さんから様々な提案を頂きます。そのようなことから、それぞれの施設において協定を結んで、最終的に出されている指定管理の仕組みによってその内容は異なるということで御理解いただければと思います。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 続きまして、取手グリーンスポーツセンターについて答弁させていただきます。取手グリーンスポーツセンターは平成 2 年に完成し、当初は市直営で運営しておりましたが、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、現在 4 期目を迎え、民間事業者のノウハウや経営手法を活用することにより、利用者のニーズに応えたきめ細やかなサービスの提供をして運営しております。御質問の管理運営に当たりましては、ウェルネスプラザと同様、市と指定管理者の間に基本協定書、年度協定書を締結し、お互いに協力し管理運営を行っております。グリーンスポーツセンターの利益の還元については、

指定管理者導入に応募事業者側の提案の一つとしてうたわれたものです。提案の利益還元を盛り込んだ事業者が指定管理者となり、その後も事業者からの提案の中に盛り込まれた盛り込まれて現在に至っております。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 健康づくり推進課長、香取美弥さん。

○健康づくり推進課長（香取美弥君） それでは、ウェルネスプラザの概要と還元金についてお話しさせていただきます。まず取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークは、平成27年10月1日にオープンいたしまして、今年で10年目を迎える施設であります。当初から指定管理者制度を導入して、2期目となっております。施設が果たす役割としましては、市民交流支援、健康づくり支援、子育て支援の3つの機能を備えて、市民の健康増進や交流促進はもちろんのこと、中心市街地の活性化にも寄与するという魅力的な施設の運営というものが求められております。加増議員からの御質問であるその指定管理者からの還元金ということについてなんですが、今期の指定管理者の提案により導入しております。具体的には、基本協定の26条第3項の利用料料金というところで、年度ごとに定める基準額を利用料の年度ごとに定める基準額を超過した場合に、超過額の30%を市に還元するというようになっております。その還元方法としましては、最終年度還元の状況ですが、令和2年から令和5年度までは、新型コロナウイルスの感染拡大による、施設の休館や利用制限……

〔チャイム音〕

○健康づくり推進課長（香取美弥君） （続）の理由によりまして、利用料金収入が減少し、還元というものには至っておりません。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。通告があと2つ残ってますので、時間のほうお願いいたします。

○24番（加増充子君） この指定管理者制度については、今後の課題として注視していきたいと思っております。やっぱり統一されていくということが基本だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次、廃止された旧井野小学校、旧取手一中、小文間小学校の跡地利用については、どのようにお考えか、端的に申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 旧井野小学校、旧取手第一中学校でございますが、令和7年度に旧1中の体育館の改修を予定しております。この計画では、一中と井野小の跡地は一体的に整備するという計画になってございますが、井野小については一中の体育館の終了後に、今、校舎を解体して、広場スペースと、オープンスペースとして整備していく予定となっております。旧小文間小学校につきましては、今、地元の方々どどのような施設を整備するかについて議論を進めている最中ということでございます。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 跡地利用計画に沿って、これから粛々と進めていくということで、取手一中の体育館の改修ということが挙げられていますので、それも今後私も注視していきたいと思います。

それから、最後のネーミングライツなんですけど、これは8月1日の取手市広報に出されました。そういう中で、事業要綱では企業と市との契約により市が……

〔チャイム音〕

○24 番（加増充子君） （続）所有する施設に対する命名権を付与した場合は、お金幾らかということ内容があるんですが、これについて公民館の23条で——社会教育法23条で、次の行為を行ってはならないと中で、専ら営業営利を目的としている事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助することはいけなとありますが、これについて認識はどうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

簡便な答弁でお願いいたします。

〔笑う者あり〕

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、お答えします。平成25年3月26日付で、今の社会教育法23条第1項第1号の解釈について……

〔チャイム音〕

○財政部長（田中英樹君） （続）文科省のほうから通知がございました。この通知の結論だけ申し上げます。施設命名権の売却が入札等の方法を通じて公正に行われるものであれば、社会教育法第23条第1項1号で禁止されている行為には当たらないとあります。よって市としましては、公民館をネーミングライツ事業として実施しているものでございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、加増充子さんの質問を終わります。

続いて、佐野太一君。

〔6番 佐野太一君登壇〕

○6番（佐野太一君） 佐野太一です。ちょっと皆様のお顔を見ると、3日目のこの順番はかなり受けるものじゃないなという気持ちに……

〔笑う者あり〕

○6番（佐野太一君） （続）ちょっとなりましたけれども、最後ですので、何とかお付き合いいただきたいと思います。議会初日に議長より御報告ございましたが、このたび会派離脱いたしました。今後も改めて新たな気持ちで、皆様とともに市民の視線に立ったよりよい市政の実現のため、精いっぱい努めてまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いたします。それでは、通告に従いまして質問をいたします。昨今多くの災害が懸念される中、特に巨大地震はとても心配の一つです。お聞きしたい件は、取手市地域防災計画と避難所マニュアルについてです。1番目の質問は、地域防災計画にあります初動対応についてです。ここでは地震を想定してお伺いいたしますが、突然の地震が起こった際、災害対策本部の設置、被害状況の確認、避難所の設置など、職員の皆様の急な対応が必要

となります。地震の場合、特に大きな地震であればあるほど被害も大きくなり、計画どおりにはいかないことも予想されます。被災し移動できない方、動かさない車や損害を受けた道路など、実際の状況次第ではありますが、想定は必要かと考えます。そこで初動対応として、職員の参集と動員についての対応策にお考えをお聞かせください。

〔6番 佐野太一君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、答弁させていただきたいと思います。取手市では災害発生時に、取手市地域防災計画に定めます組織体系に基づき、各班ごとに災害対応業務を行っております。地震につきましては水害の場合ということなり、先ほど佐野議員からもありましたように、発生の予測が困難なことから、初動時の災害対応の体制及び、職員の編成が重要と我々も認識してございます。取手市地域防災計画におきまして、市内で震度4以上を観測した際には、組織体制及び職員の参集基準を定めておきまして、夜間休日においても迅速に対応できるよう体制構築を行っているところでございます。しかしながら、先ほどありました、佐野議員がおっしゃってました大規模な災害が市内で発生したというような場合です。そういった場合には、職員自身も被災者となる可能性がございます。参集困難な事態も想定されると思います。そういった際には地域防災計画に定めます各班の掌握事務にとらわれず、緊急性の高い業務について流動的に対応を行っていくなど、災害対策本部にて弾力的な運営を努めることとしているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。そうですね、弾力的な対応ということで、やはり想定されていることはよく分かりました。ただ、やはり想定外のこともいろいろあるので、なかなか難しいことだとは思いますが、やはり来れない方もしくは来れる方、近い方・遠い方でも大きく異なると思いますし、あとはやはり被害状況にもよりますけれども、ある程度の想定の実体性はつくっておいていただきたいなというふうに考えます。例えばAさんが来れない場合は次はBさん、Bさん来れない場合はCさん、A社の車を出せない場合はB社、これは誰がその時動かすのかとか、そういったより具体性を持った何か計画、想定のものやはりこしらえておいたほうがいいのではというふうに考えました。その辺については、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） お答えさせていただきたいと思います。まず、職員が参集できないような場合、あらかじめ定められたところに参集できないというような場合には、地域防災計画では、最寄りの庁舎または防災関係機関に参集し、その旨を所属長に伝えるというようなところがございますので、職員につきましてはそういった形で、例えば道路が寸断されているとか、橋が落ちていて来れないとかというような場合には、そういう形で職員は参集するようになってございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 分かりました。例えば、被害状況の確認等の場合の、例えば使う車ですとか、遠隔なんかもこの間の防災訓練でリモートで出てましたけど、ああいったものの手配とか、もし遠隔操作などできないような場合や、車出せない場合の状況確認等はどのようにされるかお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えさせていただきます。まず車両ということで御質問がございましたが、市役所の車両及び資機材は災害対応で運用していくところでございますが、重機等は不足することも想定されてございます。そのようなことで、現在、取手市の建設業協会との協定により対応していくような体制を構築してございます。また、燃料等につきましても、茨城県石油商業組合取手支部と協定を締結してございまして、災害時には優先的に供給を受けることが可能な体制は構築しているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） 立野次長の少し補足をさせていただきたいと思います。参集ができない場合の会議の持ち方も多分聞かれていたのかなと思いますので。その場合には、まずこの間、皆さんも御覧いただいたと思うんですけども我々のほうにもタブレット端末が貸与されておりますので、リモートでの災害対策会議になろうかと思えます。また、それがつながりにくいというような場合には、我々災害用の携帯を貸与されてございます。そちらについては災害時にも優先につながる携帯電話を支給されてございますので、そちらで連絡を取り合いながら、体制を構築していくというところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。念には念を入れではないですが、やはり想定外のことも想定しながら、やはり防災に関しては本当に念を入れて、計画をしっかりとつくっていただきたいと思います。特に、参集に関しては、やっぱり初動対応というのは非常に防災では必要、重要だと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

続いて、避難対策についてです。地域防災計画の中に、避難誘導の方法というのがございます。これによりますと、具体的な避難方法として、自主防災組織、市政教育委員、町内会自治会等を確認、指定避難所に避難する集団避難方式が有効であるとあります。しかし、避難に際して、独自の行動をとる住民や、通常的生活圏外にある避難所、避難場所の存在などにより、混乱が生ずる恐れもあると。そこで、避難場所に至る前に、身近な小公園等に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整えた後、避難誘導者の指示で避難場所へ避難を行うものとするとうございます。大変この状況がもしできれば、ご高齢者の方ですとかお子さん連れの方なんかは大変心強いと思えます。お車ある方だけじゃないので、これ必要かと思うんですが、果たしてこの状況が実際災害が起きたときにきっちり行えるのだろうかという疑問もございまして。この辺について詳しくお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えさせていただきます。地域防災計画による避難誘導

につきましては、自主防災組織や市政協力員を核に、身近な小公園などに一時的に集合し、秩序正しい避難体制を整え、避難誘導者の指示で指定避難場所に避難する集団避難方式が有効であると。御紹介いただきましたように掲載してございます。実際に消防庁、国民保護防災部が発行してございます。東日本大震災における自主防災組織の活動事例集には、地震発生後に、地区内で事前に決めておいた一時避難場所に集合し、人員を確認することで安否確認が行われたなどの事例も紹介がございまして。当市におきましても、一部の自主防災会では、所定の場所に一時的に集合し、避難所に移動する訓練を行っている地域もございまして。避難誘導につきましては、災害の状況にもより、避難に休養するときや一時避難場所の確保が困難な場合は、指定避難場への避難も必要な場合もございまして。各地域の特性に合わせた最適な避難方法を検討していただくよう、我々といたしましても、出前講座や自主防災会組織のほうにも、案内をさせていただければと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 分かりました。そうですね、地域等のやりとりで、やはりしっかりと皆さんと連絡をとって周知しておく、またはこういった事態に備えていくということ大事なんですけれども、やっぱり実際起こりますと、パニックになったりとか、ここにもありますけれども、やっぱり独自の行動をね取る方も大変多く、やはりその集団の避難方式というのがなかなか取れない、また集まる場所が被災していたり、そこにたどり着くまでの道路が寸断されていたり、何か問題があったりというときには、果たしてどうしようか。自主防災会や町内会、自治会がある地域はいいですけれども、そういったところがない地域や、やはりちょっと離れている御自宅なんかに住んでる方は難しいのかなというところもあります。その辺踏まえていかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えさせていただきます。東日本大震災においても、隣近所の人たちの呼びかけや避難誘導によって多くの命が救われてきた事例もございまして。ふだんから顔を合わせている隣近所の人たちが集まり、互いに協力し合いながら取り組むことで、被害の拡大を防ぐことが可能になるものと考えてございます。御質問の自主防災組織がない地域への対応といたしましては、隣近所による共助や自助の中で対応していただくことになるかと考えております。自分がどのような場所においても、災害発生時は、まずは自分の身を守ることが最優先でございます。自分の身を守ることによって、他者を援助したり、災害の被害を抑えることにもつながるものと考えてございます。ふだんから、発災時での避難経路や避難場所、ハザードマップ等を参考に想定していただくよう啓発を継続していきたいと考えてございます。なお、大規模災害による被害の拡大を防ぐためには、災害発生時はもちろん、日頃から地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組む必要があり、その代表的な組織が、自主防災組織であると考えてございますので、自主防災組織の未結成地区解消が図れるよう、我々も取り組んでまいりたい、そのように考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 自主防災組織の運営というのは、なかなか新たにつくるというのは大変難しいところもあるかと思えます。ですので、やはり私も今回いろいろ調べますと、いろんな被災した状況でも、やはりいかに自助また共助というのが重要かということを改めて痛感いたしました。やはりその辺をしっかりと市のほうからも住民の方にお知らせする、ふだんの備えですとか避難方法、これをやはり自分でしっかりと考えて避難していただくという各自の認識を高めていただくという取組もぜひお願いしたいところでございます。

続きまして、被災動物の保護対策についてです。これは、これも地域防災計画の中にあるんですけども、愛玩動物の保護対策というところの項目に、災害時には飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼育している市民が動物を伴い、避難所に避難してくることが予想される。市は動物愛護の観点から、県や関係機関、県獣医師会、動物愛護関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、動物愛護団体と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備するとあります。これ非常に重要なことで、やはり飼い主不明の動物、不詳の動物、これ必ず出てくると思えます。これができれば非常にいいんですが、これも、やはりこのいいことは書いてあるんですが、実際にこれができるのかなというふうな、ちょっと疑問も持っていますので、もう少し詳しくお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。先ほどからもお伝えしてございますように、東日本大震災の際にも大きな問題となりましたが、地震発生後パニックになってしまった犬猫が飼い主とはぐれてしまい、飼い主のもとに帰れず保護されたという事例がございました。このような飼い主不明動物の対応につきましては、取手市だけではなく獣医師会や動物愛護団体と連携を図りながら対応に当たることとなります。茨城県では、災害時、負傷した動物の救護対応について、平成25年に茨城県と公益社団法人茨城県獣医師会、公益社団法人愛玩動物協会、取手市のNPO法人ポチタマ会を含む3つの動物愛護団体が、災害時のペット救護活動を円滑に行うために、災害時における愛玩動物の救護活動に関する協定を締結しており、その中で動物愛護本部の運営や被災動物の救護、被災動物の応急措置といった内容がございましたので、取手市において災害が発生し負傷動物が出た場合には、茨城県を通じて避難所等への獣医師の派遣について、地元獣医師会に協力を求めていくことになるかと考えてございます。なお、負傷動物の避難場所は、災害の種類や規模によって選定していくことになります。具体的には災害対策本部において開設した避難所の中から、動物愛護団体の協力による一時保護、また茨城県が設置する一時保管施設を想定してございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。そうですね、やはりここにもあるんですが、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で使用するよう努めるというふうにあります。やはり飼い主のいる動物以外でも、やはりそういった保護、団体さんの力をかりながら、またはいろんな方の力をかりながら、これしっかりとやはり形をつくっていただきたいというところをお願いいたしまして、この質問は終わります。



続きまして、避難所における動物の適正飼育対策についてです。同ページに、やはり避難所における動物の適正飼育対策とあります。市は県と協力して飼い主とともに避難してきた動物の飼養について、適正飼育の指導助言を行い、環境衛生の維持に努める。また、被災市民に対して、保護動物に関わる情報提供を行う。市は避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられるよう施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとあります。これちょっと私気になったのが、やはり動物同伴の避難者という表現が、今取手市が行っている同行避難とちょっと異なるのかな。文言少しの違いですけど、同行避難と同伴避難というのは大きく異なりまして、私本来、同伴避難できるところをつくってもらいたいというのは切実な希望ではあるものの、今すぐの現状では難しいのであれば、これをちょっと読むと、どこか施設を1か所でも2か所でも、同伴できるところをつくってくれるのかなというようなふうにも受け取れますし、またこの保護動物に関わる情報提供を行うとあるんですが、この情報提供というのはどういうことか、この辺をちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。災害時、所有者不明の動物として犬猫を保護した場合には、避難所において、ふだんからペットを飼育している方や、県の協定に基づき設置される茨城県災害時動物救護本部による使用支援を受けるとともに、市ホームページの掲載や避難所等への張り紙、または県救護本部に情報提供を行うなど、県動物指導センターや獣医師会、日本愛玩動物協会、動物愛護団体等を通じて飼い主の発見に努めてまいり——考えてございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 分かりました。これ直接も申し上げたことなんですけど、やはり避難所のやっぱり環境——私さんざんやっぱり一般質問でも申してますけども、やっぱり環境整備、やはりしっかり行っていただきたい。これが実現されたとしても、やはり来るペットが避難所で命を落とすなんていうことがあってはならないと思います。体育館の中に人間がいる中でも非常に暑い環境で、エアコンないとこれは熱中症になっちゃうなというのを、ちょっとこの間の防災訓練のときに感じたんですけど、同時に、やはりペットの置かれるスペース、あそこもやはり35度以上、あのときあったんですよ。多分ケージに入れたまんま、猫なんか特に小さい動物は一、二時間もすれば熱中症になって命を落とす動物も出てくる環境だと思います。今すぐの環境を変えられないまでも、やはりそれを知らずに連れてくる、避難をする方々に対して、やはりしっかりと情報提供するというのは非常に重要なことだと考えます。この辺についてどうお考えかお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えさせていただきます。動物の飼育対策ということでございますが。災害時におけるペットの適正な飼育対策は、ペットを救うだけではなく、避難される方や家族の身を守るためでもあり、全ての方が安心して避難できるようなペットの飼育環境の充実に向け、私たちとしましても、先進事例等を常に調査研究してまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） これあれですかね、今の御答弁だと、積極的に環境対策していただけると受け止めていいのか、今すぐは難しい、変えられないということは分かりますけれども、やはり今後のことをもう少しお聞かせいただきたいんですが。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） 災害時は何よりも人命が最優先というところをさせていただくような対応になろうかと思えますけれども、一方でペットは家族同様ということで、家族の一員ということで避難した際も飼い主の心のケアにもなるというようなところも十分承知してございます。この間二中のほうで避難訓練をさせていただいた際に、体育館の中で35度前後、屋外の気温のほうははかかってございませんでしたが、日影でもそれなりの多分気温があったということは承知します。また最近使用され、飼育されている動物につき、愛玩動物につきましても、室内でエアコンをつけた中でという環境で、屋外に出たときどういうふうになるのかなというのは、大変危惧してるところでもあります。まずは人命のほうといたしますか、体育館のほうのエアコンが今定例会の補正のほうにも計上されてございます。将来的に体育館のほうにエアコンが入った際には、また別の方法で、今度はペット等のほうにもどういった環境が好ましいのか、より適切な避難ができるのかということにつきましては、調査研究を引き続き続けていきたいと思えます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） そうですね、もうちょっと前向きに御意見いただきたいところなんです。やはりあの環境をやっぱり知ってしまうと、避難して来られた方も、えー、ここにワンちゃん猫ちゃん置くのという意見も、この間の防災訓練でもありましたし。調査研究しながらということで、人間のほうからということではあります。やはりおっしゃったように、家族同然のやはりペットをどうするか、連れてこられない方——ごめんなさい、連れてこられる方でも、やはりこういった環境をやはり周知するべきだと思えますし、やはりこれもやはり自助、共助で自分で何とかできる場合は、自分で何とかしてもらう方向をやはり強めていただく、環境を整えば、ぜひウエルカムで読んでいただくのもいいと思えますけれども、今の現状だと、やはり積極的な同行避難というのは、なかなか難しい現状だと思いますので、前向きな御検討をぜひ今後も続けていただきたいと思えます。この質問は終わります。

続きまして、避難所の秩序維持についてです。これは避難所運営マニュアルにあります秩序維持というところ。この中に、その他という項目がありまして、そこに、性暴力、DVなど暴力防止と避難所の秩序維持、安全確保に努めることとございます。これについてももう少し詳しくお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。避難所では不特定多数の方が基本的に同じスペースで共同生活を送ることになります。ふだんとは異なる環境で多くの方が共同生活を行っていくに当たり、避難所での秩序維持につきましては非常に重要なことだと考えてございます。特に避難所での女性の配慮につきましては、大規模な災害において避難

所生活が長期化するほど課題となってくる部分であると認識しており、令和3年度には男女共同参画における視点を踏まえまして、避難所運営マニュアルの改訂を行ったところでございます。取手市の避難所運営マニュアルにも記載がございますが、避難所内に更衣室や授乳室などのスペースの確保や、女性向け日用品の配付を女性が行うといった配慮、また避難所内を定期的に巡回するなど、プライバシーの確保や安全確保に努め、女性が安心して避難所生活が行えるよう運営を行っていくことが大切だと考えてございます。また女性の配慮以外につきましても、多くの方が避難所で共同生活を送る中では、避難者同士のトラブルやDVなどの被害が想定されます。避難所でのトラブル対応やDV防止対策といたしましては、避難所の運営職員だけではなく、避難所の方にも御協力をいただきながら、一体となって対応していくことが大切だと考えてございます。また、平常時から警察と連携を図り、災害時における避難所での犯罪防止対策にも努めてまいりたい、そのように考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 分かりました。ぜひ、この辺はしっかり具体的に内容をしっかりと決めていただいて、遅かったということがないように対応していただきたいんですが、やはり今、御答弁にもありました女性への対応ということは非常に大事なんですが、やはりこれからの次の質問にも関わってきますが、やはり性暴力等、性被害ということになりますと、これ性別一切関係ないということは十分に御承知の上で御対応いただきたいということを申し上げまして、この質問はこれで終わらせていただきます。以上です。ありがとうございます。

続きまして、次の質問に参ります。命の安全教育と包括的性教育についてです。お願いします。

〔6番 佐野太一君資料を示す〕

○6番（佐野太一君） まず、命の安全教育とはですが、文科省からは命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、命を大切に考える考えや自分や相手一人一人を尊重する態度などを発達段階に応じて身につけることを目指すものとあります。私もこういった取組を議員になる前から、こういったことで取り組んできた経緯があるので、今回取り上げさせていただいたんですが。文科省と内閣府が連携し、有識者の方の意見も踏まえた、命の安全教育のための教材及び指導の手引も作成されておりまして、対象は幼児期から高校、大学、特別支援学校を対象に実施され、発達の段階に応じて構成されています。見たことある方もいらっしゃると思いますが、発達段階に応じて、こういった……

〔6番 佐野太一君資料を示す〕

○6番（佐野太一君） こういった内容、こういった手引きがありまして、発達段階に応じて、どんどんこう内容がやはり難しくなるというか、複雑になるような感じにはなっているんですけども。趣旨としましては、子どもたちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにということで、2023年から全国の学校で命の安全教育を推進することになりました。そこで、現在の命の安全教育の現状について、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） それでは答弁させていただきます。命の安全教育の目標とするところは、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力の及ぼす影響などを正しく理解した上で、命を大切にすることや、自分や相手一人一人を尊重する態度を発達段階に応じて身につけることであると思っております。令和5年3月に策定されました、性暴力——性犯罪、性暴力対策のさらなる強化の方針の教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防の一環として推進されているものであり、取手市としましても、子どもの安全安心を守る重要な教育であると認識しております。現状としましては、小中学校の性に関する指導について、学習指導要領に基づき、児童生徒が性について正しく理解し、適切な行動がとれるよう実施しております。また指導に当たっては、文部科学省から示されました生命（いのち）の安全教育の教材や指導の手引きを活用し、指導しております。主に、小学校4年生の体育科や中学校1年生・3年生の保健体育科の授業を中心として、学校の教育活動全体を通じて指導を行っております。また、発達段階に応じまして、全学年で切れ目のない指導を行うために、各校の学校保健年間計画の中で、性に関する内容については特化して強調して表記したり、性教育に関する年間指導計画を作成し、学年ごとの指導内容を明確にしております。各学年の内容に関しては、文部科学省から示されている動画教材等を積極的に活用し、行っております。さらに、外部講師を招いた性に関する講演会の実施を推進しております。令和5年度は、中学校では全6校、小学校では14校中8校で、外部講師を招いての性に関する講演会を実施したところでございます。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 分かりました。ここは——次に質問させていただきます。

次、生命（いのち）の安全教育のこれまでの成果、これをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 佐野議員の御質問に答弁させていただきます。生命（いのち）の安全教育の成果としましては、児童生徒が自分の体の発達や性に関する基本的な知識を正しく理解することで、自分やその他の人を大切にするという人権意識を育み、社会的なルールや倫理を守る姿勢を学ぶことができると捉えております。また、外部講師の活用による、専門的で正しい知識の獲得が挙げられます。実際に外部講師の授業を受けた後に、小学生では、プライベートゾーンのことを分かってよかった。男女の距離感で注意しなければならないことが分かったとか、中学生は、自分の体のことを——自分の体のこと、心のことを大切にするとともに、相手のことを大切にしないといけないと思ったなどの感想が聞かれ、大変よい取組であったと捉えております。児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動がとれるようにするためには、専門家による正しい知見が大変有効であり、本市としましては、今後も各学校において、外部講師を招いた性に関する講演会を広めてい

きたいと考えているところです。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 成果ですね、やはり子どもたちがやはり自覚する認識するということは、非常に重要かと思えます。プライベートゾーンというものも、以前、教育の現場ではなかなか使えなかったものが使えるようになったというだけでも、大分画期的、踏み込んだのかなというふうには理解しております。

続きまして、生命（いのち）の安全教育の課題について、お伺いしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。命の安全教育の課題としましては、現在、各学校でのカリキュラムのばらつきが挙げられます。このことに関しましては、現在、全校の学校保健計画や性教育に関する年間指導計画を教育委員会のほうで確認をして、学習内容の見直しや改善を図り、どの学校でも、文部科学省の命の安全教育の手引をもとに充実した学習が進められるようにしていきたいと考えているところです。また、各学校において、カリキュラムに沿って確実に命の安全教育が実施される仕組みづくりとして、チェックリストを作成して、年間指導計画に位置づけていくことも予定しております。また、外部講師を招いた性に関する講演会については、学校独自の取組として、保護者の参加を計画実施した事案もございます。その際、保護者の方からも好評をいただいておりますので、今後は、全校を中学校だけでなく、小学校においても全校の実施を目指していくとともに、保護者の参加も促していきたいと考えているところです。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 分かりました。やはりカリキュラムのばらつき、これはやはり重要なことです。やはりどの学校でも同じように指導できるように、その仕組みをつくっていく。こういったことはぜひ進めていただきたいと思えます。また、外部講師の方の取組も、やはり重要かなというふうには考えておりますので、専門家の知識を生かしたこういったことはやっていただきたい。ただ、私はこの命の安全教育について、かなり課題や問題点が多いなというような感想を持ってまして、いろんなこういったことに関わっている、団体さんや、いろんな方から声を聞きますと、これちょっと問題があるんじゃないかということ。私、例えば、性暴力の例など、これが異性の対象になってたりするんですね。異性間の、やはり性暴力ということになるんですが、これは、性暴力は女子男子関係なく起こるということが考えますと、やはりこの部分は現実的ではないのかな。よりちょっと現実的なやはり指導、必要性はあるのかなというふうに思われます。また、指導の中に、水着で覆れる部分は、他人に見せない、触らせない、他人を触らない、触られたら大人に言うなどのプライベートゾーンという、先ほどもお話がありました、指導がありますが、水着で隠れる部分だけがプライベートゾーンではありません。本来、体全体がプライベートなものであり、それはその人の権利になります。その人の同意なしに触れたり、触ったりすることは、人権侵害とも言えることですので、やはりこの辺は、水着で隠れる部分という断定的な部分ではなく、やはり体のどこに触っても、やはり問題があるということは幼児期からしっかりと指導していくべきなんじゃないかなというふうに考えます。そもそ

も、身体の権利と同意には全く触れていないということも問題かと思えます。同意のない行為は暴力であり、性暴力は犯罪であることを明確にせず、心と体の距離を保つという心構えの問題に置き換えていることが問題だと私は考えています。これで——これでは被害に遭った子どもが自分が悪いと自分を責めることにもつながると思えますし、私は実際そのようなお子さんの例を幾つも存じ上げています。権利と同意、これについては性被害から自分の体を守る、また無知や誤った知識により加害者とならないように、特に権利と同意については、しっかりと子どもたちに教えなければならないと思います。まだまだおかしな点とか問題が多数あるんですけれども、子どもたちや保護者、教育関係者の方からも疑問視するお声もありますが、それら今お話しした点を踏まえまして、どう捉えておりますでしょうか。お聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。今のお話を伺いまして、学校教育の中では、やはり学習指導要領をもとに、これは子どもたちに指導していくということが基本になります。権利と同意ということもありましたけれども、本当に子どもたちが成長していくに当たり、そういった場面等が訪れるやもしれません。ただし、やはり自分の体や心を大切にする、それから相手の心と体を大切にするということが基本になりますので、そういったところをしっかりと指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 自分の体、他人の体を大切にということ、やはり権利と同意、これはしっかりとつながってくるものじゃないかなということで、私は考えますので、その辺はもう一度、再度お伝えしたいと思えます。今、学習指導要領のお話出ましたので続きまして、はどめ規定についてに対する考え方についてです。まず、小学校5年生の理科で、人が母体内で成長して生まれるというところで性の話が入ってくるんですけれども、学習指導要領では、人の受精に至る経過は取り扱わないものとするとあります。精子・卵子・受精卵はそういった話は出てきますが、受精に至る過程は取り扱わない。中学校になりますと、保健分野の中で性感染症のことや身体の機能の発達と心の健康についてという項目がありますが、性感染症予防の話が入ってきて、ほかに受精・妊娠は取り扱いますが、妊娠の過程は取り扱わないものとするとあります。この2つが、経——何々の経過は取り扱わないものとするというもの文言、これがいわゆるはどめ規定と言われてはいますが、文科省は、性交を扱わないと解釈しながら、避妊具を使うことは、性感染症の予防には有効だとして触れています。これは教える側も学ぶ側も戸惑うのではないかと考えます。実際子どもたちから、分かりにくい、よく分からないという話も聞いております。そもそも学習指導要領では、全ての児童生徒に対して指導する必要がある内容を示している最低基準にすぎないとありまして、示されていない内容を加えて指導することもできますとありますが、それを踏まえて、「はどめ規定」に対する考え方について、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。文部科学省におきまして、

令和4年10月24日、包括的教育の推進を求める申入れ書の提出を受けまして、文部科学大臣が衆議院、文部科学委員会において、文部科学省としては、子どもたちが性に関して正しく適切な行動がとれるように、まずは現行の学習指導要領に基づく着実な指導に努めていくと答弁しております。本市におきましても、まずはこの現行の学習指導要領に基づく指導を着実に実施してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） そうですね、そのやはりお考えもおありかとは思いますが。ただ今、非常に性暴力について——等に関しても、性被害に関しても若年化しております。早いうちからの、やはり現実・事実・知識というものは早くから身につけておくべきだと私は考えております。誤った知識を持たせない、これも重要なことだと思います。この学習指導要領では、やはりどうしても足りないのではないかと、それは否めません。これに関して、いろんな各ほかの自治体でも、この「はどめ規定」を——「はどめ規定」外の指導を含めた指導を行っている自治体も数多く今出てきておりますが、そういった団体の行いに関して、取手市はそれを踏まえて、どうお考えになりますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） お答えさせていただきます。先ほども申しましたとおり、まず現行の学習指導要領に基づく着実な指導に努めていくというような姿勢であります。他市におけるそういった先行事例とか、また、国や県の動向については、ここは着実に調査研究をしながら、今後、必要に応じて検討すべきこと、どうなのかも含めて考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） やはり子ども支援、子育て支援というものは大きく、この問題に関わってくるかと思えます。今お話ししたとおりですので、やはりある程度進んでいる事例もありますので、ぜひ御検討いただきながら、少しでも進んだ教育、そもそも国はこの生命（いのち）の安全教育に対して、性教育というふうに認めていないんですね。ですから、しっかりと性教育——国は性に関する指導というふうに呼んでるんですけども、これをやはり性教育としてしっかりと受け止めてもらえるような形、それをつくっていただきたいというふうに考えまして、この質問を終わらせていただきます。

次にまいります。続きまして、包括的性教育とセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツについてです。ここまでお話ししてきましたように、性教育の現状が——これまでの性教育の現状があり、性教育の充実を求める声が上がってきていると思います。そしてそれには、包括的性教育が必要だという御意見を多く耳にいたします。包括的性教育とは、人権をベースとして——今日も一般質問がありましたが、ウエルビーイングの実現など——実現などの観点が必要とされています。また性教育とありますが、生殖や性交についてだけでなく、人間関係を含む幅広い内容で、性的同意や性の多様性、ジェンダー平等、性暴力の防止なども含めた体系的なものとなっています。また、ちょっと片仮名言いにくいんですが、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、これ最近耳にする方もいらっしゃるかと思いますが、これは性や身体のことを自分で決めて守ることができる権

利というふうにいわれています。性に関する課題をより包括的に捉え、より多くの人に自分事として捉えて考えるためのきっかけになるものとして、今注目されています。以上お話ししましたことを踏まえまして、教育の観点からはこの2つに関して、どう捉えてお考えになられているか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。今ご説明いただいた2つ、どちらも基本的人権に関わる内容であると捉えております。生命（いのち）の安全教育よりもより広義であり、内容によっては例えば道徳や生活科であったり、学校で行う人権教育などで実施されているものもあるかと捉えております。本市としましては、子どもたちが性暴力の被害者、加害者、傍観者にならないように、また誤った認識や行動、性暴力の及ぼす影響などを正しく理解するために、性に関する教育については、まず、命の安全教育の推進を柱として、さきに述べた取組の実施に努めていく所存であります。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。おっしゃっていただいた、正しく理解する知識ですとか専門的で正しい知識、また専門家による正しい知見など、こういったものを御利用されていると思いますが、やはりこの命の安全教育の今の現状のままでは、正しく理解する専門的な知識を取り入れる、より詳しく性について理解するというところに少し難しい点が生じるのかなということ、やはり考えの中から外すことができません。この包括的性教育につきましては、やはり教育の現場だけではなく、市役所内の多くの部署に関わることだと考えております。教育委員会以外にもお聞きしたいと思いますが、今回、福祉部では、この包括的性教育とセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツについてどのように捉えてお考えになってますでしょうか。また、現在実践されていることがあればお伺いしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、佐野議員の御質問に答弁させていただきます。福祉部門として、ちょっとお答えさせていただく形になりますが、性教育につきましては、まずやっぱり教育委員会が所管となるところでございますが、子どもをめぐる部署ということで、子育て支援課の現状について回答させていただきたいと思っております。公立保育所における、まず性教育の取組状況につきましては、現在のところ、佐野議員がおっしゃるこの包括的な性教育プログラム、こちらのほうまでは導入しておりません。現在、子育て支援課で実施している事業についてでございますが、まず、公立保育所におきましては、5歳児以上を対象にしまして、先ほどもお話ありましたとおり、プライベートゾーンを守る取組として、体の中でも水着で隠れる部分は大切な場所であること、誰かに見せたり触らせたりはしない、ということをお伝えしております。体における大切なところを示し、見せたり触らせたりしないという禁止のメッセージを伝える、こういったことで、誰もが自らの体に誰がどこにどのように触れることができるのかを決める権利を、誰もが持っている



いうことを理解できるかが、指導のポイントになってくるのかなと思っております。また、家庭児童——家庭児童相談室での相談業務などにおける性的虐待が疑われる事案を認知した際には、被虐待児の様々な感情や気持ちに十分配慮し、極めて慎重かつ高度な対応が求められることから、早急に専門機関である児童相談所へ対応を依頼することとなっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。やはり全庁的に、お子さんや保護者の方も含めて関わる部署の方々に関しては、やはりこの辺の御理解をしていただきたいなというところと同時に、やはり包括的性教育というものに関して、何か実践していただきたい、これをより深めていただきたいという希望を持っております。今、具体的な実践がないということでしたけれども、これから何か実践していく、そういった御予定ですか計画、あれば教えていただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 佐野議員の御質問に答弁させていただきます。こども計画の基となるこども大綱においても、子ども・若者の性犯罪・性暴力の対策という項目の中で、学校などにおける生命（いのち）の安全教育などに触れられており、その必要性は認識しております。現在、市でもこのこども大綱に基づき市のこども計画の策定を進めており、各課の取組や考え方をヒアリングしているところであり、性教育の取組も含め議題として意見交換を行っているところです。こども計画にどのように位置づけるかといった御質問かと思いますが、現段階では内部でのコンセンサスや外部審議機関にもお示ししていないため、確定的なことを申し上げることはできませんが、いずれにしましても全ての子どもや若者が、将来にわたってウェルビーイングな生活を送ることができるよう、地域の実情に合ったこども計画の策定を進めてまいります。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。今すぐにやれることではないこともあると思いますし、それも承知しております。ただやはりこれは、ぜひ進めていただきたい一つでございまして、やはりお子さんに関わること、今、性被害の問題というのは非常に取り沙汰されています。これをやはり、市のほうでどう受け止めていただくかということ、今回を基に、ぜひともお願いしたいと思います。最後にちょっと出すの忘れちゃったんで、すみません。

〔6番 佐野太一君資料を示す〕

○6番（佐野太一君） 一つ表があるんですけども、警視庁が犯罪統計資料によると、2022年の強制性交等罪の認知件数1,655件のうち、被害者20代以下が8割以上、10代以下に限っても4割以上を占めています。また、子ども、若者が被害となる、強制性交罪等の認知件数は増加傾向にあり、ゼロ歳児から12歳児では2018年に比べ2022年度は1.4倍以上となっている、こういった性被害の数も大変増えているという、こういった統計もあります。またもう一つ、被害者の年齢層の推移、今のことに準じてなんですけれども、やはり年々低年齢化しているという事実があります。これをやはり踏まえたと、どうし

てもやはり早いうちからの性教育、これがやはり重要になってくるのではないかということで、やっぱり数字がしっかり出てますので、ここら辺の取組をしっかりとお願いいたしまして、今回の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、佐野太一君の質問を終わります。

自席で休憩願います。

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りします。本日、染谷和博君から、発言取消申出書が提出されました。本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認め、染谷和博君の発言取消申出書の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたします。

○議長（岩澤 信君） 追加日程第1、染谷和博君の発言取消申出の件を議題といたします。本日、染谷和博君から、本日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって、御手元に配付しました発言部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、染谷和博君から発言取消しの申出を許可することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 時 分散会